令和８年第１回定例会３月定例会議

中 之 条 町 議 会 会 議 録

令和８年３月１１日　再開

令和８年３月２５日　散会

中　之　条　町　議　会

令和8年第1回中之条町議会定例会　3月　　定例会議　　会議録　　第1日

招集年月日（会議）	令　和　8　年　3　月　11　日								
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂								
再　開　日時	再　開	令和8年3月11日　午前9　時　40　分							
散　会	散　会	令和8年3月11日　午後2　時　37　分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	8番　大場　壯次		9番　冨沢　重典		10番　関　常明				
職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥					
	議事書記	小板橋　千晶	書記	木暮　駿希					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	劔持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程　　第１号

（令和８年３月１１日午前９時３０分開議）

第　１　会議録署名議員指名

第　２　審議期間の決定

第　３　議案第　１号　令和８年度中之条町一般会計予算

議案第　２号　令和８年度中之条町国民健康保険特別会計予算

議案第　３号　令和８年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算

議案第　４号　令和８年度中之条町介護保険特別会計予算

議案第　５号　令和８年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算

議案第　６号　令和８年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計予算

議案第　７号　令和８年度中之条町発電事業特別会計予算

議案第　８号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計予算

議案第　９号　令和８年度中之条町上水道事業会計予算

議案第１０号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計予算

議案第１１号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計予算

議案第１２号　令和８年度中之条町下水道事業会計予算

議案第１３号　令和８年度中之条町農業集落排水事業会計予算

第　４　議案第１４号　令和７年度中之条町一般会計補正予算（第１０号）

議案第１５号　令和７年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１６号　令和７年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第１７号　令和７年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１８号　令和７年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第２号）

議案第１９号　令和７年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第２号）

議案第２０号　令和７年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）

議案第２１号　令和７年度中之条町上水道事業会計補正予算（第４号）

議案第２２号　令和７年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第４号）

第　５　議案第２３号　中之条町課設置条例の一部改正について

第　６　議案第２４号　中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第２５号　中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第２６号　中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第２７号　中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第２８号　中之条町行政手続条例の一部改正について

議案第２９号　中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第３０号　中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

議案第３１号　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

議案第３２号　中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第３３号　中之条町出産祝金支給条例の一部改正について

議案第３４号　中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について

議案第３５号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第３６号　野反湖区画漁場の管理に関する条例の一部改正について

議案第３７号　中之条町奨学金条例の一部改正について

議案第３８号　中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第３９号　中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４０号　中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第４１号　中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第４２号　中之条町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第４３号　中之条町自動車教習所の設置等に関する条例の一部改正について

議案第４４号　中之条町上水道事業給水条例等の一部改正について

第　７　議案第４５号　教育委員会教育長の任命について

第　８　議案第４６号　チャツボミゴケ公園指定管理者の指定について

第　９　議案第４７号　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について

第１０　議案第４８号　町道の変更について

第１１　報告第　１号　専決処分の報告について

報告第　２号　専決処分の報告について

第１２　陳情第１号・第２号

○

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和８年第１回中之条町議会定例会３月定例会議を招集したところ、議員各位にはご参集いただき厚くお礼申し上げます。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

また、町長から指名競争入札執行報告書が提出されています。事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

次に、２月13日に開催された群馬県町村議会議長会の定期総会では、令和８年度事業計画や一般会計予算について議決されました。

また、各町村議会が「議会の機能強化及び多様な人材が議会に参画するための環境を整える活動を行うとともに、デジタル社会・脱炭素社会の実現に向けて、町村の特徴や地域の潜在力を最大限に生かした住民の幸福度をさらに高める政策を提案しながら、町村の子供たちが我が町・我が村に愛着と誇りを持てる町づくり・村づくりに全力で邁進する」宣言を行い、「議会が自主性を発揮し、地方創生をさらに推進していくには、制度面及び財政面の両面において、基盤を強化することが必要不可欠である」ため、政府及び国会議員に対する６項目の要請を決議しました。

以上、諸般の報告といたします。

ここで、表彰状の伝達を行います。

在職10年以上の議員として大場壯次議員が群馬県町村議会議長から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

大場壯次さん、演壇の前までお願いします。

（表彰状及び感謝状伝達）

○議長（安原賢一）表彰を受けられた大場議員に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

大場壯次議員には、平成27年の初当選から中之条町議会議員として、地域の発展と住民福祉の向上にご尽力いただいております。この間産業建設常任委員長、総務企画常任委員長、文教民生常任委員長などを歴任され、議会の活性化や円滑な議会運営にご尽力いただいております。その熱意と行動力に心から敬意を表すとともに、深く感謝申し上げます。

今後も健康に留意され、町政進展のためにますますのご活躍をいただくようお願い申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。誠におめでとうございます。

ここで、受賞者から挨拶をいただきたいと思います。

８番、大場壯次さん、ご登壇願います。

○８番（大場壯次）今日は、貴重な時間を割いていただきまして、このような会を設けさせていただきまして、本当にありがとうございます。

私の最初の１期目は平成27年４月28日ですか､投票日の後の上毛新聞を見ているのですけれども、そのときは定数が18で、19人ということで、１名の方が落選ということでありました。また、２期目は定数が15で、立候補者が16ということでした。また、３期目は定数が15で、16ということで、１名が落選ということで、あとまた議員手帳がもう12冊目になりました。時の流れが非常に速く、自分なりに充実していたのかなという気がします。

以上です。今日はありがとうございました。

○議長（安原賢一）おめでとうございました。

以上で表彰状の伝達を終了とします。

さて、３月定例会議では、令和８年度当初予算と令和７年度補正予算、関連する条例など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いいたします。

この際、町長から挨拶をいただきたいと思います。

町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、３月定例会議の開催に議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

２月24日から３月２日までの７日間、ブルガリア共和国ヤンボル市長から正式にご招待をいただき、中之条町の首長として表敬訪問に行ってまいりました。ヤンボル市の皆様が私たち訪問団を丁重にお受け入れくださり、今後の有効的な交流の第一歩を踏み出すことができたと、非常に大きな成果を実感しております。

議長におかれましては、ご同行いただき、ありがとうございました。

今年に入り、日本各地で大規模な山火事が相次いでおりますが、町内においても火災が４件発生しており、町としても消防体制の重要性を改めて認識いたしております。

また、県内外において、昨年から続く小雨により、各地の貯水池等の水位が低下し、水不足が深刻化いたしております。いつ起こるか分からない非常事態に備え、今後も町民の皆様が安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、さらなる消防防災体制の強化に努めてまいります。

さて、本日上程させていただく案件につきましては、令和８年度の一般会計、特別会計及び事業会計の当初予算、令和７年度の補正予算関係、条例関係22件、教育委員会教育長の任命についての人事案件、チャツボミゴケ公園指定管理者の指定、町過疎地域持続的発展計画の策定及び町道の変更を含む議案48件に加え、報告２件でございます。議員のみなさまにおかれましては、慎重審議を賜り、ご議決をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影

を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されたりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和８年第１回中之条町議会定例会３月定例会議１日目の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、８番、大場壯次さん、９番、冨沢重典さん、10番、関常明さんを指名します。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第２、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり、本日から３月25日までの15日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から３月25日までの15日間と決定しました。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　議案第　１号　　令和８年度中之条町一般会計予算

◎　議案第　２号　　令和８年度中之条町国民健康保険特別会計予算

◎　議案第　３号　　令和８年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算

◎　議案第　４号　　令和８年度中之条町介護保険特別会計予算

◎　議案第　５号　　令和８年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算

◎　議案第　６号　　令和８年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計予算

◎　議案第　７号　　令和８年度中之条町発電事業特別会計予算

◎　議案第　８号　　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計予算

◎　議案第　９号　　令和８年度中之条町上水道事業会計予算

◎　議案第１０号　　令和８年度中之条町簡易水道事業会計予算

◎　議案第１１号　　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計予算

◎　議案第１２号　　令和８年度中之条町下水道事業会計予算

◎　議案第１３号　　令和８年度中之条町農業集落排水事業会計予算

○議長（安原賢一）日程第３、議案第１号から第13号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第１号から議案第13号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号　令和８年度中之条町一般会計予算につきまして説明を申し上げます。

本日、ここに中之条町議会３月定例会議の開会に当たり、新年度当初予算案を提案させていただき、議員各位及び町民のみなさんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年に続き、今年になっても全国的に乾燥注意報等が発令される中、大規模な山林火災が各地で発生し、住民生活に大きな影響を及ぼす事態となっております。

群馬県内におきましても、各所で火災が発生しており、予断を許さない状況が続いております。

一方、全国各地で異例とも思える大寒波に見舞われ、各地で猛烈な雪害も相次ぎ、自然災害の脅威を改めて強く感じているところでございます。

町長就任以来、４回目の予算編成を迎え、私自身にとりましても一つの節目となる予算編成でありますが、依然として物価高騰が住民生活を直撃しており、食料品や燃料、資材など、あらゆるものの値上がりは当町でも農業や観光業をはじめ、多くの事業者の経営に大きな打撃となっております。個人消費などの生活面についても大きな影響を及ぼしております。

世界に目を向けますと、米国とイスラエルによるイランへの大規模攻撃により、原油価格はさらに上昇し、世界経済の下方リスクを高める可能性が高まっており、日本経済にも深刻な打撃となり、さらに物価高騰につながる可能性もあります。

また、台湾情勢に端を発し、中国との関係も冷え込む中にあって、レアアースなどの希少鉱物をめぐる問題にも発展しております。

アメリカをはじめとする大国の思惑が世界経済へ波及する現在において、各国の動向が国内の食料や原油などの高騰につながり、結果として住民生活へ多大な影響を与えることとなります。

このように世界情勢の混乱は、町民生活や地域経済に影響を及ぼしていることから、町でも注意深く社会情勢を観察していく必要を強く感じております。

国内におきましても２月の衆議院議員選挙の結果を受け、新たな枠組みの中で新政権が再スタートしたわけでありますが、混乱のない安定感を持った政治状況となるよう期待するところであります。

また、中之条町におきましても、町民から信頼される行政運営と安心安全で豊かな生活を送れる

よう、町、議会、地域住民、そして各種団体や企業、学校等、一丸となり、共創の町づくりを図っていきたいと考えております。

令和７年に実施された国勢調査の結果はまだ公表されておりませんが、人口減少による少子高齢化がさらに進んでいることが予想されます。

こうしたことを踏まえ、今後の財政状況を考えますと、令和６年度普通会計決算における財政指標では、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率等において、相対的に「健全な財政状況」にあると言えますが、先ほど申し上げましたとおり、歳入では人口の減等を考慮しますと、自主財源の根幹となる税収の大幅な増加を見込むことは難しい状況にあります。

また、国庫補助金等は効率化の傾向にあることから、依存財源につきましても過度な期待はできない状況にあります。地方交付税の依存度が高い本町におきましては、こうした動向を強く認識し、対応していくことが必要となります。

歳出では、国においての新政権の下、安定感のある政治体制を期待しているところでありますが、さらなる物価上昇も懸念され、社会保障関係経費や扶助費、繰出金、公債費、公共施設を含むインフラの維持管理経費等の経常的経費の増加は避けられない状況にあり、厳しい状況下ではありますが、行政の停滞を招くことがないよう、必要な施策について推進していく必要があります。

新年度の予算編成に当たりましては、制度改正や国の政策による支出の増加は、町財政の圧迫にも直結することから、その動向を常に注視する必要があり、ＤＸ社会等を見据えたデジタル時代の流れの中で、さらなる行財政改革を模索し、関係機関とも連携を図っていくことが必要であります。

公共施設の老朽化に伴う改修経費や少子高齢化の進展等による社会保障関連経費が増加していくことが予想される中で、限られた財源を有効活用していき、町民の皆様のご期待に十分応え得るよう、予算編成をいたしました。

令和８年度の一般会計当初予算の総額は109億3,300万円でございます。令和７年度当初予算に比べますと1,200万円、率にして0.1％の減となっております。

当初予算の主な財源につきましては、１款町税では、個人、法人の町民税、固定資産税、入湯税等の増収を、たばこ税は減収とし、全体としては令和７年度比3.0％の増と見込ませていただきました。

２款地方譲与税から11款地方交付税におきましては、国の地方財政計画に基づき、それぞれ計上させていただいております。

15款国庫支出金では、地域経済循環創造事業交付金や学校施設環境改善交付金などにより、増額を見込んでおります。

16款県支出金におきましては、令和７年度の介護基盤等整備事業費補助金や統計調査事業費交付金等の事業などにより減額となっております。

19款繰入金におきましては、財源不足に対応するため、財政調整基金等からの繰入金は、令和７

年度と比較いたしますと減額となっております。

22款町債では、起債対象事業費の減により、過疎対策事業債等の減額を見込ませていただいております。

次に、令和８年度に実施する重点施策につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、「子ども・子育て支援」の分野では、子育て世代の人たちが「中之条町で子育てをしたい」と思っていただけることを目標として、施策、事業を総合的に取り組むことといたします。

少子化が急速に進んでいる現状を踏まえ、出産祝金につきまして、第１子支給額を増額させていただき、４月から新たに設置させる「こども家庭センター」を中心に母子保健機能と児童福祉機能を一体化することで、子育て家庭へ、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を行ってまいります。

妊娠出産サポート関係では、令和７年度から実施の出産に対する身体的、精神的な負担と経済的な負担軽減を図るため、無痛分娩補助金を継続し、新たに全ての妊婦を対象として、保健師による訪問指導を行い、アンケートや相談支援を行ってまいります。また、令和８年度より、新生児や乳幼児がＲＳウイルスを原因とする肺炎等の下気道疾患を予防するため、妊婦へのワクチン接種を実施いたします。

共働き家庭やひとり親家庭など、家庭環境が多様化する中にあって、町内の民間放課後児童クラブを利用する世帯につきまして、補助金やおむつ購入費助成、福祉医療費給付事業につきましては、保護者の経済的負担の軽減から継続をしてまいります。

なお、入学準備応援品の給付につきましては、負担の大きい中学校卒業時に対しまして、事業費を拡充し支援を行います。

次に、「安心安全な地域づくり」の分野では、日本各地において大規模な地震の可能性が指摘されていることに加え、近年の台風やゲリラ豪雨の発生、そして冒頭でも申し上げましたが、大規模な山林火災や雪害などの自然災害も頻発しております。

また、空き巣や特殊詐欺などの犯罪も多様化・巧妙化しており、大きな社会問題となっておりますので、各地域を中心に、日頃から防災組織体制の確認や訓練などを通じ、防災・防犯意識の重要性をさらに高めていただき、防犯の抑止を図るため、防犯カメラ等の設置に係る費用の一部につきまして継続して補助を行ってまいります。

防災につきましては、現在専門的な経験や知識を有する職員を任用しておりますが、防災スペシャリスト養成研修の受講が修了し、内閣府から「地域防災マネジャー」の交付を受けたことから、当該職員を中心に、さらに一段ギアを上げて、防災への啓発活動や防災訓練等の実施、防災体制の一層の強化に努めてまいります。

そして、万が一の災害に備える意味でも、町では自動車販売会社との包括連携協定、地元建設業者との災害時における応急対策業務協力に関する協定、上下水道関係業者との災害時の復旧支援、

協力に関する協定、吾妻郡内の運送業者との災害時の物資等の緊急輸送に関する協定など、多くの各種事業者との協定を締結させていただいておりますが、去る２月17日に、「災害時におけるドローンを活用した支援活動に関する協定」を締結させていただき、さらなる防災体制の強化を図ってまいりました。

また、夏場の熱中症対策として、地域の集会所へのエアコン設置補助も継続して行ってまいります。

「教育」の分野では、子供の学びや生活支援、学校運営の支援と安心安全で充実した教育環境づくりに努め、子供たちの健やかな成長を支援してまいります。

全国的に課題となっております不登校児童生徒につきましては、不登校の未然防止はもちろんですが、教育支援センター「虹」とも連携し、児童生徒のケアに努め、「心の相談員」を中心に個別の相談や対応を行うなど、体制の充実を図り、きめ細やかな対応を図ってまいります。

令和８年度より、六合中学校生徒の教育事務を、長野原町に委託することから、教育環境の変化が学びのストレスにならないよう、支援に努めてまいります。

施設関係では、老朽化した中之条小学校特別教室棟の長寿命化を図るとともに、中之条中学校特別教室の空調設備の設置工事を行い、児童生徒が学びやすい環境整備の充実を図ってまいります。

生涯学習関係では、ツインプラザ冷却塔の更新やＯＡ学習室のパソコン入替えなど、生涯学習施設の拠点として、施設の充実と適正な管理を行ってまいります。

文化会館の運営では、本定例会にも条例の一部改正をお願いしておりますが、既存の社会福祉センターや勤労青少年ホームを文化会館と一体的に管理し、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

文化財関係では、その保護と利活用に努め、地域の歴史や文化の振興を進めてまいります。令和８年度は、引き続き「東谷風穴」の石積み復旧工事の整備に取り組み赤岩重伝建地区におきましては、「赤岩湯本家住宅主屋改修工事」などの整備に、引き続き取り組んでまいります。

社会体育では、町民一人一人が健康で生き生きとした豊かな暮らしを送っていただくため、令和７年度に整備をいたしました、健康増進施設「ナカトレ」を活用し、各種施策を展開できればと考えております。

「保健・福祉」の分野では、健康寿命の延伸により、町民が生涯を通じて健康に生活を送れることを目的として、各種事業を実施してまいります。

がん対策では、がん予防への動機づけと受診勧奨により、受診率の向上に努め、また早期発見と早期治療により重篤化や死亡を防ぐとともに、がん患者への支援に向けて取り組んでまいります。

福祉事業では、障害者等の支援として、地域活動支援センターの運営や、補装具、日常生活用品、自立支援など、給付事業等を推進してまいります。

新たに、高齢者における補聴器購入の補助を行い、補聴器の装用の促進を図ることで、コミュニ

ケーション能力の向上や聴力低下による孤立を防ぎたいと考えております。

また、飼い主のいない地域猫対策として、区長さんからの申請に基づき、避妊去勢手術などの費用を助成し、無秩序の繁殖の抑制と地域住民との共生を図ってまいります。

「産業・経済」の分野では、米価格高騰が依然として続く中で、日本人の主食である米離れも懸念され、何より農業を取り巻く状況は非常に厳しく、担い手不足や耕作放棄地の増加は喫緊の課題であります。

農業に関心を持っていただくため、農業体験や交流活動等を通して、新規就農者を支援し、その増加に期待しておりますが、他方で離農を防ぐ意味でも小規模農業者等への支援なども実施してまいります。

六合地区では、花楽の里を中心としたドライフラワー事業など、花卉のブランド化をさらに推進することで、生産体制の確立と販路拡大により、新規就農者の参入や所得向上などに期待しているところでございます。

「道の駅霊山たけやま」につきましては、令和８年度より指定管理者制度による施設管理に移行し、民間の知識や経験、能力を活用し、効果的、効率的な運営により、住民ニーズへの対応や行政コストの削減を図ってまいります。

林業関係では、林業整備補助金の拡充を図り、森林整備を通じて、健全な森林づくりを行い、森林の持つ土砂災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止などの公益的機能の維持に努め、木材活用センターの活用により、「森の学校」、「林業実践学校」などのソフト面での充実も図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、クマの被害は報道のとおりであり、風評被害等も含めると大きな経済損失となっており、特に農業、観光分野にとっては生活に関わる大きな問題であります。クマやイノシシ、シカ、サル等の頭数は増加傾向にあることから、関係団体のご協力をいただき、連携しながら、引き続き適切な駆除に努めてまいります。

なお、昨年緊急の対策として、集落等へのクマをおびき寄せるおそれのある柿や栗などの樹木伐採等に係る費用の一部補助につきましても、継続して実施してまいります。

観光面では、群馬県や町観光協会等の関係機関との連携により、イルミネーションなども活用した観光宣伝、ＰＲを強化し、各種施設を有効活用しながら、交流人口、関係人口の増加とにぎわいの創出を図ってまいります。

中之条ガーデンズでは、魅力度アップに向けた取組やサービスの向上、ショップの充実やＳＮＳでの情報発信のほか、ブルガリアフェアなど、バラを通じた新たな国際交流も動き出したことから、関係機関との連携や体制の強化を行い、収益性と集客性のある施設を目指してまいります。

四万地域における観光スポットの創出につなげていくための清流をテーマとした調査研究につきましても、引き続き実施をしてまいりたいと考えております。

六合地区におきましても、野反湖への定期的な放流により、釣り客の増加に努め、鉄道ファンを中心に幅広く人気のあります「日本一の無蓋車保有鉄道公園」旧太子駅を拠点として、チャツボミゴケ公園や赤岩重伝建地区など、六合地区産業遺産群への集客に努めてまいります。

商工関係では、住宅リフォームや事業継続補助、チャレンジショップ出店支援を継続し、関係機関とも連携し、空き家店舗対策や商店街の活性化を図ってまいります。

ふるさと納税事業につきましては、町の経済対策にも資する事業であり、町の魅力発信や知名度アップ等につながるように、新たな返礼品の検討や寄附額の増額に努めてまいります。

「社会基盤整備」の分野では、道路は町民が安全で安心して生活できる環境整備として欠かすことのできない事業であり、災害時の避難・救助活動の生命線となることから、日常的な点検と計画的な修繕や補強工事を行い、長寿命化を推進してまいります。

地域からの要望が多い生活道路の維持修繕工事では、日常生活に支障を来さないよう早めに対応策を講じてまいります。

空家等対策では、空き家等の解体や改修に対して、引き続き助成支援を行い、生活環境や環境の保全に努めます。

水道事業や下水道事業につきましては、地域の住民サービスを担う企業であり、人口減少等による料金収入の減少、施設・整備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増しております。

上水道におきましては、災害に強い体系を整備するとともに、三ノ原浄水場からの水質を考慮し、より良質な大塚の水を供給できるエリアを拡大し、水道水の供給に努めていきたいことから、計画に基づき整備を継続して実施してまいります。

下水道事業につきましても、経営環境を踏まえ、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計へ移行いたしましたが、老朽化に伴う更新投資は増大でありますので、計画的な事業運営に引き続き努めてまいります。

「行財政の健全化」の分野では、中之条町の財政状況は、財政健全化判断比率等の各種財政指標においては健全性を保っているところでありますが、国の財政状況や今後の人口減少における町財政への影響は非常に大きいものであると考えております。

人口減少社会にあっても、住民サービスを低下なさることなく、町政の安定な運営が求められておりますので、少子高齢化の進行や公共施設の老朽化対策等が重要な課題となっておりますが、行政運営の効率化による健全財政の町づくりに努めてまいります。

その他、数年前から先送りされておりました役場庁舎における外壁塗装やポーチ等の改修工事を予定しております。

ブルガリア共和国のヤンボル市との国際交流事業につきましても観光・文化・伝統芸能・教育等の相互理解を深め、将来的な有効関係につながる取組を実施していきたいと考えております。

また、地域振興に資する事業として、団体と町が協働して、町の課題解決する取組を補助する「共

創のまちづくり補助金」を継続し、「地域経済循環創造事業補助金」により、地域密着型の起業や新規事業における初期投資費用を支援してまいります。

以上、重点施策中心に令和８年度に予定している事業の概要を説明させていただきました。

改めて、町民の皆様をはじめ、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、議案第１号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２号　令和８年度中之条町国民健康保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

令和８年度の予算額は、国保の取り巻く状況を踏まえ、前年度比1,000万円減の、歳入歳出それぞれ17億5,800万円とさせていただきました。

歳入では、１款国民健康保険税におきまして、新たに子ども・子育て支援納付金分を計上し、４款県支出金により、歳出における保険給付費が全額交付される保険給付費交付金のほか、６款繰入金で保険基盤安定繰入金等を計上いたしました。

歳出では、実績等を踏まえ、２款保険給付費を見込ませていただき、この保険給付費等を賄うために県へ納付する、３款国民健康保険事業費納付金を計上し、新たに４項として、「子ども・子育て支援納付金分」を計上しております。

また、５款保険事業費では、市町村で実施する特定健診やデータヘルス事業の所要額をお願いし、被保険者の健康増進や疾病予防を引き続き積極的に行ってまいります。

なお、本予算につきましては、書面決議による国民健康保険運営協議会を開催し、ご審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

議案第３号　令和８年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されておりまして、町では保険料の徴収や申請などの窓口業務を行うこととなっております。

令和８年度の予算額は、前年度比4,980万円増の歳入歳出それぞれ３億6,380万円とさせていただきました。

歳入面では、１款保険料及び３款保険料軽減分の保険基盤安定繰入金等を見込み、歳出では２款広域連合納付金を納付する予算となっております。

なお、今年度より子ども・子育て支援法等の改正によりまして、保険料にて「子ども・子育て支援金分」を徴収し、その分を含め納付することとなります。

続きまして、議案第４号　令和８年度中之条町介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

令和８年度の予算額は、前年度比3.18％減の、歳入歳出それぞれ19億1,800万円とさせていただきました。

歳入では、保険料において、令和６年度から令和８年度までの３年間の事業計画期間、標準保険

料を現行の月額5,300円として計上しております。

支払基金交付金、国・県支出金、繰入金は、それぞれの負担割合で計上いたしました。

歳出では、１款の総務費において、令和９年度から11年度までの事業計画策定のため21.7%増、２款保険給付費におきましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス費の利用者が減少しており、4.4%の減、３款地域支援事業では地域包括支援センター機能強化のため、前年度比12.5%増額をいたしました。

なお、本予算につきましては、去る３月３日に介護保険運営審議会を開催し、ご審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

議案第５号　令和８年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

令和８年度の予算額は、歳入歳出それぞれ対前年比150万円増の7,150万円とさせていただきました。

予算の主な内容といたしましては、歳入では１款診療収入において、保険診療報酬収入が後期高齢者の患者の減少等により、前年度に比べ141万円の減額となり、４款一般会計繰入金では337万6,000円の増額となっております。

歳出では、１款総務費、へき地診療所運営事業におきまして、現在勤務している医師が退任し、新たに新任の医師が赴任されることに伴う医師赴任移転料を計上し、庁用車の管理におきまして、老朽化した庁用車を更新するための費用を見込ませていただき、２款医業費には超音波診断装置の購入に係る費用396万円を計上しております。

議案第６号　令和８年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

令和８年度の予算額は、前年度比1,600万円減の、歳入歳出それぞれ５億9,300万円とさせていただきました。

歳入では、入所及び通所サービス利用者の確保に努め、安定した介護報酬を得るために、さらなる情報収集と関連する施設との連携に取り組んでまいります。

また、施設を利用する方への安心･安全なサービスを提供するため、施設修繕や備品の更新など、施設運営に不足する財源として、一般会計からの繰入金を見込ませていただきました。

歳出では、引き続き経常経費の抑制に努めるとともに、利用者を第一に考え、施設・設備の修繕及び介護用備品などを更新し、より質の高いサービスの提供とリハビリテーションの充実に努め、利用者の在宅での生活の維持や、在宅への復帰を支援していきたいと考えております。

また、起債償還の元金と利子は令和８年度をもって終了をいたします。

なお、本予算につきましては、中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘運営協議会において、ご審議をいただいておることを申し添えさせていただきます。

次に、議案第７号　令和８年度中之条町発電事業特別会計予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本会計は、太陽光発電施設３か所、小水力発電施設１か所の施設管理と売電による経理などを行うもので、令和８年度の予算額は、歳入歳出それぞれ前年度比300万円増の３億7,200万円とさせていただきました。

歳入では、その大半を占める売電収入のほか、３つの太陽光発電所のパワーコンディショナーのメンテナンス費用に係る発電基金からの繰入金や繰越金などを見込ませていただきました。

歳出では、太陽光発電事業費におきまして、リース料、発電保証料、管理委託料、解体等積立負担金及び一般会計への繰出金などを計上させていただきました。

小水力発電事業費では、発電機器の維持管理費用などを計上し、農業施設の電気代として、農業集落排水事業会計への補助金や一般会計への繰出金などを見込ませていただいております。

続きまして、議案第８号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、第２条業務の予定量、第３号の年間入所予定人員を250名と設定させていただきました。

第３条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益9,485万2,000円、事業費9,340万3,000円と定めさせていただいております。

次に、第４条の資本的収入及び支出の予定額は、収入はなく、支出は固定資産購入費と予備費、合計で510万円を計上いたしました。

なお、支出に対する不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第６条の他会計からの補助金といたしまして、デマンドバス運営補助金900万円を計上いたしております。

以上、概要を申し上げましたが、本予算につきましては、２月16日に開催されました自動車教習所運営委員会においてご審議をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

議案第９号　令和８年度中之条町上水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

水道は、生活に必要不可欠なライフラインであり、安全で安心できる水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と維持管理に努めてまいります。

まず、業務の予定量を申し上げますと、年間総給水量は前年度比99.5％の125万4,000立方メートルを見込んでおります。

水道事業収益は２億5,934万8,000円、事業費用は２億4,540万7,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入では一般会計からの建設改良工事に対する建設補助金として２億4,700万円及び県の補助金1,200万円を見込み、総額２億5,900万円を予定しております。

資本的支出では、総額を３億7,149万円とし、建設改良事業では伊勢町地内植栗伊勢線改良に伴う配管替工事費や送水管布設工事費及び設計費用など３億4,500万円を予定しており、企業債償還金は2,149万円を見込ませていただきました。

送水管布設工事では、伊勢町地内水道山から三ノ原浄水場へ送水するための施設整備工事となります。災害に強い体系を整備するとともに、三ノ原浄水場からの水質を考慮し、より良質な大塚の水を供給できるエリアを拡大し、水道水の供給に努めていきたいことから、計画に基づき実施していきたいと考えております。

なお、収入支出において不足する額１億1,249万円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、議案第10号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

簡易水道事業は、施設が７か所あり、小規模ゆえに維持管理の難しさはありますが、生活に必要不可欠なライフラインとして、安心で安全な水道水を安定的に供給できるよう、適切な施設の整備と管理に努めてまいります。

まず、業務の予定量を申し上げますと、年間総給水量は前年度比100.8%の58万8,000立方メートルを見込んでおります。

水道事業収益は１億2,795万1,000円、事業費用は１億2,974万1,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入では一般会計からの起債償還金に対する出資金及び建設改良工事に対する建設補助金などを見込み、総額6,037万6,000円を予定しております。

資本的支出では、総額１億2,416万9,000円とし、建設改良事業では寺社平給水区老朽管布設替工事費や四万給水区導水管布設替工事費など8,800万円を予定しております。企業債償還金は3,116万9,000円を見込ませていただきました。

なお、収入支出において不足する額6,379万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものでございます。

議案第11号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

六合簡易水道事業は、簡易水道８施設、小水道７施設を管理し、安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう適切な施設の整備と管理に努めております。

まず、業務の予定量を申し上げますと、年間総給水量は14万2,000立方メートルを見込んでおります。

水道事業収益は7,451万5,000円、水道事業費用は7,440万4,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入では一般会計からの補助金を570万2,000円とし、支出では総額720万2,000円を予定しております。そのうち企業債償還金は670万2,000円を見込んでおります。

収入支出において不足する額150万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

議案第12号　令和８年度中之条町下水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

下水道事業といたしましては、清潔で快適な生活環境の確保や河川などの水質保全を目的として、施設や管路などの維持管理に努めております。

業務の予定量を申し上げますと、年間処理水量は126万9,310立方メートルを見込んでおります。

下水道事業収益は４億5,903万6,000円、事業費用は４億5,725万3,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入面では企業債や一般会計からの補助金などを見込み、総額２億8,975万円を予定しております。

支出では、総額３億2,627万6,000円で、企業債償還金の支出を予定しており、建設改良事業の予定はありません。

なお、収入支出において不足する額3,652万6,000円は、当年度分利益剰余金及び減債積立金で補填するものでございます。

続きまして、議案第13号　令和８年度中之条町農業集落排水事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

農業集落排水事業及び合併処理浄化槽につきましても下水道事業と同様に、清潔で快適な生活環境の確保と河川など、水質保全を図っているところでございます。

業務の予定量を申し上げますと、年間処理水量は41万3,497立方メートルを見込んでおります。

事業収益は２億1,734万3,000円、事業費用は２億1,638万3,000円を予定しております。

令和８年度も引き続き、農業集落排水施設の４地区と町が設置した合併処理浄化槽を適切に管理するものでございます。

次に、資本的収入及び支出におきましては、収入では企業債や一般会計からの補助金などを見込み、総額１億9,645万5,000円を予定しております。

また、支出では総額２億1,053万3,000円で、企業債償還金の支出を予定しており、建設改良事業の予定はありません。

収入支出において不足する額1,407万8,000円は、当年度分利益剰余金及び減債積立金で補填するものでございます。

以上が令和８年度における一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算における提案理由の説明でございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

（休憩　　自午前１０時３１分　至午前１０時４５分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

最初に、議案第１号、一般会計予算の総体的事項と歳入について説明を求めます。総務課長

（議案第１号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、歳出に移りますが、所属ごとに順次補足説明を願います。

最初に、議会事務局長

（第１款ついて、議会事務局長補足説明）

（第２款について、総務課長補足説明）

（第２款について、会計課長補足説明）

（第２款及び第９款について、防災安全課長補足説明）

（第２款について、税務課長補足説明）

（第２款について、地域共創課長補足説明）

（第３款について、住民福祉課長補足説明）

（第３款及び第４款について、保健環境課長補足説明）

（第６款について、農林課長補足説明）

（第２款及び第７款について、観光商工課長補足説明）

（第７款について、六合振興課長補足説明）

（第８款について、建設課長補足説明）

（第３款及び第10款について、こども未来課長補足説明）

（第２款及び第10款について、生涯学習課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、議案第７号、企業課長

（議案第７号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）議案第８号、自動車教習所長

（議案第８号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（安原賢一）続きまして、議案第９号から議案第13号、企業課長

（議案第９号から議案第13号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足終わりました。

日程第３として、ただいま審議中の議案第１号から議案第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

ここで暫時休憩とします。再開は13時ちょうどとします。

（休憩　　自午前１１時５８分　至午後１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

◎　発言の訂正

○議長（安原賢一）先ほど説明をいただいた主要事業一覧の19ページ、建設課長より訂正の申出がありましたので、建設課長、お願いします。

○建設課長（本多宏幸）お疲れさまでございます。

主要事業一覧の19ページを御覧いただきたいと思います。記載について、金額の誤りがありましたので、訂正をお願いしたいところでございます。一番下の12節委託料のところで、「8,327」と金額が入っておりますけれども、正式には「34,485」が正しい数字となります。832万7,000円を3,448万5,000円に訂正をお願いいたしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

○議長（安原賢一）大丈夫でしょうか。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１４号　　令和７年度中之条町一般会計補正予算（第１０号）

◎　議案第１５号　　令和７年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

◎　議案第１６号　　令和７年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第１７号　　令和７年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第３号）

◎　議案第１８号　　令和７年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第１９号　　令和７年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第２０号　　令和７年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）

◎　議案第２１号　　令和７年度中之条町上水道事業会計補正予算（第４号）

◎　議案第２２号　　令和７年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第４号）

○議長（安原賢一）それでは、日程第４、議案第14号から議案第22号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第14号から議案第22号まで、令和７年度補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第14号　令和７年度中之条町一般会計補正予算（第10号）につきまして説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容でありますが、主に年度末を迎えたことから、歳入にあっては収入見込額、また歳出にあってもそれぞれの事業費の確定や執行による整理、財源更正による補正をお願いしたいものでございます。

補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ２億313万4,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ114億8,294万9,000円といたしたいものでございます。

歳入では、主に町税、地方税、財産収入を増額し、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債等を減額とさせていただきました。

次に、歳出でございますが、歳出予算の主な事業につきまして申し上げます。

まず、２款の総務費でありますが、１項総務管理費、６目各種基金積立事業におきましては、各基金から生じました利子につきまして、基金への積立金をお願いしております。

３項戸籍住民基本台帳費では、旧姓へ振り仮名を付すための戸籍附票システムの改修費用を、また在留カード情報の書き換えに対応できるパソコン等が必要なことから、機器の購入費用をお願いするものでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、２目老人福祉費では、ゆうあい荘において、入所者等の減少による減収分の補填として、一般会計から特別会計への繰出金をお願いするものでございます。

６款農林水産業費では、２項林業費、有害鳥獣対策におきましては、捕獲頭数が増加したことに伴う委託料の増額を見込ませていただきました。

７款商工費、３目観光費では四万清流の湯運営管理事業において、人件費の増や物価高騰に伴い、施設管理に係る委託料の増額をお願いするものでございます。

８款土木費では、１項土木管理費、公衆トイレ管理事業におきまして、伊勢の森の公衆トイレの修繕費用、２項道路橋梁費、道路除雪事業では、排土板のエッジの購入費のほか、除雪に要する費用の増額をお願いしております。

10款教育費、１項教育総務費、教育事務費では、今後奨学金の貸付けに要する額の不足が見込まれることから、基金への積立金を計上させていただきました。

また、２項小学校費におきましては、中之条小学校の火災報知機の誤報への対応をするための費用を見込ませていただいております。

なお、今回補正予算にあたり、繰越明許費の追加及び地方債の補正につきましてもお願いしているところでございます。

議案第15号　令和７年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ１億2,882万3,000円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ18億9,851万5,000円といたしたいものでございます。

歳入につきましては、３款国庫支出金から６款繰入金では、事業の交付決定、または実績見込みによりそれぞれ補正をさせていただきました。

８款諸収入では、第三者納付金及び返納金の実績見込み及び前年度の保険給付費等普通交付金の確定による剰余金精算金の増額をお願いするものであります。

次に、歳出では、２款保険給付費は療養給付費及び高額療養費の支給見込みによる増額をお願いしております。

３款国民健康保険事業費納付金及び５款保健事業費は、実績見込みによる補正であり、７款諸支出金は、前年度２月診療分の精算による県への償還金及び令和６年度社会保障・税番号制度システ

ム整備費等補助金の確定により、国への返還金が生じたため、増額をお願いするものでございます。

議案第16号　令和７年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ870万8,000円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ３億2,534万8,000円といたしたいものでございます。

歳入では、実績見込みによりまして１款保険料の増額を、３款繰入金では一般会計からの保険基盤安定繰入金の減額をお願いしております。

歳出では、２款後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第17号　令和７年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ１億5,501万2,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ18億4,638万円といたしたいものでございます。

補正の主な内容は、実績見込みによるもので、歳入では、３款国庫支出金、４款支払基金交付金、５款県支出金及び７款繰入金の減額をお願いし、１款保険料、６款財産収入、８款繰越金の増額を見込ませいただきました。

また、歳出では、１款総務費、２款保険給付費、３款地域支援事業費、５款諸支出金の減額を、また４款基金積立金の増額をお願いするものとなっております。

議案第18号　令和７年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ99万3,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ7,000万円といたしたいものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳入では、１款診療収入、３款県支出金を減額とし、５款繰越金の増額をお願いするものでございます。

歳出では、２款の医業費におきまして、在宅酸素装置や持続陽圧呼吸療法装置のリース料等を99万3,000円減額したいものとなっております。

続きまして、議案第19号　令和７年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第２号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ3,077万2,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ５億8,394万8,000円といたしたいものでございます。

歳入では、施設の入所状況及び通所リハビリテーションの利用状況から、１款サービス収入、２款自己負担金収入の減額をお願いし、不足する財源は４款一般会計繰入金及び５款繰越金を見込ませていただきました。

また、７款過疎対策事業債は、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、歳出では、１款総務費において、不用額を減額するものとなっております。

２款サービス事業費におきましては、物価高騰や医療依存度の高い入所者の増加によって、不足する医薬材料費の増額をお願いし、群馬リハビリテーション病院へ委託している職員の人員減や入所者数の減少により、業務委託料、消耗品費、役務費等の減額を見込ませていただきました。

議案第20号　令和７年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ480万9,000円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ３億7,404万8,000円といたしたいものでございます。

歳入では、小水力発電事業におきまして、美野原用水改修工事の長期化による売電収入の減額及び繰越金等の増額をお願いするものでございます。

歳出では、事業費の確定による各事業の清算及び発電基金積立金の増額をお願いするものとなっております。

議案第21号　令和７年度中之条町上水道事業会計補正予算（第４号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的収入における水道事業収益を99万円増額し、補正後の予算総額を２億5,657万5,000円といたしたいものでございます。

内容につきましては、消火栓の移設に伴う工事費が増加したため、補填分として一般会計からの受託工事収益の増額をお願いしております。

次に、収益的支出につきまして、水道事業費用を117万円増額し、補正後の予算総額を２億5,482万1,000円といたしたいものでございます。

また、予算第６条に定めた経費の金額におきまして、時間外手当を18万円増額し、3,183万8,000円とさせていただきました。

続きまして、議案第22号　令和７年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第４号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的収入における水道事業収益を99万円減額し、補正後の予算総額を１億2,255万8,000円といたしたいものでございます。内容につきましては、消火栓の移設工事がなく、一般会計からの受託工事収益の減額をお願いしております。

次に、収益的支出における水道事業費用を87万円減額し、補正後の予算総額を１億3,008万9,000円といたしたいものでございます。

また、予算第７条に定めた経費の金額におきまして、時間外手当を12万円増額し、2,191万9,000円とさせていただきました。

以上が今回お願いいたします令和７年度補正予算の主な内容であります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第14号、総務課長

（議案第14号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。５番、山田さん

○５番（山田みどり）済みません。１点確認ということで、小学校の運営管理事業について、施設修繕のところでご質問させていただきます。これ何度か質問をさせていただいたり、私、小学校のところにすごく近くに住んでいるものですから、火災報知機が鳴ると、夜中非常に大きく聞こえて、何度か小学校のほうに様子を見に行ったりとかしますと、やっぱり町民の方も心配されて、「何かあったんかい」と言うので、本当に夜中にもうみなさん、やっぱり学校のことが心配だと見に来てくださる方がいたりですとか、消防の方が来ていただいたりだとか、かなりこれ何度かそういう事態があって、やっと交換ということなのですけれども、これ交換は今回初めてということよろしいのでしょうか、それとも過去何度かこういう交換を行った上で、今回こういう補正で出されているのか、ちょっとそこだけ確認お願いします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。

議員ご質問の件につきまして、火災報知機が誤作動を起こした際には、その誤作動を起こしたところの火災報知機は取り替えてきております。ただ、取り替えると、今度また違うところが誤作動を起こしてということが何度か繰り返された状況でございます。ですので、もうこの際少し予算をいただいて、全ての火災報知機を交換しようということで今考えているところでございます。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。12番、福田さん

○12番（福田弘明）ちょっとささいなことなのですが、24ページに放送受信料、これたしか説明ではナビでＮＨＫが見られるのがあるらしいのです。これ台数は何台ぐらいあるのですか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）現在庁用車で４台ございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）見られないナビにすればいいのではないですか。どうなのですか。ＮＨＫ受信できないようなナビに。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）ナビ自体はもちろんほかの公用車にもついているのですけれども、この遡及

分の４台につきましては、例えば消防の指令車ですとか、あるいは災害現場で電源を供給するような、そういったところでどうしてもテレビ機能を要していないと困るような、そういう自動車があるものですから、それについて、ちょっと私も認識不足だったのですけれども、そういったものについては、ＮＨＫ料金が発生するということで、今回訴求ということで対応させていただくわけでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）そのテレビ機能が必要な理由というのはどうなのですか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）先ほど申し上げた、例えば消防の指令車なんかですと、やっぱり災害現場、あるいは火災現場、もしかしたら大きな山火事のような現場に行くこともあると思います。また、電源供給する車については、体育館なんかの避難所とかで待機して電源を供給する場合もございます。そういったところってどうしてもテレビからの情報といいますか、そういったものも見る必要が、体育館なんかテレビがなかったりするものですから、そういうことも考慮して、その部分については残してあるような状態です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）あまり大きな金額でないのであれなのですけれども、果たしてほかの媒体でも十分ＮＨＫの放送等は受信できるのではないかなと思うのですけれども、これ毎年発生しますよね、受信料ですので。いまいちちょっとよく理解できないのですが、ほかの媒体、どうしてもその指令車だとか電源車にこういうのがないといけないのですか。支障を来すのでしょうか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）ほかの媒体ということですけれども、もちろん今ですから、スマホでとかそういうのも可能かとは思うのですけれども、やはり公用車更新ですか、更新なんかするとその費用もかかってしまうので、取りあえずはＮＨＫの料金を払ったほうが、今分では全く買い換えるよりはいいかなという、費用対効果も含めてなのですけれども。そんな考えでおります。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）細かいこと、あまり言うのもなんなのですけれども、例えば私なんかはＮＨＫ＿ＯＮＥですか、ああいった形でやりますと、無料でＮＨＫの放送は受信できますし、するので、もう少し工夫の余地があるのかななんて思ったのですが、所管の事案でございますので、また委員会等でまた詳しくはお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第14号　令和７年度中之条町一般会計補正予算（第10号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号　令和７年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号　令和７年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号　令和７年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第３号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号　令和７年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第２号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号　令和７年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第２号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号　令和７年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号　令和７年度中之条町上水道事業会計補正予算（第４号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号　令和７年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第４号）について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第２３号　　中之条町課設置条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第５、議案第23号　中之条町課設置条例の一部改正について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第23号　中之条町課設置条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

本条例改正につきましては、１点目は児童福祉法の改正によりまして、全ての妊婦、子育て世帯、子供に対し、母子保健と児童福祉の両面から切れ目のない一体的な相談支援を提供することを目的として、全国の市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務となっております。

これに伴い、町でも「こども家庭センター」機能を有する組織として、「保健環境課」の業務と「住民福祉課」の少子・子育て対策業務の一部を併せた組織に再編し、「保健環境課」から「健康子育て課」に課名を変更したく条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

２点目は、組織の再編に合わせて、「住民福祉課」の業務が広範囲にわたることから、住民戸籍業務と国民健康保険等の業務に保健環境課で実施している環境衛生業務を加え、新たに「住民課」を設置し、既存の介護保険業務や福祉業務につきましては、「福祉課」に名称を変えて再編させていただきたいものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第23号　中之条町課設置条例の一部改正について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第２４号　　中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎　議案第２５号　　中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

◎　議案第２６号　　中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎　議案第２７号　　中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◎　議案第２８号　　中之条町行政手続条例の一部改正について

◎　議案第２９号　　中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

◎　議案第３０号　　中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

◎　議案第３１号　　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

◎　議案第３２号　　中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎　議案第３３号　　中之条町出産祝金支給条例の一部改正について

◎　議案第３４号　　中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について

◎　議案第３５号　　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について
◎　議案第３６号　　野反湖区画漁場の管理に関する条例の一部改正について
◎　議案第３７号　　中之条町奨学金条例の一部改正について
◎　議案第３８号　　中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
◎　議案第３９号　　中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
◎　議案第４０号　　中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
◎　議案第４１号　　中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
◎　議案第４２号　　中之条町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
◎　議案第４３号　　中之条町自動車教習所の設置等に関する条例の一部改正について
◎　議案第４４号　　中之条町上水道事業給水条例等の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第６、議案第24号から第44号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第24号から議案第44号まで、町の条例の制定及び一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第24号　中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正における主な改正内容につきましては、第１条では制度改正により、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合等に補填できる手当として、新たに「第２種初任給調整手当」を設けたいものでございます。

また、通勤手当の改正に伴い、自動車使用者については65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分の新設や、１か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の手当を新たに設けたいものとなっております。

第２条、職員の定年等に関する条例の一部を改正するでは、先ほど申し上げました初任給調整手当に係る引用規定の整理に伴うものでございます。

議案第25号　中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

職員の特殊勤務手当につきましては、危険や困難を伴い、身体的・精神的な負担が大きいなど、特殊な業務を行う職員に支給される手当でありますが、昨年の６月定例会議におきまして、「動物死がい等の処理業務手当」の追加をご議決いただきました。

こうした状況を踏まえ、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づく業務におきましても、ご遺体等の状態によっては、激しい臭気や著しく腐敗が進んでいる場面に遭遇する場合もあります。感染等のリスク以外にも精神的なダメージも少なくないことから、業務の特殊性を考慮し、「行旅病死人等取扱手当」を新たに設けたく、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、金額につきましては、他の自治体等を参考とし、業務内容を勘案し、１件2,000円とさせていただきたいものでございます。

続きまして、議案第26号　中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例改正における主な改正内容でございますが、先ほどの議案第24号の職員の給与に関する条例等の一部改正で申し上げました、第２種初任給調整手当につきまして、会計年度任用職員においても同様に規定したいものでございます。

議案第27号　中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

会計年度任用職員の年次有給休暇につきましては、労働基準法の規定に基づき付与しておりましたが、制度改正により、町の規則に基づき付与することとなったため、関係する規定を整備したいものでございます。これにより、年次有給休暇につきましてはより取得しやすい環境となるものと考えております。

次に、議案第28号　中之条町行政手続条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分等に係る聴聞や弁明の機会の付与につきまして、公示送達で行う場合にはインターネットによる公表で行うこともできることとなるため、法改正の趣旨を踏まえ、引用条項の整理を行いたいものであります。

現行の運用に実質的な変更を加えるものではございません。

続きまして、議案第29号　中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、公費負担額に係る作成単価の改正があったことから､条例で規定しております選挙運動用ビラの作成単価について、７円73銭から８円38銭に、また選挙運動用ポスターの作成単価を541円31銭から586円88銭にそれぞれ改正を行いたいものでございます。

続きまして、議案第30号　中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、令和７年12月定例会議においてご議決をいただきました、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴い、令和８

年４月１日から各市町村に移管されることから、不慮の災害等により死亡した町民の遺族に対し、弔意の意を表すとともに、その家庭の生活の安定に資するため、災害弔慰金の支給に関する条例の制定をお願いしたいものでございます。

議案第31号　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定につまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、現在民間事業者や個人により設置されている太陽光発電設備が中之条町の至るところで見かける状況となっております。

また、令和７年12月定例会議の一般質問の中でも、その管理において、今後放置される危険性があるとの意見をいただきました。

中之条町では、平成25年６月18日に「再生可能エネルギーのまち　中之条」を宣言し、町としても再生可能エネルギーを積極的に活用し、電力の地産地消により地域の活性化を推進するとしております。

町の太陽光発電事業への考え方といたしましては、１として関係法令を遵守する適正な設置と管理、２番目として関係法例等に基づく速やかな撤去と適正な処分、これらを推進し、町民の安全と安心を確保しながら、再生可能エネルギー事業と共存することを目指し、民間事業者や個人による無秩序な太陽光発電設備の設置を防止し、周辺住民への周知と理解などにより、トラブルの防止につなげてまいりたいと考えております。

また、上信越高原国立公園など、特別地域への設置を抑制し、さらに急傾斜地や土砂災害警戒区域等の設置を禁止するなど、適切な設置と管理により、我が町の豊かな自然と生活環境を次世代へと継承していくために条例を制定したいものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、町民や民間業者などへ広く周知する期間が必要であるということから、施行日を令和８年７月１日といたしたいものでございます。

続きまして、議案第32号　中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、上位法であります「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、これに関連する所要の改正を行いたいものでございます。

具体的には、学童保育所におきまして、職員の虐待が疑われる場合の通報義務を制度上明確に位置づけ、児童の安全確保を図るものであります。

あわせて、指導員不足に対応するために、合格した地域のみ有効で、３年の実務等で全国資格へ切り替わる「地域限定保育士」という制度を全国的に展開することで、安定的な保育体制の確立と子育て支援の充実を図ろうとするものでございます。

次に、議案第33号　中之条町出産祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

出産祝金は、子供の誕生を祝福し、児童の健全な育成を図ることを目的として支給しております。

令和８年４月１日より第１子の支給額を10万円から20万円に引き上げることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育ての充実を図りたいことから、一部改正をお願いしたいものでございます。

続きまして、議案第34号　中之条町小口資金融資促進条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

町内の中小企業者への小口の事業資金の融資につきましては、群馬県の指導による１年間に限った借換え期間の延長に伴い、平成15年度から毎年一部改正をお願いしてきたところでございます。

次年度も引き続き延長する旨の指導がありましたので、条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

議案第35号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、令和７年度に引き続きガーデンズの入園料等の見直しを行い、施設運営のさらなる安定化を図り、継続的な事業運営を行っていきたいものでございます。

入園料等の急激な引上げは、利用者への影響が大きく、施設利用の抑制を招くおそれがありますので、昨今の物価上昇や人件費の増加等も考慮し、段階的に入園料等の改正を行うことで、利用者の負担の平準化を図り、近隣施設の状況等も鑑み、入園料等の改定を行いたいものでございます。

なお、単なる値上げだけではなく、施設の利用方法や様々な集客等に向けた取組を行い、より中之条ガーデンズに深く親しんでいただきたいと考えております。

続きまして、議案第36号　野反湖区画漁場の管理に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

野反湖区画漁場につきましては、30年以上にわたり、遊漁料金の改定が行われておりません。

昨今の物価高騰に大きな影響を受けており、今後の安定した放流や、事業の財政的な健全性を確保したいことから、遊漁料金の見直しを行いたく、条例の一部改正をお願いしたいものでございます。

大人１人1,000円、子供500円から、共に500円を上乗せし、大人1,500円、小学生以下の子供1,000円、期間鑑札5,500円を8,000円とさせていただき、さらに現場売り4,500円を加えさせていただきたいというものでございます。

なお、１年間の周知期間を確保したいことから、令和９年４月１日より施行させていただきたいと考えております。

続きまして、議案第37号　中之条町奨学金条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、奨学金借用証書の作成にあたり、奨学生の負担軽減を目的に、

租税特別措置法に定める収入印紙の非課税措置の適用を受けるため、文部科学省が定める非課税措置の対象外学校種を削除したいものでございます。

なお、今までに非課税措置の対象外学校種に対する奨学金の貸付けの実績はございません。

続きまして、議案第38号　中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、上位法令であります「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供･子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部を改正する省令が施行され、これに沿った見直しと改正を行いたいものでございます。

主な改正点といたしましては、児童福祉法等の法令において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、引用先の条文や字句の相違をなくすものでございます。

なお、現在この条例の適用を受けて、設置・運営されている施設や事業はございません。

議案第39号　中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましても、上位法令であります「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正する省令が施行され、これに沿った見直しと改正を行いたいものでございます。

主な改正点といたしましては、「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設」及び「保育体制の整備に係る特例の一般制度化」などに関わる上位法令の改正に伴い、町条例においても同様に改正し、相違をなくしたいものとなっております。

なお、現在この条例の適用を受け、設置・運営されている事業はございません。

次に、議案第40号　中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましての提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、児童福祉法第34条の16第１項の規定に基づき、乳幼児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の事業を、国、都道府県及び市町村以外の者が実施する際の「設備及び運営に関する町の認可基準」を定めたいものでございます。

議案第41号　中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第54条の３において準用する同法第46条第２項の規定に基づき、乳児等通園支援事業に関し、事業者が公的な給付を受けるためには、町から運営に関する「確認」を受ける必要があることから、その基準を定めたいものでございます。

次に、議案第42号　中之条町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

中之条町文化会館は、昭和50年に建設され、併設する社会福祉センター並びに勤労青少年ホーム

とともに、文化活動の拠点として活用されてまいりました。

開館から50年を経過したこれらの施設は、それぞれの目的が達成されたものと考えられ、今回施設の利用における実情に即した見直しを行いたいことから、中之条町社会福祉センターと中之条町勤労青少年ホームの両施設の設置及び管理に関する条例を廃止し、中之条町文化会館の設置及び管理に関する条例に一本化して管理できるよう、条例の一部改正を行いたいものでございます。

３つの施設の管理を一本化することにより、申込手続など、利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

続きまして、議案第43号　中之条町自動車教習所の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県の高齢者講習等につきましては、現在群馬県公安委員会からの委託を受け、県内各教習所で行っておりますが、令和８年10月１日より認定教育制度に移行することが予定されております。

現在の高齢者講習等の料金は委託講習のため、群馬県の交通関係手数料で定められておりますが、認定教育制度に移行することから、各教習所でそれぞれ料金設定を行う必要があり、本条例におきまして、高齢者講習等の料金を新たに定めたいことから、一部改正を行いたいものでございます。

また、第12条の使用料の減免の規定の見直しと、仮名の修正や常用漢字に改めるための文言整理を行いたいものでございます。

なお、本条例改正案につきましては、２月16日に開催されました自動車教習所運営委員会におきましてご審議をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第44号　中之条町上水道事業給水条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、令和６年に発生した能登半島地震の際に、他の地方公共団体の長が指定した工事事業者が復旧工事を実施できないことにより、水が使用できない状況が長期化したことを踏まえ、国土交通省より技術的助言を受け、災害その他非常の場合における給水装置工事の施工について、他の地方公共団体の長が指定した工事事業者が復旧工事をできることとしたいことから、一部改正を行いたいものでございます。

あわせまして、中之条町簡易水道事業給水条例及び中之条町下水道条例につきましても同様の改正を行いたいものとなっております。

以上が町の条例の制定及び一部改正における提案理由の説明でございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第31号について、地域共創課長

（議案第31号について、地域共創課長補足説明）

○議長（安原賢一）議案第43号について、自動車教習所長

（議案第43号について、自動車教習所長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第24号から議案第44号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　議案第４５号　　教育委員会教育長の任命について

○議長（安原賢一）日程第７、議案第45号　教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案は、山口教育長の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、山口教育長の退場を求めます。

（山口暁夫教育長退場）

○議長（安原賢一）町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第45号　教育委員会教育長の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

山口暁夫教育長の任期につきましては、本年３月31日で任期満了となりますが、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いを申し上げます。

山口氏は、長年教育者としてご活躍をされ、教育現場のみならず行政も経験されており、教育全般にわたる知識と経験を有し、人望の厚い方でいらっしゃいます。

中之条町の教育の充実を実現していくため、また教育行政の要としては山口氏は不可欠であります。

なお、任期につきましては、令和８年４月１日から３年間とさせていただきたいと考えております。

ご同意を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第45号　教育委員会教育長の任命について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

山口教育長の入場を許可します。

（山口暁夫教育長入場）

○議長（安原賢一）ただいま山口教育長を教育長に任命することに同意されたことを告知します。

よろしくお願いいたします。

――――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――――

◎　議案第４６号　　チャツボミゴケ公園指定管理者の指定について

○議長（安原賢一）日程第８、議案第46号　チャツボミゴケ公園指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第46号　チャツボミゴケ公園指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

チャツボミゴケ公園につきましては、指定管理者制度を導入し、平成25年７月１日より株式会社共立メンテナンス、現在の株式会社共立ソリューションズと施設管理に関する協定を締結しておりますが、令和８年３月31日、その指定期間が満了となります。令和７年12月５日に指定管理者募集要項の告示を行い、公募を行ったところ、１者から申請があり、中之条町指定管理者選定委員会の審議の意見を尊重し、合同会社やまゆうを令和８年４月１日から３年間、指定管理者に指定したいものでございます。

ご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いいたします。

議案第46号について、六合振興課長

（議案第46号について、六合振興課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。３番、山本さん

○３番（山本　修）私もチャツボミゴケ公園にいっとき勤務しておりましたので、大変これ気になっておりまして、新たに合同会社やまゆう１者が指定管理ということで公募されたということで、かなり責任者の代表の方も非常に長く勤めていらっしゃったので、大丈夫かと思いますが、自分は大変期待しておりますので、ぜひ応援してあげたいなというふうに思いますが。

質問としては、今、六合振興課長の事前の説明にもありましたように、株式会社共立ソリューションズの指定管理料と収益配分などの契約上の大きな違いというのは何か教えていただければと思うのですが。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（油井文男）令和７年、今年度までは利用料の関係、町のほうに収入として入れて、委託料のほうでお支払いするような形を取っていたのですけれども、令和８年からは施設の利用料はやまゆうさんのほうの収入ということでゼロ円とします。指定管理料の関係なのですけれども、指定管理料は指定期間内における１年ごとの指定管理料の額は町の財政状況を踏まえ、総合的に検討し、指定管理業者と協議の上、年度協定に定める指定料金とするということで指定料の指定となっております。

なお、指定料金については、指定料金の算定基礎であります当初収入計画に対し、災害等の不測の事態が発生し、管理運営に要した経費及び施設利用料収入に大幅な増減があった場合は、町と協議の上指定管理料を変更することができるということで、この場合においては、令和７年公園の利用料金収入実績を基準とし、当該金額に満たない場合はその差額の70％相当、上限で100万円を指定料金として補填するということになっております。

また、利用料金につきましては、地方自治法244条の２第８項に基づき、指定管理者の収入としてくださいということになっています。

利益の納付ということで、こちら指定管理者は指定管理期間中、毎年度４月１日から翌年３月31日までの期間の総収入額から総支出額を引いた額が100万円を超えた場合は、その超えた純利益の30％相当を町に納入するという、こういう約束で募集の要項で出してありますので、こういった形になると思われます。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。そうなりますとかなり複雑で、私もすぐにはあれなのですけれども、事前にお聞きした段階でのあれになるのですが、これまではチャツボミゴケの入園料は町が、それで指定管理料をお支払いしていたということなのですが、今度は入園料がやまゆうの収入ということで、あとは100万円等とか、ある一定の料金を超える施設の損害等は町が負担するということの運営の方式でよろしいのでしょうか。そうなると、かなり入園者の量とか入園料が確保できないと、事業的にも非常に厳しいのではないかと思うのですが、そのへんはいかがでしょうか。もう少しご説明お願いします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（油井文男）その収入の関係で厳しいのではないかというご質問なのですけれども、まず最初にこちらの業者を選定するにあたって、スケジュール、どのように行ってきたかという説明をいたします。12月の５日にまず告示をさせていただいて、現地説明会を行いますよということ

で、12月の５日から18日の間に参加申込期間ということで設けておりました。現地説明会のほうには２者、現地説明会のほうに来ていただきまして、それで申請の書類の受付期間中に申請があったのがやまゆうさんの１者ということになります。

それで、町のほうの指定管理者選定委員会の審議を経て、２月３日の日に審査を経て、２月の５日に一応内示という形で送らせもらっている流れになっております。それで、その中で選定委員会のほうの中で、やまゆうさんのほうのチャツボミゴケ公園の管理運営提案書がございます。そちらのほうに数字が出ているのですけれども、こちらのほうで指定管理料の見込みが３年間ということで690万円の見込みが出ておりまして、そちらのほうを検討しまして、指定管理料の見込額を含めて、収支計画書、こちらのほうを精査して、やまゆうさんのほうに決定したという流れがございますので、指定管理委員会の審議の意見を尊重させていただいたということになりますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）いいですか。３番、山本さん

○３番（山本　修）すみません。指定管理委員会では事前にされて、それを受けての決定だということで、その決定の部分に関しては、これ以上私が言うことはありませんので、一応気になったものですから、ちょっとお伺いしました。

あともう１つ、非常に先ほども言われたのですけれども、やっぱり国の天然記念物でもありますので、コケの管理とか維持とか、そういったものにかなり力を入れていただいて、今後町もバックアップしていただくなりして、コケの状態がよくないと、やっぱり来た方も非常に満足して帰れないということと、今後の貴重の観光資源でありますので、収益面、入園者のことも考えて、ぜひ管理をしっかりしていただければというお願いを込めて発言させていただきました。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございますか。９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）全く分からなかったので、もう一回聞きますけれども、まず旧共立メンテナンスのほうからは辞退された経緯があって、スタートしたのか、まずそこから説明お願いします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（油井文男）どういった形で辞退したかというご質問なのですけれども、一応夏頃から共立さんのほうと協議を重ねて、継続していただけるものなのか、ここで指定管理期間を満了するのかという協議を重ねた上でいろいろ検討した結果、会社のほうで出した結論が今回で終了ということで出された。一応協議の上でそういった形で出されたというのが答えになります。

以上です。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）それで、新年度予算にかかってくる371万円プラス入場料で、なおかつ入場者数があまりにも減った場合、上限100万円やって、利益があまりにも出た場合は30％を町に戻しなさいと

いう契約をしたということですね。よく分かりました。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ありますか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第46号　チャツボミゴケ公園指定管理者の指定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第４７号　　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（安原賢一）日程第９、議案第47号　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第47号　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条の規定に基づき、令和３年度から令和７年度までの前期５年間の計画期間が満了することに伴いまして、令和８年度から12年度までの後期の５年間の計画を策定したいものでございます。

旧過疎法におきましては、平成26年４月１日から中之条町全域が過疎地域に指定されました。

新過疎法におきましても、令和３年４月１日から令和13年３月31日まで、引き続き中之条町全域が過疎地域に指定されております。

本計画は、町の持続的な発展を推進する各種の過疎対策事業として支援措置を受けるために必要な計画であり、特に過疎対策事業債を起こすためにはなくてはならない計画となっております。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。地域共創課長

（議案第47号について、地域共創課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第47号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　議案第４８号　　町道の変更について

○議長（安原賢一）日程第10、議案第48号　町道の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第48号　町道の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回町道の変更をお願いする路線は、６路線でございます。

大字市城字清明地内、町道清明２号線では、拡幅改良整備に伴い終点側に変更が生じ、21.8メートル延長するものでございます。

次に、大字平字宇妻から鳴沢地内、町道鳴沢線では林道七曲線の拡幅改良整備のため、町道部を拡幅整備し、林道として管理するために終点側を184.77メートル延長減する変更でございます。

続きまして、大字山田字大倉見地内、町道大竹７号線では、林道吾嬬山線の拡幅改良整備のため、町道部を拡幅整備し、林道として管理するために終点側を56.33メートル延長減する変更となっております。

次に、入山字田代原地内の町道３路線ですが、群馬県で改良整備された主要地方道中之条草津線の影響から町道田代原５号線を1.4メートル、町道田代原６号線を82.97メートル、町道田代原７号線を60.72メートル、それぞれ延長減する変更でございます。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第48号　町道の変更について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました

ちょっとお諮りしますが、残り３つなのですが、続けてやってしまっていいでしょうか、休憩入れずで。大丈夫ですか。

（「はい」の声）

○議長（安原賢一）では、お願いします。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　報告第　１号　　専決処分の報告について

◎　報告第　２号　　専決処分の報告について

○議長（安原賢一）日程第11、報告第１号及び第２号について議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、報告第１号　専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

令和７年度一般会計補正予算（第９号）につきまして、議会の議決により指定された事項による地方自治法第180条第１項の規定に基づき、１月19日に専決処分をさせていただきましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、２月８日に行われました衆議院議員選挙に係る費用につきましては、選挙までの期間が短く、応急に必要となる事項に関する歳入歳出予算の補正であったため、専決処分とさせていただいたものでございます。

歳入歳出それぞれ1,336万8,000円を追加し、補正後の予算総額を116億8,608万3,000円といたすものでございます。

歳入につきましては、衆議院議員選挙執行費委託金を見込ませていただき、歳出では選挙の執行に必要とする費用をそれぞれ見込ませていただきました。

続きまして、報告第２号　専決処分の報告につきまして、物損事故の和解につき、専決処分させていただいたものでございます。令和７年12月９日午前10時30分頃、町道新湯スキー場線におきまして、町職員により、高所作業車を使用し、支障木の伐採作業を行っていた際、伐採した枝が落下し、町道付近に設置してあった相手方のＢＳアンテナを破損させたものでございます。町側の過失100％で和解したものでございます。

以上申し上げ、報告の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）報告が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、報告を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　陳情第１号・陳情第２号

○議長（安原賢一）日程第12、陳情第１号及び第２号について議題とします。

陳情文書表を朗読させます。局長

（陳情文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、陳情第１号を文教民生常任委員会、陳情第２号を産業建設常任委員会に付託します。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

２日目の明日12日は午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後　２時３７分）

令和8年第1回中之条町議会定例会　3月　　定例会議　　会議録　　第2日

招集年月日（会議）	令　和　8　年　3　月　12　日	
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂	
開　議　日時	開　議	令和8年3月12日　午前9　時　31　分
散　会	散　会	令和8年3月12日　午後2　時　24　分

	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席	9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃	10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃	11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃	13番	劔持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃	14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃	15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃				

会議録署名議員	8番　大場　壯次	9番　冨沢　重典	10番　関　常明

職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥
	議事書記	小板橋　千晶	書記	林　沙晶
	議事書記	割田　祐太		

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	欠　　席	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	劔持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程　　第２号

（令和８年３月１２日午前９時３０分開議）

第１　一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会３月定例会議の本会議も本日で２日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出したりしますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴席のみなさまについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

◎　一般質問

○議長（安原賢一）日程第１、一般質問を行います。

質問者にお願いしておきますが、議会基本条例第６条に規定する本会議における質疑、質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、２回目が残り５分、３回目が残り１分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第２項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第６条第２項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点または争点を明確にするために反問することができることとされていますので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）みなさん、おはようございます。佐藤力也です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に一言申し上げます。昨日、３月11日で東日本大震災の発生から15年がたちました。

震災によりお亡くなりなられた多くの方に改めて哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。震災の記憶を風化させることなく、防災、減災への取組を続けていくことの重要性を改めて感じているところであります。

さて、外丸町長、そして安原議長におかれましては、ブルガリア共和国ヤンボル市との交流事業での渡航、大変お疲れさまでした。無事に帰国されて何よりです。温泉施設の視察など、成果についてお聞きしたいところではありますが、所管の委員会に関わるので、残念ながら質問はできません。この後に質問される原沢議員に託したいと思います。よろしくお願いします。

そして、もう一点、町長にご報告がございます。小型犬専用のドッグランについてです。令和６年に町民の要望として、一般質問にてお願いしたところ、昨年７月に駅南の河川敷に新たに増設していただきました。幾度となく様子を見に行かせていただきましたが、利用者に話を聞いたところ、大変多くの方から喜びと感謝の声をいただきました。町内の方はもとより、町外から来られる方も非常に多く見られ、吉岡町から毎月のように来て、買物もしてお帰りになる方や、遠くは桐生市から来た方においては、県内で一番すばらしいドッグランとの評価をいただいております。町民の声に対し、迅速に対応していただいた町長と担当課の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。本日は、地域振興と子育て支援、さらには地域医療など、中之条町の将来に関わる課題について順次質問させていただきます。

まず、初めに観光振興による町づくりについて伺います。人口減少が進む中で、本町の地域活力を維持、発展させるためには、観光振興を軸とした町づくりが極めて重要だと考えます。グーグルのＡＩ検索で、「中之条町といえば」と入力をすると、「群馬県の中之条町といえば、美肌の湯として知られる四万温泉や四万ブルーと称される奥四万湖の絶景、そしてレトロな町並みが魅力です。重要伝統的建造物群保存地区の赤岩集落や中之条ガーデンズ、日本国道最高地点の渋峠など、歴史、自然、花を楽しめる温泉観光地として有名です」と出てきます。これらの資源を効果的に活用し、インバウンドを含めた観光誘客など、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげていく必要があると考えます。これまでに幾度となく外丸町長にはそのことをお伝えしてまいりました。もしかすると、耳にたこができているかもしれませんね。しかし、町長におかれましては、令和６年度より四万温泉における新たな観光スポットの創出に着手してくださり、また中之条ガーデンズを観光拠点として、その整備に力を入れてくださっているところでございます。そこでお伺いします。

令和８年度における観光振興を通じた町づくりについて、どのような方針と考えをお持ちでいるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和６年６月及び令和７年の６月に同様な一般質問をいただいておりますが、基本的な考え方に

変わりはございません。群馬県や町観光協会等の関係機関との連携を図り、本町の魅力発信に努め、さらなる観光誘客を目指すとともに、既存の観光スポットのさらなるブラッシュアップに努めてまいりたいと考えております。持続可能な町づくりを進める重要な位置づけとして、地域の特性に応じた観光振興による町づくりを令和８年度も継続してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ただいま町長より観光振興における町づくりについてご答弁をいただきました。引き続き、観光にしっかりと力を入れてくださるという力強いお言葉をいただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

観光の振興というところでは、次に行きますが、中之条ガーデンズの運営について、集客力向上のための戦略というところも重要なポイントになってくると考えます。中之条ガーデンズは、町にとって重要な観光拠点の一つでありますが、さらなる集客力向上のためには新たな取組が必要であると考えます。私もこれまでに様々な提案をしてきました。町でも検討いただき、駐車場の増設や売店と食堂の無料での入場化に向けた自動改札の導入の検討等、様々なイベントなども開催し、集客につなげようと努力を重ねていただいておることは十分承知しております。そこでお伺いします。

令和７年度までに実施されたイベントや地域振興を目的としたイベントの協賛について、その効果をどのように検証しているのか、またこれまで同僚議員を含め、再三要望してきたペット同伴での入園について、今後取組に動きがあるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員のおっしゃるように、中之条ガーデンズ、これはもうみなさんご承知のように、中之条町の観光の拠点というような形の中で位置づけて、今までも取り組んでまいりました。

中之条ガーデンズにおいては、令和７年度に実施したイベント等の成果でございますけれども、入場者数は２月末現在８万2,609人ご来園をいただきました。対前年比約２％、微増でございます。令和７年度の主なイベント数は、フェアを７回開催し、その期間内でおよそ６万人の方にご来園いただいております。５周年記念感謝祭をはじめ、夜桜ライトアップやブルガリア友好フェアなど、１日から数日にかけてのイベントを10回実施しております。イベントの入場者数はおよそ6,000人、対前年比で約30％の増加となってございます。また、たんぽぽを整備させていただきましたが、このたんぽぽの開催イベントを６回、ビエンナーレ作家関連イベントも実施しており、赤い小屋でのイベント開催は年間69日開催をさせていただいております。およそ500人の方に参加をいただいております。イベントは順調に推移しておりますが、入園者全体の数としては昨年並みでありまして、その要因といたしましては、４月から６月のピーク時における週末の天候不良、これが大きな要因であると考えております。しかしながら、令和７年度実績では、令和５年度、令和６年度の減少傾

向からすれば、やや改善に向かっていると評価をいたしております。

それから、佐藤議員お尋ねのペット同伴による入園の導入につきましては、令和７年12月の一般質問におきまして、同僚議員からも同様の質問をいただいておりますが、令和８年度中に実証的な取組を行っていく方向で現在調整をしております。周知や受入れの体制につきましても少々時間は必要と思いますので、実施期間につきましては現在明言はできませんけれども、取組についての指示はさせていただいております。実際のペットの受入れにつきましては、令和８年度中に方向づけをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）今町長から中之条ガーデンズの取組についてご説明をいただきました。冒頭の挨拶でもドッグランのお話をいたしましたけれども、ペットツーリズム、とても盛んでございます。温泉地においては、宿泊なども専用宿泊宿とかも増えているところでございまして、うちの隣の旅館さんもペットの部屋だけは常に満室という状況でございます。

ドッグランに来られた方たちに「ペット同伴での入場が可能になったら、ガーデンズに来てくれますか」といった質問をしたところ、ほぼ100％の方が「もちろんイエス」という答えになっております。集客に必ずつながると思いますので、ぜひチャレンジ、一歩踏み出していただければなと思います。よろしくお願いいたします。

さて、集客力向上のための方法として、先ほど町長もイベントをたくさんやっているけれども、なかなか大きな効果は出ないような答弁であったのかなと思いますけれども、イベントをやはり続けることも大事ですので、特に天候に左右されるイベントというのはなかなか難しいので、私も四万温泉で夏まつり、外でやるイベントを経験していますので、とてもよく分かります。なので、続けることによって効果が出てくるというところもございますので、ぜひ見切ることも大事なのですけれども、続けることも大事ですので、しっかりと検証していただきまして、やっていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

集客向上のための方法というところでございますが、他の温泉地との連携、そしてもちろん四万、沢渡、六合、町内の温泉地との連携も非常に大事になってくると思います。隣には草津温泉という日本屈指の温泉地があり、年間400万人の集客を誇っております。その観光客を本町へ周遊させることは観光振興の大きな可能性を持っていると考えます。

そこで伺います。草津温泉からの誘客を町の観光戦略の一つとしてどのように位置づけているのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本年度、今お話がございましたガーデンズにつきましては、そういった形のイベントを継続をさせていただきました。今年は、ガーデンズ５周年記念の企画といたしまして、四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷等、町内の温泉宿泊施設の皆様のご協力をいただき、花桃が盛りの時

期には宿泊者限定のガーデンズ入園料の無料券を、春バラが盛りの時期には入園半額券を配布させていただきました。期間限定ということもございましたが、連携による効果はあったものと理解をしております。

令和８年度につきましては、町内の温泉地はもちろん、草津温泉、伊香保温泉等々の近隣の温泉旅館さんと共に、宿泊者限定割引プラン等において連携し、ＰＲも実施してまいりたいと考えております。佐藤議員におかれましても町外でご協力いただける事業者等々ご紹介いただけると大変ありがたいと思っております。いずれにいたしましても草津温泉はどうも聞くところによりますと、400万人が500万人になると、年度末は、迎えるだろうという状況を聞いております。私どものガーデンズの職員、観光課の職員も含めて、ぜひ中之条に立ち寄って帰っていただく、あるいは草津に行く前に立ち寄って、ガーデンズから行っていただくと、これはもうあれだけの人数が来ているわけですから、１％でも来ることによって大きな経済効果があると思いますので、これから今年度に、令和８年度につきましては、しっかりと営業活動、あるいはガーデンズに来ていただくような、そういったＰＲ活動をしていこうということで職員、あるいはカーデンズの職員とも連携を取りながらやっていこうということで指示をいたしておりますので、ぜひ佐藤議員におかれましてもそういった情報等がありましたら、観光課、あるいはガーデンズのほうへお寄せいただけると大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）承知いたしました。協力は惜しみません。伊香保、草津温泉を訪れる観光客が本町の四万、沢渡、六合の温泉、また中之条ガーデンズなどを周遊する流れをつくることができれば、町の観光振興にとって大きな効果が期待できると思います。また、これから上信道が開通するにあたって、そういったところの集客、誘客というところも戦略立ててやっていかなければいけないのかなと考えておりますので、その辺もそろそろ町としても動いていただければいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。頑張ってまいりましょう。

その他、ガーデンズの集客力向上についての取組としては、ＳＮＳ等を活用した情報発信の強化や公共バスのラッピング広告の活用も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの答弁にちょっと付け加えさせていただきます。今ちょうど佐藤議員から上信自動車道の関係のお話がございました。私どもといたしますと、土木事務所、あるいはそういう関係機関に植栗伊勢線、あのインターからいかにスムーズに四万温泉、沢渡温泉にお客様がおいでいただくような、そういった動線をしっかり我々の要望をさせていただいて、スムーズな誘客に結びつけていただきたいという話は土木事務所、あるいは関係機関にはお伝えをさせていただいておりますので、付け加えさせていただきます。

そして、宣伝についてのお話であります。ＳＮＳ等につきましては、比較的低コストであり、情報の即時性や拡散性が非常に高く、写真や動画、訴求力も強く、年代別や興味や関心別に情報が届きやすいものと認識をいたしております。その反面、情報量が多く、記憶定着が低いのではないかと思うところもございます。フォロワー数と実際の入園者数は一致いたしませんが、フォロワー数が多ければ、入園者の増加につながるツールであるということは事実だろうというふうに理解をいたしております。ガーデンズにおける公式インスタグラムのフォロワー数は１万6,000人でありまして、一定の認知が広がっている水準と一般的には見るようでございます。多いか少ないかといえば、多い部類だとは思いますが、ここは最終目的ではございませんので、いかに足を運んでいただけるかを念頭にＳＮＳ等を活用しながら、宣伝広告も進めてまいりたいと考えております。

また、直行バスや路線バスへのラッピング広告、こういったものも一つの宣伝効果があるのかなというふうに考えておりますけれども、最近では、ＪＲ電車内の広告もだいぶ乗ってみると少なくなっているようでございます。視覚的効果は期待できると思いますけれども、費用対効果の検証や施設利用への波及効果の把握が難しいといったところもございます。ガーデンズといたしましては、より効率的に入園者を増やすことが求められておりますので、ＳＮＳ、あるいはラッピング、その他のいろいろな効果的な広告宣伝、こういったことを優先して検証してまいりたいと考えております。どういった形がお客様に一番心に留められて、行ってみようと思うようなことがあるのかということもこれから関係機関ともいろいろ情報交換をしながら、そして職員とも緊密に連携を取りながら誘客に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）このバスのラッピング広告というところなのですけれども、今四万温泉と中之条駅の間の走っている関越交通の公共バス、後ろの部分に片品村の広告が載っております。何で四万中之条間で片品村なのだという意見といいますか、ちょっと違和感がありまして、やはり四万温泉の中では中之条町だったり四万温泉だったり、ガーデンズというところがあってしかるべきではないかという声もありますし、お客様に聞いてもちょっと見間違えたのかもしれないというか、乗るときに、このバスでいいのみたいな話もあるということもちょいちょい聞くのです。ガーデンズ経由のバスもあるものですから、特にそうなるのかなと思います。今２台空きがあるそうです、関越さんに聞きましたところ。ぜひ検討いただければと思います。

また、中の車内の広告というところが全く今ない状態だそうです。今町長がＪＲの広告が減ってきたというお話なのですけれども、まだ中之条ガーデンズの認知度という部分では、四万、沢渡温泉にバスで向かわれるお客様に周知をするというところもまだ必要なのかなという部分もございます。特に、若い世代が今車に乗らなくなってきております。特にガソリンも高くなって、燃料費が高くなりますと、公共交通を使うお客様も四万温泉、今大分増えてきたなという実感がございます

し､そういったところの広告も大事なのかなと思いますので､ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、つむじチャレンジショップについての質問をさせていただきます。まず、おわびといいますか、訂正しなければいけないのは、つむじはチャレンジショップではないということを担当課との質問の相談の中でお聞きしました。この質問に至った経緯なのですけれども、ある町民の方からつむじのショップについて、「最長10年は長過ぎるよ」と、「もっと利用期間を短くして、なるべくたくさんの方が利用できたほうがよいのでは」と、「町民に限らず、町外から移住を考える方、そのチャレンジショップという部分でもとても場所もいいし、安価だし、たまたま空いていないと入れないというのはちょっともったいないんじゃないか」といったような意見もいただきました。また、入店してから最初の契約が大体３年だと思うのですけれども、３年たたずに経営が継続できないケースも見受けられるので、制度の見直しや支援体制の強化が必要ではないかとの意見もございます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。まず、初めに入店者を決定する際の基準について、現在の内容を見直す必要があるのではないでしょうか。また、契約期間や家賃設定についても実態に合わせた見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）つむじの質問でございますけれども、つむじにつきましては、小規模店舗の使用許可としてテナント募集を行っているわけであります。小規模店舗であるため、事業を始める投資リスクが少なく、新規テナント出店者にとっては事業を始めやすいというメリットがございます。チャレンジショップ出店支援事業と違い､町から営業に関する補助金等の支援制度はございません。

さて、ご質問の入店者の決定の基準の見直しにつきましては、多くの方の利用、契約期間、家賃の見直し等の検討については、先ほどの答弁のとおり、事業者として投資を行い、テナント出店をされることを鑑み、つむじの設置及び管理に関する条例において、使用許可の期限を３年、使用料を一月２万円と定めております。また、同条例の施行規則において、使用更新の許可につきまして定めております。現在の運用では最長10年とさせていただいております。更新については、使用料の納付状況等を確認した上で、事業者の意思を尊重し、使用更新の許可を行っております。これまでの利用実態を見ると、10年間契約した６事業者のうち、５事業者はその後商店街に出て、営業を継続いたしております。時には事業者の都合により３年以内で退去もございますけれども、現在７店舗全てが営業中でございます｡退去が発生した段階で随時募集を実施させていただいております。

「つむじ」のテナント運用につきましては、一定の成果を上げていると認識しております。当面は現行の運用を継続してまいりたいと考えておりますが、今後の経済状況や利用実態を注視し、必要に応じて改善は行ってまいりたいという考え方を持っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ご説明ありがとうございました。

家賃が一月２万円という。今何といっても破格な家賃で利用できるということで、そういったところから10年ぐらい前だと、まだそこまで安いと感じなかった部分も若干あったとは思うのですけれども、スペースもそんなに広いというわけではありませんし、また飲食店として使えるブースと、あとたぶん物販というのですか、そういったところでちょっと分かれているとは思うのですが、そういったところで町民の方、私もちょっと勘違いしたぐらいなので、チャレンジショップとして、そこで成功したら、ほかへ出ていくというようなイメージがちょっとついたのかなと、いろんな情報が飛び交って、町民の方もちょっと勘違いしていらっしゃったのかなというところ、今の説明で腑に落ちましたので、チャレンジショップは空き店舗の活用ですとかそういったところに家賃半分、３年間補助ですとか、そういうところに使われる補助金だと認識しております。つむじのショップは、テナントとして貸出しをしているということで確認が取れました。ありがとうございました。

また、このショップについてのもう１つの質問なのですが、先ほど途中で退去されてしまうケースも見受けられるといったところで、町の事業者の方から、例えば仕入れですとか経営の運営の仕方ですとか経営手法といったようなところのアドバイスを無償でやってあげてもいいよみたいなお話も聞いております。そういったところをアドバイザーというところで引き受けてもいいといった方がいらっしゃるので、そういった方の募集、紹介する仕組みというところの構築というのは町としていかがなものでしょうか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）テナント事業ということでご理解いただきました。出店時に中之条町の商工会に加入を条件とさせていただいております。当該事業者への経営指導は重要であると認識をしておりますけれども、経営的な助言につきましては、加入団体である商工会より支援いただきたいと考えておりますので、町としてコンサルやアドバイザー等の設置は予定してございません。

また、個別に事業者間や専属にお付き合いのある方々からも指導等を否定するものではございませんので、ぜひとも安定的な経営を継続していただき、「つむじ」出店終了後にも町内での事業継続を願うところでございます。

また、チャレンジショップ出店支援事業補助金等を活用していただければ、空き店舗の利活用にもつながるというふうに考えておりますので、出店された方にはご検討いただければと思っております。いろいろな状況の変化、あるいは出店される店の種類によって、また中之条町のお客様、そういった消費ニーズのこともいろいろありますので、やはり専門的なことを考えますと、商工会等が窓口となって、いろいろご指導いただくほうが、我々行政よりかプロという目からすればいいのかなと、こんなふうな考え方も持っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）承知いたしました。ただ、このショップについての入店希望者を募るときに、ほ

かの町村ですと、これは町内の小売店の方からのリクエストといいますか、お願いということで承ってきたので、お伝えするのですけれども、できれば絶対ではなくていいので、町内の小売業者さんの材料、例えば飲食店さんで出店する場合にはなるべく使ってくださいですとか、こういうお店が町内のであるのでというような案内というところをやっていただきたいというお話がございました。近隣の町村にはそういったこともやっているということですので、ぜひ一生懸命頑張って、小さな商店街のお店もまだたくさんございますので、力になっていただきたいなと思いますので、ご検討ください。よろしくお願いいたします。

つむじショップについては以上といたします。

続きまして、３番の群馬リハビリテーションセンター、通称群リハの移転問題についてお伺いをいたします。群リハの移転については、地域医療や雇用、さらには町の財政にも影響を及ぼす重要な課題であると考えます。昨年の議会全員協議会にて、２年以内に移転先を決定するとの説明があったと記憶しております。その後１年が経過しようとしておりますが、その後の動きについて、町民から不安の声とともに、関心も高まっていると感じます。そこで、次の点についてお伺いいたします。

説明会から約１年が経過しようとしておりますが、現在の進捗状況について、町としてどのように把握しているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）佐藤議員から、群馬リハビリテーション病院の移転ということについてご質問いただきました。群馬リハビリテーション病院の移転につきましては、昨年度議会の全員協議会において、病院側から現状や今後の予定などについて説明がありました。その後地元での説明会が開催をされ、病院関係者と文教民生常任委員長や地元選出の議員のみなさん、町からは私と副町長、関係課長などが出席をさせていただきました。病院からは、町に対して、できる限りの協力をいただきたいと要望がございました。町といたしましては、町内への移転を要望するとともに、できる限りの協力をしたいと伝えているところでございます。

具体的な移転の計画や予定につきましては､病院側で進めていることになりますが､説明会以後、今のところ計画についての連絡や、町に対する要望等は特にございません。動きがあった際には、議員のみなさんにもおつなぎをしたいと思っておりますし、情報を共有し、検討していきたいと考えております。恐らく推測するには、今の社会情勢の中で相当な物価高騰、資材の高騰、いろいろなものが群馬リハビリテーション病院のほうにもあるのだと思うのです。だから、そのへんのところが恐らく病院側のほうの進展が進まないと、我々行政もそうですが、１年の間に目まぐるしく物価の高騰があると、実は今日、佐藤議員もご承知でしょうけれども、例のアメリカとイスラエルがイラクとの、これによって、今日から私の入れている燃料等が198円に上がりました。今日朝来るとき確認してきたのですけれども、昨日と今日では恐らく20円ぐらい違うと思うのです。そういった

ことが目まぐるしくこの世界情勢に日本の経済が非常に敏感に影響するということからして、いろいろハード事業、建設事業というのはそういった物価高騰が非常に影響されているので、恐らく医師会、病院側のほうもそういったことを考慮しながら、検討しながら、やっぱり慎重な対応をしているのではなかろうかなと、これはあくまでも推測でありますが、そういうことが考えられると思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ただいま町長から答弁をいただきました。現段階では具体的な方向はきまっていないとのことでした。しかしながら、この問題は地域医療のみならず、雇用というところ、そして地域経済にも大きな影響を及ぼす重要な案件でございます。もし仮に町外へ移転するようなことになれば、本町にとって大きなダメージとなることが懸念されます。

そこで、改めて伺いますが、町として、移転先が町内となるよう、病院側に対して積極的に働きかけを行っていく考えはあるのか否か、町長の考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）群馬リハビリテーション病院が町内に移転すれば、町民が受診や入院をする際の利便性、病院の運営に伴う経済効果は非常に大きいものがあると思います。税収、さらには雇用の場としてなど、町にとって多くのメリットがあるとも思われます。こうしたことから、先ほど申し上げましたが、町内の移転を病院へ要望するとともに、町としてできる限りの協力をしていきたいと、病院側には再三伝えております。

なお、病院の規模や駐車場等の建設に必要とされる面積の提示がなく、位置的な要望もないことから、移転場所については現在白紙の状態でございますけれども、これは佐藤議員おっしゃるように、長い温泉病院とゆうあい荘の関係から群リハになりまして、その関係がずっと続いておるものですから、中之条としては、ぜひ中之条町に置いていただきたいというお話は常々会議があるごとにはさせていただいております。あわせて、皆様方の沢渡温泉の地区の方々も長年のお付き合いがあるので、やっぱりいろんな不安があるのかなと、こんなふうに思いますけれども、町としては、ぜひ中之条町に拠点を置いていただきたいという考え方を持っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）町長の強い決意を聞かせていただきました。ありがとうございます。ぜひこれからも積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

さて、群リハの移転問題に大きく影響を受けることが十分考えられる施設として、先ほど町長答弁にも出てきましたけれども、介護老人保健施設ゆうあい荘がございます。先行きがはっきりしない中において、今後の運営についてどのような対応、計画を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ゆうあい荘の運営につきましては、群馬県医師会に委託しており、群馬リハビリテーション病院が移転した場合は、施設の移転や存続も含め検討する必要がございます。病院の移転についての方向性が示されておらず、進展がないことから、状況を見守っているところであります。

現在のゆうあい荘は、入所者や施設職員の減少、施設の老朽化など、問題を抱えており、施設の運営方法等検討の必要がございます。県医師会では、群馬リハビリテーション病院移転方針の地元説明会を受けまして、町でも４回にわたり、ゆうあい荘あり方検討会を行い、検討を重ねてまいりました。吾妻郡内に２つの施設しかない老人保健施設であり、現在も入所、通所ともに利用者のいる施設であることから、必要性は感じております。今後継続して安定的に運営を行えるよう、病院側と協議を進めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ゆうあい荘については、これから入所を考えている方ですとか、いつ移転するのかとか、いつまで継続して運営をされるのかというところも心配になっているのかなというところもあると思いますので、情報が出ましたら、なるべく早く伝えられるようにご尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、４番の学校給食についての質問に移りたいと思います。教育長、よろしくお願いいたします。国では、令和８年４月から小学校における学校給食の抜本的な負担軽減、いわゆる給食費の無償化に向けた施策として、完全給食実施校を対象に、児童１人当たり月額5,200円の支援を行うと伺っております。当町におきましては、令和元年10月より、少子化対策における子育て支援策の一環として、小中学校において、給食費の完全無償化を開始し、子育て世代の経済的負担の軽減に取り組んできたところであり、この取組は町民からも高く評価されているものと認識しております。

そこで、まず確認として伺います。現在の予算の中で、町内の小中学校における学校給食について、児童生徒に対する十分な質と量が確保できているとお考えでしょうか。また、今回の国の補助制度により、町の負担が軽減されることになるとすれば、その分の財源を活用して、給食の質の向上や物価高騰への対応、さらには地場産食材の活用など、学校給食のさらなる充実に活用していく考えがあるか伺います。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）佐藤力也議員のご質問にお答えします。

国の学校給食費無償化に伴い、本町の公費負担が軽減される見込みですが、まず申し上げたいのは、本町の学校給食はこれまでも必要な栄養価や分量を確保し、安全・安心を最優先に考えて提供しております。また、財政的にも考えて提供しております。また、財政的にも十分な予算措置をいただいていることから、質や量を下げたという事実はないということでございます。

献立につきましては、学校給食摂取基準に基づき、栄養バランスを十分に考慮しながら、地場産食材の活用や季節感を取り入れた内容としており、児童生徒の健やかな成長を支える水準を維持しております。

今回の無償化により生じる町の財政負担の変化につきましては、給食の量や質を直ちに拡充するというよりも、まずは現在の水準を将来にわたり、安定的に維持していくことが重要であると考えております。とりわけ本町におきましては、学校施設の老朽化が進行しており、今後校舎や給食施設改修・更新に多額の経費が見込まれております。安全で衛生的な調理環境を確保することは、給食の質を支える基盤であり、計画的な施設整備は避けて通れない課題でございます。

教育委員会といたしましては、無償化による財政状況の変化を踏まえつつ、給食の安全性・安定性を確保するための施設整備や設備更新を含め、総合的な視点で財源の在り方を検討してまいります。今後も児童生徒の健やかな成長を第一に、質・量ともに適切な学校給食の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安原賢一）佐藤さん

○６番（佐藤力也）教育長、ご答弁ありがとうございます。しっかりと学校給食の質、量はキープできるという答弁でございました。ありがとうございます。

学校給食は、やはり小中学生の体づくりの基本となっていると私は考えましております。給食１食しか食べられない家庭ももしかしたらあるかもしれませんし、そういったときに本当に栄養バランスの取れたおいしい給食、中之条町の給食はとてもおいしいと、私の娘は６年生ですけれども、「魚料理は、うちよりも学校のほうがうまい」と言っておりますし、そういった意見もいろんなところから聞こえてまいります。今後学校給食における要望というのですか、提案というところでは食物アレルギーといったところの対応というところが今難しくなっているのかなと思います。

以前同僚議員からも同様の質問もあったかと存じますけれども、今回の給食費の無償化が実施される中で、こうした家庭においてはお弁当を持参するような形で給食を取っているということも聞いておりますので、そういった家庭への恩恵というところが受けにくい状況にあるのではないかなとも考えられます。そこで、アレルギー等によりお弁当を持参している家庭に対して、食材費相当の補助などを行う制度の導入、あるいは既に制度がある場合にはその拡充を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。これ、通告には細かく入れておりませんでしたので、もし教育長もしくは町長、見解をお話しいただけるようでしたらお願いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）それでは、お答えしますけれども、私自身の個人的な考えでもあるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

食物アレルギーに関しては、学校、また家庭、教育委員会、また栄養士を含め、きめ細かに対応

をしているところであります。また、食物アレルギーの状況におきましても、アナフィラキシーを持っている方とか、また状況だけで済む方とかいろんなパターンがございます。その中で、自治体にはどうしても家から食材を持ってこなければならないという子もおります。そのへんのところもどのようにしていくのかということも検討してまいりたいというふうに思いますけれども、いろんな状況を鑑みて、総合的に研究をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）佐藤力也さん

○６番（佐藤力也）通告にはありませんでしたけれども、ご答弁ありがとうございました。ぜひ誰一人取り残さずに、学校給食食べたくても食べられないという子の気持ちというところも酌んであげるというのではないのですけれども、経済的に少しでも家庭の助けになるような取組を行っていただければ助かるのではないかなと思いますので、ご検討いただければありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

以上、要望としてお伝えさせていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）先ほどの同僚議員の一般質問を聞いておりましたら、なかなかすばらしく、本当に時宜を得た質問で、思わず聞き入ってしまいまして、自分の質問のことはすっかり上の空で聞いておりました。また、町長さんにおかれましては、もう本当に多方面の領域にわたって、いろいろご心配しなければならないと、本当に大変だなと感じております。私の質問は、どちらかといいますと、たぶん町長さんもイメージしやすいことかなと思いますので、肩の力を抜いて、答弁いただければと思っております。それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、お手元の質問事項、質問の要旨のところに、家じまい時における農地の処分に関することと書いてありますが、イメージ的には実家の家じまいのときの負動産の処分、この不動産というのは正式な不動産でなくて、負け不動産という、今そういった言葉が出ております。そういった部類に関することだとイメージされていただけると分かりやすいかなと思っております。

現在農業後継者の減少、また不在により農家世帯の減少が加速する中で、ふるさとで農業を営んでいた親御さんが亡くなり、その不動産を相続した方々から特に農地の処分に関し、これほどまでに困難なのかという声が急増しております。固定資産税を払い続け、草刈りのために遠方から年に数回帰省する、しかし親御さんが長寿を全うされた結果、相続したお子さん自身もまた高齢期を迎え、農地の維持管理が肉体的、精神的な限界を超えつつあり、せめて墓参りぐらいは続けたいが、土地の管理はもうできない、ただでもいいから、誰かに使ってほしいと切望して探しても周囲に農

家がいない、いても自分ももう年だし、引退を考えているからとかで、誰も借手が見つからない。また、相続土地国庫帰属制度というのがございますが、引受け条件、また管理費用負担だので、これも難しい、隣の山持ちの方に頼もうにも青地の農地ではと言われてしまう。

また、こういったことは都会へ出ていった方にとどまらず、親御さんを残して、町の中心部へ出てこられた方も同様な問題を抱えている方もおられるかと思います。これがいわゆる家じまいの現実であると私は思っております。農業経営体の数が全国で、2020年108万人から2030年には54万人へ半減するという予測がある中、本町においても農業用地としての使命を事実上終えた農地が耕作放棄地として至るところに存在しているのではないかと考えております。これらを個人の財産管理の問題として放置し、次世代、孫の世代まで負の遺産を先送りすることは地域の環境、またコミュニティーの崩壊を加速させ、水路の泥上げやのり面管理が放棄され、災害時のリスクを招き、極めて深刻な事態が発生するのではないかと危惧しております。

そこで、まず町長にお伺いいたします。こうした農地処分に困惑する事案が多発している現状を町長はどう認識されており、今後増え続けるであろう不在地主問題に対し、どのような基本方針を持って対応されるお考えでしょうか、これをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員からご質問いただきました、この問題については本当に今深刻な問題であろうというふうに認識をいたしております。昔は、私が申すまでもなく、食糧増産をして、食糧を何とかしようということで、山を畑に開墾するといった状況の中、食糧増産をするような時期がありました。あまりにも日本の社会状況が極端に変化をし、そして併せて少子高齢化の急速な減少ということで、当中之条町のみならず、全国的にこの問題があるのだというふうに考えております。昔の先人からすれば、農地をしっかり守って、しっかり食料を確保して、子どもたちや孫に食べさせてあげたいという思いでありましたけれども、恐らくこの社会情勢の変化というのはあまりにも急速過ぎて、我々の考えをはるかに上回るようなスピードであろうということから、こういう事案が発生したというふうに思っております。これはますます継続していくのだろうと思いますので、私も福田議員と同じ考え方で、非常に問題だというふうに思っております。

実際は、現在の中之条町の状況等につきまして、今ちょっとお話をさせていただきます。町内の耕作放棄地につきましては、町農業委員会の調べによりますと、令和３年から７年にかけて、約600ヘクタールで推移している状況でございます。令和６年３月定例会議におきまして、同僚議員からの一般質問で答弁させていただきましたが、令和５年に実施した調査によりますと、耕作放棄地の面積は617ヘクタールとなっており、中之条町の農地の30.6％の耕作放棄地となっている状況でございます。農林課では、農業委員会を中心に利用できなくなった農地につきましては、所有者から相談があれば、地域で耕作している方などを見つけるマッチング業務を行っております。令和６年度に国の指針に基づき定めた地域計画におきましては、10年後の耕作者を定めておりますので、定めら

れた耕作者へ耕作を依頼することを進めております。議員お尋ねの、負の、負けるということでありますが、負の遺産として背負い込み、困惑される事案とは、「山間部の傾斜地で小規模な農地で、今後荒廃が進むと思われる場所」ということが多く思われます。「家じまい」と言われるような昨今の事情の中で、農地をどのようにするかという問題が顕在化していくことはご指摘のとおりでございます。その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが著しく困難であること、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること、であれば非農地として判断され、農地台帳から除外することになります。「非農地判断」を農業委員会に申し立て、許可を受けることで、山林原野に地目変更、登記することが可能となります。町では、土地所有者から申請があれば、農業委員と農地利用最適化推進委員の調査の上、毎月開催されている農業委員会の総会において審査を行います。平成27年４月から直近の令和８年２月まで、366筆、46ヘクタールの非農地判断をしてございます。地目が農地以外となれば、農業委員会の許可は必要となりませんので、他者に土地を譲り渡すことが比較的容易になるため、譲渡を行うことのハードルが下がるものと考えております。

なお、土地所有者からの申請によらずとも農業委員及び農地利用最適化推進委員が３人以上で、再生利用が困難な農地と判断された場合は非農地として農地台帳から除外するものとされておりますが、当町ではまだそこまでは進んでおりません。以前に農業が盛んだった地区では、農業振興地域における「農用地区域」に指定されております。町では、この「農用地区域」を令和７年度、令和８年度に大きく見直したいと考えており、農地として活用されにくい農地を農用地区域から除外し、今後残していきたい農地を明確にしていくことを考えております。

地目変更についての周知につきましては、農林課内に相談窓口を設けるなど、それぞれ個別の相談に応じられるよう検討するほか、広報紙やホームページを通じて周知を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。福田議員には、またいろいろその農業農地の問題についてはいろいろご指導、あるいは情報とかありましたらお寄せいただけると大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長がくまなく説明していただけたので、あえて質問もすることもなくなってきたのですが、農業をやっていない方はちょっとぴんとこないことがあるかもしれないのですが、農地には一般的に青地、白地という２つの区分がございまして、青地と言われているものは農業振興地域内農用地区域内農地と正式に言われておりまして、この青地になりますと、農地法の適用がされまして、本当に農地を守るという観点から非常にいろんな規制がかかっている土地ということでございます。白地ということはそれの適用区域外ということで、転用とかそういった手続も比較的やりやすいと、そのまんま農地として扱っていても一向に差し支えはないというような区分がこの農地にはございまして、厄介なのはこの青地に該当する農地ということでございます。町長があら

かたのご説明いただいたので、あえてあれなのですが、はっきり言って、この問題の有効な解決方法というのは正直大変難しいのです。美野原、成田みたいな優良農地、そういったところなら全然借り手もいらっしゃいますし、またそういった農地は今後も農業の発展のためには保護していかなければならないというところなので、全然問題はないかと思うのですが、農地としての価値もありますし。しかし、これを少し解決に向けての手助けの方法というのはあるのではないかと思っております。町長も触れられたのですが、それは農地の流動化を促す方策を強化すべきであるということだと思っております。土地が農地法の下で売買や農地転用に厳しい縛りがつけられていて、日本の不動産手続の中でも最も難易度が高いととかく言われているのがこの農地法の縛りのある青地でございます。こういったところからなるべく除外をしていただいて、縛りの緩い白地として土地を利活用できるようにしやすくするということで流動性が増えるのではないかといったところがポイントではないかと思っております。

中之条町地内の青地の所在地を見ますと、これは見るとたまげるのですが、山奥の隅々にまでいまだに存在しております。先ほど町長も述べられましたように、終戦後の食糧難の時代には機能していた農地も今は作り手もいない、地域の古老にでも聞かなければ、かつてそこで農耕していたことさえ分からないような状態のまま、現在に至っているのが多く見受けられます。こうした実質的に農地としての役割を終えた土地については、地域の農業委員さんや関係地権者の意向を基に、町長の裁量、これ町長の裁量というのが非常にあるのです、農業振興地域の線引きの再検討、先ほど令和７年から８年にかけて、積極的に見直したいというような趣旨の答弁いただいておりますが、このことなのですが、この白地への除外を進めていくべきであると考えております。くどいのですが、白地化することで土地利用の制限が緩和されまして、利活用の可能性が広がりますし、これは決して農地を軽視するのではないのですが､実態に即した線引きを行っていただけるということが、結果として地域の流動性を高める一歩になると確信しております。町長の所見を伺います。

また、地目変更に必要な、先ほど町長もお話しになられた非農地証明というのですか、これがございませんと登記上の地目変更もできませんし、これを発行するのが役場、農業委員会でございます。この発行に際して、現場の実態に即して柔軟に対応して、所有者が次のステップへ進みやすい環境を整えるべきだと思っておりますが、併せてこのことについてもお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員のおっしゃるように、この農地法というのがまず上位法でありますから、これはどういうことで起こったのかということを私なりに考えてみますと、やはり農地をしっかり守るということが農地法の基本にあって、それから先ほどの冒頭に申し上げましたように、あまりにも少子高齢化も含めて、人口減少、そして急速な社会変化によって、戦前戦後の食糧難の状況と変わってきたと、恐らくそういうところの中で農地をしっかり守って、食糧を確保するのだというのが農地法だと思うのです。ただ、今おっしゃるように、あまりにも急激な変化になってきて、今

現在においては、もう食糧については、米の問題は別ですけれども、全体的にとって、日本の国というのは穀物自給率が40％切っておりますから、欧米、特に欧州なんかに比べれば、欧州なんか100％超えているところもありますし、そういった島国で貿易はできますけれども、食料を基本として、やっぱり食べていかなくてはなりませんから、そういうものを維持するということからすると、農地法の状況も分からないわけではないのですが、ただ現状を見ると、やはりもう高齢化、少子化が進んで、自分の農地を、あるいは先祖の農地を確保して維持していけないということが確かに現在あると思うのです。

私も先日、伊参の伊参ビレッジの作業で、五反田のほうに木切りに行ってきました。半日行ったら、ここのところは何だいと言ったら、昔は田んぼだったのだと、全然想像ができないような農地が確かにあります。そういった状況が事実なのだろうと思います。

私どももある地域の区長さんやある地域の方々とよくお話合いをするのですけれども、そうするとここはもう青地では厳しいよと、違うことに利用したいんだと、町も考えていただければという話をいただいております。今農林課の職員が一生懸命その青地利用を、これから青地を除外して、違う利用にして、地域が少しでも、言葉悪いですけれども、やぶにならないような、きれいに環境整備できるような、そういう農地を活用していきたいというご要望も確かに増えてきています。そういったことを踏まえると、私ども町としても今ご提案いただいたようなことを県につないで、実情をまず県の方々に知っていただいて、来て、見ていただいて、これが果たして農地として今利用できるのか、それとも違うほうに利用したほうがいいのかというのを、町として、今県のほうに職員を通じて要望としていろいろお伝えさせていただいております。そういった中で、白地になれば、いろんな利用ができるということもありますけれども、まず中之条町とすれば、青地の場合は農振除外は年に１度ありますから、農振除外をして、白地にするという手続がありますけれども、今後今福田議員のおっしゃるように、そういった要望、事案がますます増えてくるということは認識いたしておりますので、しっかり町としてもそういうことについて考え方を持って、県のほうにつないだりしていきたいと、このように考えておりますので、今後ともぜひご指導いただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）農林水産省でｅＭＡＦＦというサイトがございまして、それを見ますと、この青地、白地の農地が一遍に表示される便利なサイトがあるのですが、それを見ますと、本当に地名は出せないのですけれども、中之条町も広いですから、少し街から離れたほうには、こんなところに青地があるのかというようなところへ一目で多数ございます。ある意味では、戦後80年たって、日本がこれだけ裕福になった裏返しの現象かもしれません。それは置いておいて。

私から３つほど提案をしてみたいのですが、まず第１として、不在地主向けにふるさと納税を活用いたしまして、自分の土地の草刈り代行というメニューを載せて、ふるさと納税の返礼品として、

不在地主が町に寄附をしながら、地域とのつながりを維持しつつ土地を維持できる仕組みというのをまず１つ考えていただければと思っております。

２つ目、当初これは非常にいい手段かなと思ったのですが、調べていくうちにちょっと私の本日の質問の趣旨からはちょっとずれてしまうようなところもあるのですが、ただ関連がありますので、ここで１つ町長のほうへ提案をしてみたいと思っております。今回農地に限定した話なので、当初は農地の処分にも活用できるのではと思って調べたものに、地主が土地等を処分したときに、税金を気にせずに、安くてもいいから、もう手放そうというときに使える国の制度がありまして、名前は低未利用土地の譲渡所得の特別控除という、こういう制度がございます。上限500万なのですが、500万円以下の低額な土地を譲渡した際の税制優遇で、100万円の控除ができるという制度があるのです。中之条町も空き家対策で空き家の解体やら片づけやらで補助金を出しておりますが、こういった制度をもう活用すると、ダブルでおいしい制度かななんて思っております。これには町から低未利用土地等の確認書という証明書を出していただかなければならないのですが、こういった証明書を迅速に発行しやすくしていただけるような体制をつくってもらうという制度がございます。ただ、私が問い合わせた限りでは、中之条では今まで一度も事例がないということです。こういった制度もありますので、所有者が税金を気にせず、もう安くてもいいから、もう処分したいと、そういった動機づけにもなりますので、こういった税制優遇があるということも周知していただければと思っております。

そして、３番目に、以上述べた２つの内容をまとめた家じまいガイド的なパンフレットを作成していただきましてですね、固定資産税の通知だとか、そういったものに同封するなどのプッシュ型の支援をしていただくというのを考えていただければと思っております。この３つを提案させていただきたいのですが、町長の感想をお尋ねしたいのですが、どうでしょう。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）１点だけ。

○議長（安原賢一）所管……

（「１番だけでいい」「いや」「３点の１点だけ答えます」の声）

○議長（安原賢一）はい、お願いします。

○町長（外丸茂樹）済みません。３点ご提案いただきました。

１点の農地については感想を述べさせていただきます。このふるさと納税の返礼品として農地の草刈りを考えたらどうか、これについては、ふるさと納税のいろいろな仕組みもあると思いますので、それもふるさと納税となってしまいますと、やはりこれもまた所管になってしまうかと思いますので、この３点については。農地のことについてはそれはそれとして、そのふるさと納税の返礼品、あるいは次の項目については私のほうからは感想は控えさせていただきます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん、いいですか、残りの２つは委員会でということでお願いします。

○12番（福田弘明）それは重々承知しておりますが、関連があるということで提案させていただきました。中之条町議会は所管の質問は一般質問では駄目だよというような慣例がございますので、所管のところで続きはやっていきたいと思っております。

総論として、町長、かつて中之条町に生まれ育ち、この地に骨を埋めていった中之条町を支えてくれた先人の方々のお子さんやお孫さんたちの世代にお荷物を押しつけるのではなくて、私たちの世代でこの土地の出口を見つけてあげる、それがこれまでこの地を守ってきてくれた先人への敬意であると私は思っております。ぜひこのへんを踏まえて、適切な施策を講じていただくことを希望して、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時とします。

（休憩　　自午前１０時４４分　至午前１０時５９分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）次に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。

４番、割田さん

○４番（割田三喜男）本日は、沢田地区の区長会をはじめ、多くの皆様方に傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。二元代表制であります議員、議会と、町長、執行部と緊張感を持ちながらもお互いを尊重し、議論を尽くすことでよりよい町づくりに尽力してまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長から許可をいただきましたので、通告に基づき、本日は４項目の質問をさせていただきます。

まず、第１といたしまして、共創のまちづくりについてでございます。町の重点政策であります共創のまちづくりについては、昨年の12月議会で質問させていただきましたが、今回は深掘りして質問させていただきます。まず、共創のまちづくり補助金について、令和７年度当初予算上では、３件、300万円の計上でありました。12月の段階で１件の申請があるとの答弁でしたが、現段階での採択事業の概要とその期待する効果をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和７年度における共創のまちづくり補助金の採択事業は２件でございます。１件目は、県立吾妻中央高校による事業でありまして、新たな地域の名物を目指して、様々な主体と協働で、食品の商品開発を行い、開発した商品を町内・町外のイベントなどへ参加し、活動をＰＲすることにより、地域の活性化を図る、こういった内容になってございます。

２件目でございますけれども、未来戦略ミーティング公募委員ＯＢの町民で構成された団体が実

施する事業でございます。町の課題となっております情報発信につきまして、官民が協働し、プラットフォームを検討・構築して、住民参加型の運営を行うことにより、町内に散在する情報を総括的に取りまとめ、行政情報と民間情報を分かりやすく整理した「地域ポータルサイト」を構築する内容となってございます。

２つの事業とも地域の課題の解決に向けて、新しい魅力を共につくる事業でございます。

共創のまちづくり補助金は、地域団体や町民活動団体が主体となり、１つとして、町と協働で実施する地域課題の解決に向けた事業、２つ目として、地域としての新しい魅力をつくる事業、これらの趣旨のスタートアップ支援として補助金を交付するものでございます。町といたしましては、立ち上がった２つの事業のように、地域の課題の解決につながり、自立を見据え、継続していくことで持続可能な地域づくりを目指す、その取組を支援・応援してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。２件の申請があり、その事業概要を確認させていただきました。この補助金の活用により、共創のまちづくりがより一層充実しますよう期待しております。

また、国の地方創生やまちづくりの政策メニューが数多くあり、国などの交付金や補助金等、さらにうまく活用することも必要と思います。

次に、12月議会では集落の活性化についてご答弁いただきました。地域おこし協力隊の制度の活用等によりまして、活性化の成果は出ていると思います。一方で、集落は活性化しなければならないのか、高齢化、人口減少で活性化ができなくなっています。維持するので精いっぱいです。

さきにも話したように、国の令和元年度第６回過疎問題研究会では、次のような提言がなされております。「過疎地域において、小規模化や高齢化、高齢者割合の高い集落の増加傾向が続く中、今後の集落の維持・活性化対策として、どのような理念の下で、どのような施策を講じるべきか」、また、「とりわけ消滅が危惧される集落において、住民の生活環境や生活の質を維持するためにどのような施策を講じるべきか、議論をお願いしたい」という提言でございます。これまでの集落政策は交流人口の増加やイベント支援など、いわゆる活性化を主眼としてきましたが、全ての集落が同じ方向を目指せるわけではありません。今後は活性化だけではなくて、維持や終活を選択できる政策体系が必要ではないかということで考えております。

いさまの家プロジェクトで、伊参地区は集落の維持が困難となってきており、区長さんをはじめ、役員の皆様方に対策を検討しておいていただいております。そこで、町における集落の維持、丸残しですね、そして集落の終活、村納めの対策についてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）地域の暮らしと文化を守るために、可能な限り集落の維持を基本としつつ、人口減少や財政状況を踏まえ、住民の方の意向に即した支援を行っていければと考えております。具体的には、１つとして公共交通など、移動の支援施策の見直し、空き家の利活用などの対策、３つ目として防災・見守り体制の支援などを進めるとともに、その地域の主体性を尊重し、対応してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。それぞれの集落、地域が自分らしく住んでいて、幸せだなと思うことが重要と思います。

次に、「小規模多機能自治」についてご質問いたします。いさまの家プロジェクトでは、未来ビジョンの中で小規模多機能自治に挑戦ということで検討を進めてまいっております。12月議会で、小規模多機能自治を成功させるには、地域と行政の連携協力を強めていくための中間支援者が重要であり、その育成と確保につなげていかなければならないと考えていますというご答弁をいただいたところであります。その中間支援者はどのような者で、その育成と確保をどのようにして行くのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）「中間支援者」とは、小規模多機能自治の推進や運営を支援し、地域住民と行政などの橋渡し役を担い、地域のニーズを把握し、関係者を調整し、情報提供や助言を行う役割を担う方々でございます。地域の理解が深く、コミュニケーション能力や調整マネジメント能力、問題解決実行力、専門知識などが求められる人材であり、その育成と確保は確かに難しい課題でございます。意欲ある地域住民の発掘と育成、適切なスキルと経験を段階的に身につけていただく取組や、人材育成とその確保のための支援ネットワークの構築などに着手することが具体的な最初の手順ではないかと考えております。また、中間支援者の役割につきましては、評価や報酬、活動費用の補助、研修機会の提供なども事前に準備して、人材の発掘に結びつけていければと考えております。

中間支援者につきましては、若者や女性、シニア世代など、多様な人材が参画しやすい体制づくりを進め、多層的な支援基盤の構築を研究してまいりたいと考えております。地域の皆様や関係者と連携しながら、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。小規模多機能自治は、地域の主体性を重視する一方で、住民の負担や責任が過度になってしまうので、集落の維持や終活を住民の自己責任にせず、自治体がどのように伴走し、支えるのかが重要と思います。

西日本では中間支援組織が多く、島根県の一般社団法人豊かな暮らしラボトリーが有名でござい

ます。ぜひ、いさまの家プロジェクトに対しまして、その中間支援者による伴走支援をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に移ります。先週、３月６日に県主催の令和７年度過疎・山振地域持続的講演会に参加してまいりました。いさまの家プロジェクトの取組を集落支援員制度を活用した地域運営組織、そして小規模多機能自治への挑戦のテーマで事例発表させていただきました。その後は、島根大学の作野先生による「縮充社会の地域づくり」をテーマに講演会がありました。７日の上毛新聞にも掲載されましたが、人口減少を前提に縮充社会を考える必要があります。負担を減らして楽になる、これを「縮」、この町での暮らしを楽しむ、これを「充」とするとのことであります。

昨今、全国の自治体で「縮充」をキーワードとした地域づくりが展開されているとのことです。縮充のまちづくりには､町のビジョンと覚悟が必要で､町の役割はコミュニティー施策をベースに、国、県の施策等を活用した地域への直接支援、伴走支援が重要であります。これらの施策を進めていくには、地域づくりの手引等を作成し、住民にも分かりやすく地域づくりを協働して進めていく必要があると考えます。

また、地域づくり、コミュニティーの再建、再構築には、以前から主張してきましたが、地域の拠点が必要であると考えております。６日の講演会では、事例発表で、富岡市では地区公民館をサービス再編し、地域づくりセンターを置き、沼田市では地区コミュニティセンターを置き、市の職員や集落支援を配置しております。そこで、縮充する地域社会のコミュニティーの再構築には地域づくりの手引や地域の拠点が必要と思いますが、このへんお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私も、割田議員が非常に力を入れておる集落支援員の関係の記事を３月の６日にされたということを上毛新聞で拝見をさせていただきました。取組をしっかり進めているのだなというふうに感心をいたしたところでございます。そして、また縮充ということになりますと、私もちょっと調べてきました。やっぱりいろんなものの負担を縮めても充実した、そういう地域で暮らしていこうということなのかなと、これは割田議員とも恐らく考え方は、意見は一致していると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、人口減少や、これから高齢化がますます進んでいくわけでありますけれども、地域社会の縮充、これは避けられない中、コミュニティーの再構築は極めて重要な問題であります。地域づくりの手引につきましては、押しつけにならないよう、地域の自主性と創意工夫を尊重しつつ、必要な支援やノウハウの共有を図る形で提供することが有効であると考えております。また、拠点整備につきましては、地域コミュニティーの核として重要な役割を果たす一方で、財政的な制約や地域ごとの実情の違いから、一概に規模の大きい施設整備を進めることには慎重であるべきと考えております。

今後に向けては、既存施設の活用や小規模で多様に使える場の整備など、柔軟な方法を模索することが非常に重要となります。

これらの取組を通して、地域の実情に即した支援策を充実させ、「地域の活動や生活の質を充実させる持続可能な地域経営の考え方」である「縮充」をする地域社会コミュニティー再構築に向けて、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。日本全体の人口が減少する中、地域の在り方が問われています。これまで地域の縮小に対しましては、過疎対策や中山間地域対策など、対症療法的な対策が取られてきました。しかし、これからは地域の在り方そのものを見直す根本治療が必要と思います。町におかれましては、今後とも地域集落に寄り添った伴走支援をお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。続きまして、２の総合計画と法定計画について質問させていただきます。「理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし」、これを明治維新の推進的指導者である吉田松陰の教えの名言の一部です。計画は実行を呼び起こすと言われて、計画がなければどう実行したらいいのか、計画は非常に重要と自分では思っております。

また、よく言われますが、ＰＤＣＡサイクルにより質を高めていくことが重要でございます。計画は、絵に描いた餅だという人もいますが、今は計画行政と言われるように、行政においては計画は非常に重要となっておると思います。今回策定したなかのじょうまちづくりビジョン2026に記載がありますが、改めて法定計画ではなくなった町の総合計画の策定の趣旨をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）平成23年地方自治法の改正によりまして、総合計画の策定の義務づけがなくなり、計画策定は自治体の判断に委ねられることになりました。中之条町では、目指すべき町の実現に向けて、「まちづくりビジョン」を示し、地域全体で共有することが必要であると考え、総合計画を策定しております。

策定にあたりましては、理想の姿である「目指す将来像」と「基本理念」を明確にし、また町民の意見が反映された計画としたいため、策定のプロセスには多くの町民や関係団体、有識者の意見を取り入れる工夫を行っております。さらに、「分かりやすく、親しみやすい」構成とすることにより、まちづくりビジョンを町民と共有できる計画とさせていただきました。

中之条町総合計画第７次構想では、「ここで暮らす幸せ、なかのじょう」を目指す将来像と定め、その実現に向け、町民の皆様と共に町づくりを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。やはり町づくりの指針は自分は本当に必要だと思いまして、引き続き策定する必要があると思っております。計画を策定し、評価することでよりよい施策が実行できます。

次に、ひと・まち・しごとと言われました総合戦略が法定計画となりましたが、総合計画と法定計画である総合戦略の位置づけや整合性をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）「総合戦略」は、ひと・まち・しごと創生法第10条第１項に規定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定されているものでございます。策定にあたりましては、「国の総合戦略」及び「県の総合戦略」を勘案し、町の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画として策定するものでございます。

「総合戦略」では、まち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本的方向や具体的な事業を示しており、総合計画の理念を具体的、かつ実践的な施策に落とし込む役割を担っていると言えます。総合戦略は、総合計画の基本方針や重点目標をより詳細、かつ実効性のある施策を具体化する形で策定されており、両者の整合性を図ることが重要でございます。総合計画と総合戦略の総合連携を強化し、地域の実情に即した効果的な施策の展開に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。重点項目に絞った総合戦略は重要で、やはり自分は両方必要ではないかなと思っております。

次に移ります。法定計画の策定費や総合計画に紐づけされた事業の交付金や補助金等は法定計画でなくなったので、影響があるかどうかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）総合計画は、法定計画の位置づけではなくなっており、予算配分や交付金などの財政支援に大きな影響を与えるものではありません。総合計画は、地域における施策推進の基本となる重要な指針であり、自治体における戦略的な予算編成や交付金申請の基盤として、引き続き重視されるものであると考えております。今後も地域の実情に即した計画づくりを推進し、関係機関との連携を図りながら、計画が効果的に予算に反映されて、施策が展開されていくよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。予算上の影響はあまりというお話を伺いました。ありがとうございました。

次に、法定計画関係です。地方分権法が施行され、策定義務も努力義務になりましたが、前日の

計画行政と言われるように、法定計画は相当数あると思います。自分でも200以上あるのではないかなと思っております。このため、地方自治体の負担も増えているかと思います。そこで、法定計画の数と町での策定状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いし。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）法定計画とは、法令によって策定が義務づけられ、行政の指針となる計画のことでありますが、この法令に基づく条項数で申し上げますと、令和７年12月末時点で約500条項、そのうち義務づけについては200程度になるかと思われます。地方分権で一時は減少傾向にありましたが、「努力義務」や「できる規定」を合わせますと、平成22年時点から1.5倍ぐらいに増加していると言われております。

地方分権改革以降、国は義務づけ等の見直しを推進している一方で、法律に基づく計画策定の義務等が増加し、結果的には自治体の業務負担が増加している現状にあります。町で申し上げますと、「努力義務」や「できる規定」も含め、例えば総務関係で一例を申し上げれば、１つ、次世代育成支援対策推進に関する特定事業主行動計画、２つ目として障害者活躍推進計画、３つ目といたしまして地域防災計画、４つ目に地域公共交通計画、そして５つ目が総合計画などがございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。やはり相当数あるとのことをお伺いいたしました。

それでは、法定計画であるにもかかわらず策定しないものも相当数あると思いますが、このへんの理由はまた別途お伺いしたいと思いますが、今年度作成しました総合計画の重点政策につきましてお伺いしたいと思います。先ほど来ちょっと出ていましたが、改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）さる１月議会におきまして、「中之条町総合計画第７次構想」、「なかのじょうまちづくりビジョン2026」をご議決をいただいたところでございますが、本総合計画では、「ここで暮らす幸せ、なかのじょう」を町の目指す将来像と定め、今の世代も未来の世代も中之条町に愛着を持ち、住む人にも訪れる人にも誰もが「故郷（ふるさと）」と思える、そして「ここで暮らしてよかった」と感じられることをまちづくりの理念としております。

総合計画に基づく重点施策ということですが、例えば令和８年の単年度で申し上げれば、お手元に配付いたしました「主要事業一覧」などが重点施策の一部となるわけでありますが、総合計画の中で網羅しているもの全てが町にとって重要な施策であると考えております。10年という長期視点に立ったものでありまして、基本的には各施策の優劣はないと考えております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。全てが町にとっても重要であることをお伺いいたし

ました。

町民意識調査で、自然環境、環境保全と上下水道はともに満足度、重要度がともに高く、一方医療、環境、公共交通、空き家対策の項目は満足度がかなり低く、重要度が高いことから、なかなか難しい問題ではあると思うのですが、これらの項目の重点的な改善をお願いしたいと思います。

次に、ワイズスペンディングに移らせていただきます。ワイズスペンディングとは、最近政策用語でよく聞く言葉です。賢い支出とよく訳されますが、賢く財源を手当てして、政策効果の高い事業を実施するものと自分では理解しております。国では、法定計画を義務づけ、地方自治体にこれに基づいた創意工夫した事業計画の政策立案を求めています。これに対して、紐づけ予算として交付金や補助金等を交付しております。群馬県では、国から交付金や補助金を都道府県で一番獲得しています。市町村で有名なのは山形県西川町です。この町は、役場に稼ぐ課というのがあって、国から相当の交付金や補助金を獲得し、少ない自主財源を補い、効率的、効果的な事業を実施しております。そこで、ワイズスペンディングを考慮した国や県の制度を活用するためにも法定計画の策定を進めていくことや、地域課題に対応した政策を立案していくことが必要と思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ワイズスペンディングとは、「賢い支出」を意味し、財政支出において単なるばらまきではなく、中長期的な経済成長や高い政策効果が見込める分野へ選択的に投資する概念であり、インフラ整備や成長分野など、将来的な利益・利便性を生み出す効率的な予算の使い方を指すものと認識いたしております。

ワイズスペンディングを考慮した計画策定や政策立案ということですが、例えば国や県の制度ということであれば、各種補助金や交付金の活用ということになりますし、地方債であれば、より有利な起債の借入れ等が考えられます。また、民間資金という点では、ＰＰＰあるいはＰＦＩが一般的であり、それに付随して指定管理者制度などがございます。指定管理者制度につきましては、本定例会議にも提案させていただき、去る１月議会においても「ふるさと公園たけやま施設」をご議決いただいたところであります。

地域課題への対応の視点として、既存のものを精査・検証し、予算その他に反映していくため、ワイズスペンディングの必要性や手法の一つであることを否定するものではございませんので、今後も研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。行政としては幅広い取組が必要であるということを確認させていただきました。国にもいろんな制度がありまして、各省の政策メニューでは補助率の高いものもあります。ハード事業を行う場合は、その前の利用計画など、外方面の作成は非常に重要と思っております。また、現在町単の事業も国の各省の政策メニューを見ますと、少しブラッシ

ュアップすれば、国の交付金等を獲得できるものがあると思います。具体的には所管の常任委員会等で述べさせていただきます。事務事業の見直しは毎年実施していただいておりますが、財源の見直しも必要ではないかと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。続きまして、３の適正課税による増収対策等について質問させていただきます。税務職員の皆様方におかれましては、１年の一番繁忙期である税の重要事業であります確定申告の対応を連日していただいておりまして、誠にお疲れさまでございます。

さて、新年度予算における町税の歳入予算では、前年度対比３％増、6,100万円程度の増であるということで、昨日予算説明でお伺いしました。このへんの状況を予算案では説明していただきましたが、改めて税目ごとの税収予算についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）新年度予算の税収算定につきましてお答えをさせていただきます。町税収入のうち、個人町民税は賃上げによる給与所得の増加などの影響により、令和７年度比5.3%、3,447万円の増額を見込ませていただきました。

法人町民税は緩やかではありますが、景気が回復傾向にあることから、令和７年度比8.6%、約760万円の増額を見込ませていただきました。

固定資産税は、土地につきましては地価が下落傾向にあり、減額となりますが、固定資産税全体としては、令和７年度比3.1%、2,832万円の増額を見込ませていただいております。

これらに都市計画税や軽自動車税などを合わせた町税収入全体では、令和７年度比3.0%、約6,106万円の増額を見込ませていただいておるところでございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。増収見込みではございますが、主な自主財源である町税は21億円弱でありまして、予算額全体109億円の構成比は２割弱です。よく３割自治とかやゆされますが、主な自主財源２割ではなかなか独自な政策、効果的な事業が執行できないのではないでしょうかと思っております。そこで、適正課税、課税調査の強化等による増収対策について何点かお伺いします。

まず、償却資産や個人、法人の住民税です。事業用の資産、例えばアパートの駐車場や工作機械などが固定資産税の償却資産の課税対象でありますが、毎年１月に町報に申告書の記事が掲載されますが、未申告の対応はどうか。

この点が１点と、あと次に個人・法人住民税の未申告者の対応はどうか、この２つの所得課税は国税準拠ではありますが、国税と若干の取扱いが違います。若干違います。個人所得に係る国税の所得税は20万円を超えた所得があれば、申告、納税の義務は生じますが、個人住民税はこの20万円の規定がございません。この点を非常に誤解している人が多いと感じております。法人の住民税で

すと、国税の法人税は、所得が上がらなければ法人税の納税義務はありません。

一方、法人住民税は、所得がなくても赤字法人でも休業中でも原則均等割の納税義務があります。また、人格なき法人に何回か継続して草刈りや伐採事業などを請け負った場合は収益事業者として認定され、所得がなくても均等割の納税義務が生じます。これら償却資産や法人住民税の補足調査をどのように行っているか伺います。技術的に細かいことなので、税務課長さんに答弁いただければありがたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（齊藤泰典）お世話になります。税務課長の齊藤です。割田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

償却試算や個人・法人の住民税の補足調査について、償却資産につきましては、新規法人登録があった事業所に対して申告書を送付しております。また、太陽光発電設備の申告等に関しましては、航空写真や現地での標識確認、経済産業省資源エネルギー庁の再生エネルギー発電事業計画の認定情報等の確認などをチェックし、漏れがないか調査をしております。

また、個人町民税につきましては、収入情報が全くなく、誰の扶養にもなっていない人や、前年に事業所得があり、本年にその申告がなかった人など、未申告者に対しては、通常６月に住民税の申告の通知を出しており、申告につなげている状態でございます。

法人住民税につきましては、県税事務所と連携し、法人事業所の差異の確認を行っております。

今後は、さらに細かいところにも目を向けて、より適正な課税につなげられるよう、効果的な補足調査を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。償却資産においては、法人の決算書や個人での事業、不動産収支報告書とかでですね減価償却をしていれば該当するものがあると思います。町報に毎年１月から２月に申告書の記事が掲載されますが、どういう場合に申告が必要なのか、もっと詳しく説明する必要があるとも思っております。

次に、全国的に問題となっている空き家に関して、税の取扱いに関して質問いたします。固定資産税の取扱いで住宅用土地については６分の１の課税標準の特例があります。空き家を解体すると、この特例が適用されず、宅地の固定資産税が６倍になってしまうので、解体が進まない現状もあるかなと思います。特定空家に指定されれば、特例を適用しないように法令改正されるところではございます。町では、この特例をどのように適用しているか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（齊藤泰典）空き家に対しての課税標準特例をどのように適用しているかという質問にお

答えさせていただきます。

その前に、まず６分の１課税標準という形でおっしゃられていますが、住宅用地の特例の内容としては、200平米までの住宅用地を小規模住宅用地といいまして、固定資産税、課税標準額が６分の１になります。また、200平米を超えた住宅用地は一般住宅用地として、固定資産税は課税標準額が３分の１という形になります。なので、６分の１というのは200平米以下のものに対してということになりますので、そこだけ先にお伝えさせていただければと思います。

住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例は、地方税法第349条の３の２に規定されておりますが、改正空家法の施行に伴い、令和６年度以降、所有者に対し勧告された管理不全空家や特定空家等は特例措置の対象から除外されております。当町では、現在空家法により勧告された管理不全空家及び特定空家はありませんので、住宅用地に該当していれば、この特例措置の対象となっております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。空き家課税の現状はなかなか難しい面があると思います。大阪府寝屋川市では、空き家税を新設すると聞きました。税務上もこの空き家に対しまして、地方税法という大きな縛りがありますが、新たな課税を検討する時期だと思います。

次に、（４）の家屋敷課税についてご質問いたします。特に、空き家に関してどういう課税客体ですと課税しているのか、件数、税額も合わせてお伺いしたい思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（齊藤泰典）家屋敷課税の現状についてということでお答えさせていただきます。

まず、１月１日現在、中之条町に住所登録がない方、中之条町で町民税が課税されていない方、中之条町に自分、または家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅等を持っている、この３つ全てに該当する方が家屋敷課税の対象となります。その中で、住所地の市町村民税が非課税の方、老朽化が激しく、使用不可能な状態の家屋をお持ちの方、他人に、ほかの人に貸している方は対象外となります。

当町では、令和７年度の家屋敷課税の件数は209件です。１件当たりの税額は4,700円になります。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。町外の方が居住できる住宅等を町内に所有している場合については、固定資産税のほか、町・県民税の均等割とぐんま緑の県民税700円を合わせて4,700円、件数で209件ということだと思います。該当するということですね。ありがとうございました。

それでは、この項目の最後のところの質問をさせていただきます。町の各種補助金に関連し、直接･間接等を問わずに、町税の申告納税が必要なものは何かということでお伺いしたいと思います。

町民のためにきめ細やかな補助をしていただいておりますが、中にはこれに伴い、町税の申告納税が発生するものがあると思います。例えば起業支援金の補助金等で事業用資産を取得した場合とか、この場合は償却資産の申告が必要だと思いますし、また新設された耕作放棄地、草刈り補助金とか、柿の木等の伐採補助金に係る作業を請け負った者は、個人では個人住民税の申告、任意団体においては均等割の申告が必要と思いますが、課税庁としての取扱いをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（齊藤泰典）町税の申告納税が必要なものは何かということでお答えさせていただきたいと思います。国や地方自治体から支給される補助金・給付金は、原則として課税対象となりますが、支給の根拠となる法令などの規定により、非課税所得とされるものは非課税扱いとなります。

町からの各種補助金に関連し、町税の申告が必要なものにつきましては、「企業支援補助金」で償却資産となる事業用資産を取得した場合であれば、対象になる資産の申告をする必要があります。また、「耕作放棄地草刈り補助金」や「柿木等伐採補助金」等につきましては、個人住民税における雑所得等に該当すると思われますので、割田議員のおっしゃるとおり、申告が必要と思われます。

任意団体につきましても、収益事業を行っているということになれば、法人町民税の申告が必要になると考えられます。

いろいろな補助金等がありますので、関係する課等と連携し、補助金の内容の確認も含め、適正な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。各種補助金の交付要綱等に町税の取扱いを注記するとか、そういうことも必要があるかなと思っております。税は、公正公平が大原則でありまして、申告慫慂や補足調査等により、地方税法の法令に基づき適正課税をお願いいたしまして、この質問は閉じさせてもらいます。

次の質問に移らさせていただきます。４の行政のあり方・地域のあり方について質問させていただきます。役場にいろいろな手続に来所される方々も高齢者が多くなり、行政サービスや窓口対応もこれまでとは違った対応も必要かと思います。死亡届などは、戸籍や後期高齢者保険証、年金、そして固定資産を持っていれば固定資産の対応等は、既にワンストップサービスで対応していただいておりますが、プッシュ型支援や伴走支援も町民に寄り添った対応が必要かなと思います。新設されました、先ほど読みました耕作放棄地草刈り補助金とか柿木等伐採補助金等についても高齢者からの問合せが自分に寄せられ、いろいろ手続指導、手続代行等を数件いたしました。これらのよい政策も伴走支援等が必要かなと思いまして、これらの現状での対応や今後の取組方針等がありましたら、ご答弁、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）役場をはじめ、町には多くの施設がございますが、町民だけではなく、多くの来庁者がいらっしゃいます。訪れる目的や内容につきましては、例えば各種証明を取りに来る方から補助金などの申請や相談など様々でございます。特に、初めて来庁される方も少なくありませんし、行政手続を目的に役場に来庁される方は、窓口の場所や書類の記入方法が分からないなど、戸惑う姿を目にすることもございますので、そうした来庁者も含め、高齢者、身障者などへの配慮は安心感にもつながります。

町民に寄り添った具体的な一例を挙げさせていただきますと、議員がおっしゃられた死亡届等に係る窓口のワンストップサービス化がございます。これは、私も最近身内、あるいは母親の関係でさせていただきましたら、本当に便利だなというふうに実感をいたしております。これは、職員提案の中から生まれたもので、今では多くの自治体で行われているようですが、当町ではいち早く取り入れた対応方法であったと聞いております。

また、プッシュ型ということであれば、例えば物価高騰対応子育て応援手当等の給付事務などが該当するかと思われます。補助金等の申請手続にもワンストップサービスや伴走支援等が必要ではないかとのご提案をいただきましたが、いずれにいたしましても知恵を出し合いながら可能な手法を検討する中で、どのようなサービス形態が効果的で、利便性があるか、またＤＸなどを活用できるかなど、今後も各方面から研究し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。先ほどの死亡届なんかの対応なんかいち早くほかの自治体より取り入れたということで、ありがとうございます。

町においても各課が連携し、要支援者、事業者、町民に地域課題等のどうしたら、分からない内容など、伴走支援を今後もお願いしたいと思います。

次に、（２）の前例踏襲・経路依存性から脱却した行政運営に関して質問いたします。経路依存性は聞き慣れない言葉ですが、これまでそうだったということを職場でよく聞くフレーズだと思います。今までやっていたからという理由だけで、明日も同じ行動を取りがちです。それこそが経路依存性です。ある町民の方は、役場に相談に行ったが、前例なしということであっさり断られたそうです。法令や規則に明らかに逸脱しているのかは分かりませんが、法令も限定解釈ではなく、類推解釈もありますので、検討する余地もあったのではないかと思います。具体的な事例が全く分からないので、ちょっと抽象的な表現になりますが、このへんのところを今後改善する必要があるのかなと思います。いずれにしても高齢者社会が進んで、時代が大きく変化しており、これまでそうだったという対応を見直す時期に来ていると思います。行政での役場での対応の方針を伺います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員おっしゃるように、行政に対する要望等も複雑化・多様化しており、前例にとらわれない新たな思考での行政運営の必要性は感じております。しかしながら、町づくりや各種イベント、施設の管理運営など、比較的自治体の裁量で実施できる分野もございますが、他方で法令や制度により、自治体の裁量が入る余地のないものもございます。

「前例踏襲」や過去の歴史や経緯、意思決定が現在の仕組みや行動を制約する現象、「経路依存症」からの脱却した行政運営も模索しつつ、それにより発生する新たな課題等にも目を向けながら、高齢化社会に対応した理想の行政像を探っていければと考えておりますので、割田議員からもいろいろ情報、あるいはご意見ありましたらよろしくお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。より町民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次に、（３）の各課にまたがる地域課題等に対して、総合窓口や調整役を設置しての対応についてお伺いいたします。具体的な事例を申し上げますと、さきの一般質問で、私は空き家とか空き地とか耕作放棄地、柿の木等、町道沿線沿いの支障木、雑草などに対しまして、所有者に適正管理をお願いする文書を固定資産税の納税通知書に同封したらいいかという提案をいたしました。今回一部の所管課では進めていただいたようでありますが、諸般の事情で取りやめになったようでございます。封入できる量も１枚とかそういうことで限られておりますので、このへんも理由にあったのかなと思います。事情を推察しますと、各課にまたがることなのに調整役が不在であったのが自分はですね一因であるということで思っております。

地域課題は、福祉、環境、農林業、道路問題など、ありとあらゆるものでワンストップサービスにもつながると思います。このへんの各課にまたがる地域課題等についての対応についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど答弁させていただいたとおり、行政の複雑化・多様化は著しく、地域課題には、防災、福祉、教育、産業など、あらゆる分野において課題が山積をいたしております。事案によっては、その課題解決に向け、課の枠を超えて連携し、対応するケースも多くございます。総合窓口や調整役の設置は理想的ではございますけれども、繰り返しになりますが、地域課題等は相当な広範囲にわたる案件でございますので、現在の状況下ではかなり厳しいという印象がございます。

大規模自治体にはない小規模自治体の利点を生かした対応方法もあるかと思いますので、いきなり総合窓口や調整役の設置ということではなく、いろいろな角度から研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。よく縦割り行政の弊害とか言われますが、横の連携や横串を刺すような対応を今後ご検討いただければと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

次に、（４）の組織や行事と補助金等の見直しについて伺います。地域とか集落は、少子高齢、人口減少により、行政区、団体、行事等の事業運営が甚だ困難となっており、補助金も使えない状況になっているものがあります。伊参地域では、この３月末に２つの団体が廃止します、解散、休止します。この２つは、ＪＡの伊参支店に事務局があったものが廃止に伴い、事務局不在となったのも大きな要因だと思います。それで、ここ数年私が事務局代行をしております。そんなことで地域の団体は公益性があり、町の補助金も出ているものもあります。公益性のあるものは組織を再編し、その活動を継続する必要があると思います。そこで、地域の組織や行事の在り方を見直して、時代に合った組織再編、併せて補助金を見直す必要があると思いますが、町のご見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）行政区や地域の組織等が厳しい実情にあるというのは認識いたしております。「運営自体に苦慮している」との声も聞かれます。地域と申しましても行政区という単位から大字の単位、さらには「中之条・沢田・伊参・名久田・六合」という地域単位もございます。地域という捉え方も様々であります。それぞれの地域には培われてきた伝統文化、育まれてきた暮らしの営み、ルールや制度などが多くあります。地域の団体等が解散や休止とならざるを得ない厳しい状況は理解してございます。行政指導により、地域の組織の統合や解散等は非常に難しいと考えております。

補助金の活用等につきましては、仮に厳しい状況下で実体が伴わないなど、課題があるとすれば、個々の事案ごとに検証して、見直していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）はい、ありがとうございました。時代は大きな転換期に来ていると思います。行政、地域の在り方を大きく見直す時期でございます。構造改革が必要だと思っております。団体は、広域での合併など、組織再編の検討があると思っております。団体や地域の自己責任にせず、行政が伴走支援をしていただいて、行政と地域が協働、共創し、新たな在り方を模索しまして、構築していくことをお願い申し上げまして、この質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後１時とします。

（休憩　　自午前１１時５７分　至午後１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

○

○議長（安原賢一）次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。

５番、山田さん

○５番（山田みどり）通告に従いまして、３月定例会議、一般質問を行います。

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃によって、世界情勢は大きく不安定化しています。日本もまた今後はどのような立場を取るのか問われる局面にあります。こうした国際情勢の緊張感のある下、平和だけではなく、経済にも影響を及ぼしています。私たちの暮らしにも無関係ではありません。このようなときだからこそ、私は一議員として、町民の生活に寄り添い、どんな困難にも立ち向かう防波堤となれるよう取り組んでまいりたいと思います。そうした決意で３月定例議会に望んでいきたいというふうに思っています。

また、町長におかれましては、任期の最後の予算ということで、町民目線で今後とも町民に寄り添った立場でぜひ努めていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、一般質問を進めてまいります。

私は、２つ項目で、１つ目が中之条町空き家対策について行っていきたいと思います。中之条町の高齢化率は、41.1％と非常に高く、高齢者だけの世帯や独り暮らしが増えている現状です。国交省が行った空き家実態調査によると、空き家の発生の要因として最も多いのは居住者の死亡で、44％を占めています。これに別の住宅へ転居を加えると約８割が高齢化に伴う理由で空き家化している現状です。本町でも同様の傾向が進んでいくという可能性が考えられます。空き家実態調査では、多くの所有者がそのままにしておくという回答があります。その背景には建物の腐敗や破損が進み、修繕費が高額になる、将来的な活用の見通しが立たない、土地が売れない、買手がつかないなどの要因があり、世帯所得が低い所有者では空き家のまま保有する割合が高い傾向にあります。解体や修繕の費用が高額であれば、低所得の高齢者には大きな負担となります。空き家を発生させないためには、居住者が元気なうちから家族と将来の管理について話し合うことが重要です。相続登記、法律など、手続は複雑であり、高齢になるほど対応が困難になります。町としては、様々な施策を講じているものの、決定的な対策があるわけではなく、職員の皆様が日々苦労しながら、工夫しながら対応されていると伺っています。しかし、今後空き家の問題はさらに深刻化することが懸念され、将来のまちづくりの観点からも空き家を発生させない取組が必要です。

そこで伺います。今、町で行っています空き家対策補助制度を実施していますけれども、申請の状況、そして交付した実績がどのようになっているか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年急速な人口減少と少子高齢化により、全国的に空き家が増え続けておりまして、中之条町におきましても例外ではなく、空き家に対する相談が増えてきております。当町では、平成28年度か

ら空き家対策に取り組んでおり、解体や改修費用への補助を行い、また令和６年度からは空き家に対する家財の片づけにつきましても補助を実施しております。

山田議員がお尋ねの申請件数と交付金額の実績でございますが、平成28年度から令和６年度までに空き家の解体が102件、総額5,870万9,000円、改修が43件、総額3,995万円、片づけ補助につきましては８件、58万1,000円となっております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）交付した実績について答弁いただきました。解体と改修で比較しますと、解体する件数が多いということが分かります。先ほど述べましたように、空き家になれば人が住まない期間があり、住んでいるときよりも家の状態は悪くなります。それによって修繕費用がかさむことから、それよりは取り壊してしまうほうがいいということで、そういう選択をされる方、また相続したけれども、活用ができない、そういう理由から解体の申請の件数が多いのではないかなというふうに想像します。また、ここ数年解体費用は上がり続けている状況です。補助金があることで非常に助かっている、こういったことが進んで、解体ですとか改修に臨めると、そういう方への後押しにもなっているというふうに考えます。国庫補助を受け実施しているこの補助金によって、特定空家などの解消が進んだのか、町内でのこれまでの実施によって、町の景観が改善された、また土地の利用などの状況についてを伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）空き家を放置されてしまいますと、様々な問題を引き起こしてしまいます。中之条町におきましては、みなさんのご協力により、著しく景観を損ねるような空き家になる以前に解体が行われ、特定空家になった物件はございませんでした。

なお、解体後の土地利用等につきましては、追跡調査は行っておりませんので、状況は把握してございません。

以上です。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）特定空家となっている住宅はないということで、特定空家になる前に対策が講じられているということだと思います。防災安全課だけではなくて、地域共創課でもこの空き家の解消に向けて策を講じていただいています。

そこで伺いますが、移住、定住促進への費用対効果があるか、また空き家対策の今後の課題についてはどんなことがあるか、お伺いしたいと思います。また、移住相談はコーディネーターが相談者のニーズに合わせて対応されていると思います。定住につながるようなきめ細やかに対応していらっしゃると思うのですけれども、現状はどのぐらいそういった空き家が活用されているか、空き家バンクの状況なども併せて伺います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）当町では、移住・定住相談窓口を設置し、移住・定住コーディネーターによるワンストップで手厚いサポート体制により、移住相談に対応しております。

移住者数につきましては、群馬県への移住人気が高まったこともありますが、令和元年度までは年間50件を下回っておりましたが、徐々に増えており、令和５年、６年度は連続して140件を上回り、令和６年度の移住者数は197人となっております。移住希望者には、空き家を探している方も多いですが、中之条町での暮らしや空き家管理の実情などを理解していない相談も多く、地域や相談者のニーズを踏まえ、空き家の案内を行っております。

移住・定住への効果につきましては、移住・定住コーディネーターを通じて、町で把握している件数となりますが、令和４年度は７件、令和５年度は２件、令和６年度は５件、移住者による空き家の活用がございます。空き家対策補助制度を活用し、空き家を改修して、中之条町に定住した件数も、令和４年度は１件、令和５年度も１件、令和６年度は４件となっておりまして、一定の費用対効果はあったものと思料いたします。

また、空き家バンクの実績につきましても、平成28年度から令和６年度まで12件の登録で、10件の売却となってございます。

以上です。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）今の状況を答弁いただきました。群馬への移住希望が多いというニュースですけれども、人口減少が進む当町としてもその受皿となるような対応をこれまでこういうふうに行ってきたという効果が一定あったというふうに考えます。

空き家対策の今後の課題は、町の高齢化が進み、空き家の所有者の把握や相続未登記などによる対応が複雑化する可能性があります。また、今はそうではないけれども、管理されていなければ、危険空き家などというのも増えて、増加していくという傾向にあるのではないかと思います。町を歩いてみますと、本当にかなり深刻な空き家というのもありますし、また山間部に行けば、本当に高齢者世帯だけのお宅も多くて、その後誰がその家をしっかり守っていくのか、そういうことの課題もあります。そういった課題について、今後の町の対応と方針について伺いたいと思います。予防として、こういう空き家対策補助金、これを拡充して、この空き家問題に対して、もう少し手厚い拡充ができないかというところで町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）もう山田議員おっしゃるように、空き家はもうこれから減ることなく、どんどん、どんどん増えていくということは本当に私の近所でもやはりそういう実態がございます。空き家対策は、本当にこれから増加するということで、課題や問題が複雑化するというふうに予想されます。町といたしましても、まず空き家にならないために、生前から家族で話合いができるよう、冊子やパンフレットを配布する等の啓発活動を行い、空き家バンクへの登録や専門家への相談を通じて、

資産価値を失う前に対処するなど、各種問題や課題に対して、計画的に対処し、安心して住み続けられる環境に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたけれども、中之条町におきましては、平成28年度から空き家対策に対する補助を行っており、平成29年度から国庫補助事業として実施をいたしております。国においては、採択要件を定めておりますので、拡充するということはなかなか難しいかなと思っております。しかしながら、やっぱりその補助金があるということで、みなさん方もそれを活用して、空き家の解体が少しでも進んでいくことを心から願っているものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）国土交通省の空き家対策総合支援事業で、その事業の中の対象要件というのが定められておりますことから拡充が難しいということでありますけれども、空き家にする前に対策が打てるように解体補助など、支援する仕組みが必要ではないかなというふうに考えます。解体補助となると、自分の所管の委員会になってしまうのですけれども、そうではなくて、空き家になるような条件の前に、そういった新設するようなことも考えて、今後ちょっと対策を検討できないかというところなのですけれども、町長の見解をお伺いいます。

○町長（外丸茂樹）個人の財産ということもありますし、山田議員おっしゃるように、空き家になって、危険空き家なる前に、やはり行政としてもある程度みなさん方にお願いをしたり、周知をする必要はこれから出てくるのだと思うのです。何が起因するかといえば、もうこれ完全に人口減少、少子高齢化でありますから、それからやっぱり働いていらっしゃる方が都会へ出ていって、残る方が少ないということでありますけれども、先ほどの午前中の同僚議員の福田議員からもお話ありましたけれども、やっぱりみんな都会へ出ていってしまって、もう家も含めて農地も管理できないというような状況でありますし、本当に恐らく東京へ出ていった方、東京というか、都会へ出ていった方々もふるさとのことを忘れているわけではなくて、何とかしなければならないだろうという気持ちはみんな心の隅にあると思うのです。そういったことも踏まえて、いろんな相談については、やはり行政としてそういう方々から相談をお受けしてご指導させていただける、あるいはお手伝いさせていただくことは、やはり行政として考えていく必要があるのだろうと、こんなふうに思っておりますので、またみなさん方にお力をお借りしながら、空き家対策にも進んでいきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）住宅というのは個人の資産であることから、行政がなかなか踏み込めないというところはあると思います。しかしながら、もう少し早い段階で相談ができていれば、危険な状態というか、空き家が本当に修繕がなかなか厳しいような状況にならない、深刻な状況にならない前に相談ができていればというふうに思います。未然に防ぐためにも啓発活動ですとか、引き続き努

めていただいて、空き家をどうしていくかという局面になったときに、解体や修繕、こうした費用がかかることでそのままにしてしまうということを防ぐためにも、問題を後回しにしないようにするためにも補助制度の充実を図っていただくということが重要だと思います。今後とも対策や周知に努めていただくようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、教育長にお願いいたします。次に、子どもの学びについて、ＩＣＴ化による教育の効果と課題について質問を進めてまいります。タブレットの導入から５年が経過し、当初には戸惑いもあり、議会でも私は質問させていただきました。現在では日常的に使用されているということですが､授業での活用とこれまでの授業に大きく変化したことがあったでしょうか､質問いたします。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）それでは、山田みどり議員の質問にお答えいたします。

議員の質問にもありましたとおり、学校におけるＩＣＴ環境の整備により、児童生徒１人１台のタブレット端末を活用した授業が日常的に行われるようになってきました。授業では、デジタル教材の提示や動画の活用、児童生徒がタブレット端末を用いて、自分の考えを整理・共有する活動、課題の配付や提出のオンライン化など、様々な場面で活用されております。こうしたＩＣＴの活用により、これまで紙で配付していた教材やプリントの作成・配付・回収といった作業がデジタル化され、準備や整理に要する時間の削減につながっております。また、児童生徒の意見や理解状況を即座に把握できることから、授業を効率的に進められることができるなど、教員の負担軽減にも一定の効果が見られております。

一方で、ＩＣＴ機器を効果的に活用するためのスキル向上や危機管理など、新たな業務もあることから、教育委員会といたしましては、ＩＣＴ支援員の配置や研修の充実を図りながら、教員の負担軽減と授業の質の向上の両立に努めているところでございます。

今後におきましてもＩＣＴの効果的な活用を進めることで、児童生徒の学びの充実とともに、教員が授業や児童生徒への指導により専念できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）教育長の答弁のように、教員の作業効率は上がったと思われます。また、子どもたちの意見や進捗が把握できるなどの側面もあります。

一方で、機器の取扱いについては、先生が研修を受けるなど、業務負担も生じているということです。紙の教科書とデジタル教科書、それぞれにいいところと悪いところ、メリット、デメリットがありますけれども、子どもの主体的な学びへの効果というところではどのように考えているか、答弁をお願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）紙媒体の教科書とデジタル教科書はそれぞれに特徴があり、優劣で捉えるもの

ではなく、教育目的に応じて適切に活用すべきものと考えております。

まず、紙媒体の教科書のメリットいたしましては、一覧性に優れ、全体像を把握しやすいこと、書き込みや付箋等による思考の整理がしやすいこと、そして長時間の学習においても身体的負担が比較的少ないことが挙げられます。一方で、動画や音声などの動的教材を扱うことができない点や拡大表示など、個々の特性に応じた調整が難しい点が課題であります。

次に、デジタル教科書のメリットといたしましては、音声・動画・拡大機能等を活用することで理解を深めやすいこと、検索機能により必要な情報に迅速にアクセスできること、さらには学習履歴の蓄積により個に応じた指導が可能になることが挙げられます。一方で、視力への影響など、健康面への配慮や情報モラルの徹底など､適切な活用に向けた指導も重要であると認識しております。

主体的な学びへの効果という観点から申し上げますと、デジタル教科書は児童生徒が自ら調べ比較し、考えをまとめる活動を支える有効な手段となり得るものであります。しかしながら、主体性は端末やそのものが育むものではなく、教師の指導の工夫や学習課題の設定によってこそ培われるものであります。したがいまして、本町といたしましては、紙媒体とデジタルの双方の利点を生かし、それぞれの特性を踏まえた併用を基本としながら、児童生徒が自ら学びに向かう力を育成する授業づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）このタブレットが導入された際に、５年前のときに小学校に見学に行かせていただいて、実際タブレットを使っているお子さん、生徒さんの授業の風景を見まして、今回もどのような状況になっているか、現場をしっかり見ないといけないなと思いまして、小学校と中学校それぞれの授業を見学させていただきました。先生からもお話を伺いましたけれども、授業のほんの僅かな時間でしたので、本当に私の主観のところもあるのですけれども、タブレット端末導入の当初よりもかなり落ち着いて授業がされているなというふうに分かりました。中学校で使用していたのは数学の授業でしたが、モニター画面で映すことで授業運びがしやすいという利点があると感じました。デジタル教科書は視覚的に情報を示して、子どもたちに働きかけるということで理解を深めやすいという点はまさに現場でその状況を見ることができました。小学校の英語の授業は、見学させていただいた日がちょうどＷｉ―Ｆｉの設備の工事をする日だったということでつながっていなかったのですけれども、校舎で幾つかのクラスが使用していると使えないということで、プリントの配付で、その紙の媒体で授業していたということなのですけれども、それも見学させていただいて、非常に落ち着いた状態で授業されておりました。それ以降は解消されたというふうに聞いておりますけれども、今そういうことで現場を見ますと、やっぱり今後の通信環境について非常に懸念されるかなというふうに考えます。

次の質問なのですけれども、Ｗｉ―Ｆｉなどの環境整備について、町の規模などを考えてもこれ以

上の環境整備をしていくということは費用負担が非常に大きくなると考えます。今後についてはどのような考えで進めていかれるのか、教育長の見解をお伺いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）現在中之条小学校並びに中之条中学校に整備されている校内ネットワーク環境は、令和２年度に公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費国庫補助金を受け、令和３年３月に完成したものであります。

小中学校におけるネットワーク通信環境につきましては、授業におけるＩＣＴ活用を支える重要な基盤であると認識しております。通信速度の低下や接続の不安定さが生じた場合、学習活動に影響を及ぼすことから、教育委員会としても課題として受け止めております。このため、本町におきましては、令和６年度に専門事業者によるネットワークアセスメントを実施し、校内ＬＡＮの構成、アクセスポイントの配置状況、同時接続台数に対する通信容量の妥当性等について現状分析を行いました。その結果を踏まえ、通信方式の変更や通信機器の更新など、技術的に可能な対策から順次改善を図っているところでございます。

一方で、校舎の構造や利用状況によっては、一時的に通信が集中する時間帯が生じること、また将来的な端末利用の拡大に伴い、さらなる環境整備が必要となる可能性も認識しております。

教育委員会といたしましては、今後も状況に応じて、設備更新や環境改善を計画的に進めることで安定した学習環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）答弁いただきました。ＩＣＴ教育の推進を図ると言いながらも、現状全国でもこのネットワークの推奨帯域を満たしている学校というのが２割程度しかないと、十分でないことが文科省の調査でも明らかになっております。これが非常に課題であるというところです。費用面でも高額であることから、今後の推進においてもある程度紙の教科書とデジタルの両立を図っていくことが子どもたちにとっては多様な学びの機会を得られると思いますので、十分に環境を整えていただくよう、まとめて次の質問に入りたいと思います。

不登校や困り感のある児童生徒に対して均等な学びの確保への取組についてですけれども、学びの環境を整えるという意味においては、学校に行くことができない、学校から足が遠のいてしまった生徒が社会とのつながり、また学校に戻ることができるようにするためにもこういうＩＣＴの技術を使って働きかけることができないかというふうに考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）不登校や学習面・生活面に困り感を抱える児童生徒に対し、ＩＣＴ機器を活用して、学びの機会を確保することにつきましては、全国的にも取組が進められているところであり、本町におきましても、その有効性について研究・検討を進めている段階でございます。現時点にお

きましては、オンラインによる授業配信等を恒常的に実施する体制には至っておりませんが、タブレット端末の活用により、学習課題の提示方法の工夫や個に応じた教材提供の可能性について検討を重ねているところであります。

ＩＣＴ活用のメリットといたしましては、登校が難しい状況にあっても学習機会を一定程度確保できること、拡大表示や音声読み上げ機能等により、個々の特性に応じた支援が可能となることなどが挙げられます。

一方で、オンライン学習のみでは人間関係の形成や集団での学びの機会が十分に保障されない可能性、生活リズムへの影響、家庭の通信環境による格差、さらにはＩＣＴが不登校の根本的要因を解決するものではないという課題も認識しております。そのため、本町教育委員会といたしましては、まずは対面での丁寧な支援や教育相談体制の充実を基本としつつ、ＩＣＴの活用が有効と考えられる場面や条件を慎重に見極めながら、段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

今後も全ての児童生徒の学びを保障するという観点を最優先に、実効性のある支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）基本的な学びの場というのは学校であることが大前提です。学校でしか得られない体験、経験がその後の社会に出てからの糧になると、我々大人は実感しているからこそ、学校に行くことができなくなった子どもたちにも社会に出てからしっかりと生きていけるような教育を保障していくということが必要であると考えます。教育支援センター「虹」ですとかいろいろな多方面でサポートしながら、しっかりと子どもたちの学びを確保していただきたいと思います。ＩＣＴは単に情報技術ですから、不登校の根本に左右するとは思いませんけれども、教育の機会を技術的な面で補完するということは可能であると考えます。

スウェーデンは、脱デジタルの政策転換によって、紙の教科書に戻ったという報道がありました。国の方針によって振り回される現場というのは非常に混乱しているのではないかなと推測します。紙とデジタル、どちらがいいか、優位かという議論をすることではなくて、子どもの学びの１つのツールとして、現場での声が最優先であるというふうに考えます。今後も教育行政においては、現場の先生方の声、生徒さんの声、現場主義を主軸として推進していただきますよう求めまして、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）多様なテーマにわたります３月定例会一般質問ですけれども、最後の１人となりました。最後までどうぞよろしくお願いをいたします。

私からは事前通告に基づき、２つのことについて伺います。１つは、２月終わりから３月頭に、

町長、議長、町職員２名、町民の方２名で渡航されたブルガリア共和国ヤンボル市について、その成果と今後の事業計画について質問をいたします。２つ目は、２月に行われた総選挙の結果生まれた第２次高市政権による施政方針、特に責任ある積極財政が地方公共団体に与える影響について、また町の行財政における長期的視野について質問をいたします。共に、現時点での判断が今後の町の運営に大きな影響を与えるとの予測から、今回の一般質問で取り上げるものです。町長におかれましては、これからの中之条町に対して、責任ある立場から答弁をいただくようお願いをいたします。

まず、ブルガリア共和国ヤンボル市との関係について伺います。最初に、私自身の国際交流についての考えを述べます。私は、12年ほど旅行会社に勤め、日本人が海外へ渡航するお手伝いをしてきました。訪問した国は40か国ほどに上り、異なる文化や歴史、自然環境など、他国を訪問するたびに新たな発見を重ねてきました。そのたびに日本と他の国との違いを目の当たりにし、体験することで、いわゆる多文化理解、異文化体験を重ねてまいりました。その経験から申し上げて、異文化との交流を持つことの必要性や重要性を私は強く認識しております。

一方で、日本では排外主義と言うべき、自国の利益を最優先し、他国民を蔑視するような言説がもてはやされている傾向が強まっていると感じています。そういった排外主義がもたらすものの行き着くところが戦争です。他者が自分と同じように人権を持つ存在であることへの無理解、また自分の国、自分たちだけが正しいとして、他の国も同様に主権を持っていることを理解しようとしない、そういった風潮はロシアやイスラエル、アメリカ合衆国が国際法や国連憲章を無視して、他国への武力攻撃を繰り広げている現実が戦争へ結びつくものだということを明らかに示しています。このたびのヤンボル市訪問団が渡航中の現地時間２月28日に、イランへの軍事攻撃が行われ、帰国の便の運行に影響を受けたということも伺っております。後半の質問でも触れますが、一度戦争が起きれば、世界の秩序は大きく揺れ、私たちの暮らしにも少なくない影響が及ぼされます。どうしたら戦争をなくすことができるのか、他者を理解し、他者の存在を尊重することが、すなわち戦争を食い止め、平和な世界をつくることに寄与するものと私は思っています。

今回町長を代表とする訪問団がブルガリア共和国のヤンボル市を訪れて、直接他国の市民と交流する端緒を開いたことは、長い視野で考えれば、この町の住民が国際理解を深め、戦争より平和を選び取るための一助にもつながるものだと思います。

ここで伺います。今回の現地訪問の成果はどのようなものであったでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員のご質問にお答えする前に、今の国際情勢は、原沢議員のおっしゃるとおり、私も非常に残念な状況にあるというふうに思っております。午前中でもお話しさせていただきましたが、他国での戦争がすぐに日本の経済に敏感に反応し、もうすぐに生活に影響が起きているということと、戦争というのは名前は戦争ですけれども、人が人を傷つけ、そういう状況のこと

をいうのであろうと思うので、私はやはり人間としてはそういうことはあってはならないということを考えましたときに、やっぱり世界中は仲よく平和でいく、もちろん中之条町の平和の中で生きていく、そういったことを考えて進んでいくのが行政であろうと思いますし、我々行政、あるいは議会のみなさんもそういう観点は、情報は共有し、心は同じだというふうに考えております。

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。令和８年２月の24日から３月２日までの７日間の渡航日程により、ブルガリア共和国ヤンボル市へ表敬訪問に行ってまいりました。ヤンボル市では、実質３日間の滞在でございました。ヤンボル市長からご招待を受けましたので、中之条町の首長として訪問させていただいたものでございます。ヤンボル市の市長・副市長３名・市議会議長・市役所の幹部職員らとの会談をさせていただきました。

今回の現地訪問の成果といたしましては、まずヤンボル市の人たちが私たち訪問団を丁重にお受け入れくださり、手厚い心配りの対応をいただき、中之条町との友好的な交流のスタートを心から喜んでいただいていることが十分に伝わってまいりました。とても親日国であるということを痛感をさせていただきました。次は、「本年の６月に日本へ、そして中之条町へぜひお越しください」と、私から口頭にてご案内をいたしました。正式な招待状は帰国後にお送りする旨を伝えたところ、「ご招待ありがとうございます。中之条町へ行くのを楽しみにしています」と快諾する返事を市長より直接いただきました。お互いの国を行き来して、交流を深め、そういう約束ができたことは大きな成果と感じております。

また、駐日ブルガリア共和国特命全権大使マリエタ・アラバジェヴァ大使にもヤンボル市と中之条町との交流のかけ橋となっていただきましたことを感謝の気持ちを込めて、既にご招待したい旨をお伝えしており、ヤンボル市長ら訪問団とご一緒にご来町いただく計画を進めております。

やはり原沢議員のおっしゃるように、多文化をやっぱり我々も自分で感じ取るということは非常に大切だろうということは痛感をいたしました。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）この間、中之条ガーデンズでのバラの植栽から始まり、ブルガリア駐日大使の方との交流を進め、そして、今回初めて現地へ訪問され、大変貴重な体験が現地でなされたことと、答弁を聞いて感じました。

町長とヤンボル市長が直接会うことで双方の交流のスタートが切れたのだと思います。６月には、今度はヤンボル市長や在日ブルガリア大使が中之条町へ来られる運びになるということです。直接対面して、相手の目を見ながら話をすることで、外丸町長とヤンボル市長の人間的な関係が構築されたなというふうに感じました。

次に、具体的な内容について伺います。市長との会談で話し合われた内容はどのようなものだったでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）市長とヤンボル市役所の市長の応接室で訪問団を迎え入れていただきまして、市長、それから幹部の方々とお話合いをさせていただきました。同席させていただいたのは我々訪問団と市長・副市長３名・市議会議長・市役所の幹部らと、それぞれ自己紹介を含めた意見交換がございました。中之条町からは、今お話をさせていただきました、議長、そして四万温泉の旅館のおかみさん２名、それから役場職員２名、６名で出席したところでございます。

市長からは、「ヤンボル市からの招待を受けていただき、大変喜ばしいことです。ヤンボル市と中之条町が緊密な協力関係を構築していくことを心から感謝いたします。美しい自然、整備された都市公園、独自の魅力を与えているバラという共通の価値を分かち合っていることを大変光栄に思っています。交流を深める中で、観光や文化、教育などでご協力いただければ幸いです」という言葉がありました。

副市長や市議会議長からは、「ヤンボル市にお越しいただき、うれしいです。とても喜ばしい日になりました。離れた国なのに、ブルガリアと日本は温泉という共通点もありますね」というようなお言葉もいただきました。

私からは、中之条町訪問団長として今回ご招待いただきましたことへの感謝のことと併せて、中之条町の紹介をさせていただき、ヤンボル市と中之条町において、今後信頼関係を構築し、観光、文化、産業、教育など、幅広い分野で交流を深めていくことを望んでいると伝えさせていただきました。

また、訪問団の中の四万温泉の旅館のおかみさんからは、「日本の温泉文化とブルガリアの温泉文化のお互いの交流を深めていきましょう」というような言葉に、ヤンボル市長が「日本の温泉をぜひ体験したい」とお答えをいただきました。

今回の訪問・会談につきましては、最初に相手への感謝の気持ちを持つことが大事であり、お互いの緊密な協力関係に賛同いただいたことは感謝すべきことだと感じております。そして、お互いが感謝の気持ちを持つことで信頼を得ることができ、尊敬し合うことにつながり、交流の発展を築くことができるものと考えております。いずれにいたしましても短い時間ではありましたけれども、会談１時間、２時間弱ですか、本当にお互いが気持ちよく会談ができたということであります。いろいろお話ししたいことがまだあるのですけれども、折に触れて、また話をさせていただければ、大変ありがたいと思っております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）お互いへの感謝、そして尊敬が交流の発展の基礎になるということは本当におっしゃるとおりだと思います。

また、特にお互いの文化に共通点のある旨が語られたようでございますけれども、交流を進めるためには相違点やお互いの違いを知ることも大変重要になると思います。国境を海で囲まれている

日本とバルカン半島にあり、東ヨーロッパ諸国やトルコと国境を接するブルガリアでは地理的な条件も民俗、文化、風習も大きく異なる背景があると思います。今後の交流においては、異文化理解をしっかりと進めていくことを期待するものです。

次に伺いますが、今後ヤンボル市との連携をどのように進めるつもりでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今回は表敬訪問ということで、中之条町の首長がヤンボル市を訪問させていただきました。次は、ヤンボル市の首長をはじめ、訪問団に中之条町にお越しいただきます。これは、表敬訪問となりますが、今後は観光や農業などの産業分野の交流をはじめ、教育文化、女性、子どもたちなど、住民同士の交流へと広げていければと考えておりますし、ヤンボル市長も同じ考えであると考えております。ぜひともヤンボル市から訪問団が来た際には、議員のみなさん方にもご協力いただき、歓迎の意思を表明していただきたいと考えております。

私どもの訪問報告書をまた議員のみなさんにお配りさせていただきますが、３日間の日程の中で小学校の極真空手の演舞を見させていただきました。ぜひ見てくれと、私たちは日本の武道を含めて、そういうものに非常に関心を持っているのだということで、もう小さいお子さんから中学生ぐらいまで、汗びっしょりになって一生懸命頑張って、それも日本語を使いながら、１、２、３とか、日本に対しての敬意があるのだなというふうに思いましたし、職業高等訓練学校、ここも訪問させていただきました。ここで、私スピーチをさせていただく機会があったものですから、高校生200人から300人ぐらいいましたか、そこでスピーチをさせていただきました。私も日本の話をさせていただき、ぜひ日本に関心を持っていただいて、日本にもおいでいただきたいというお子さんたちに話をさせていただいたのですが、お子さんたちは非常に日本に興味を持っています。職業訓練ですので、建設、建築、デザイナー、コンピューター、それぞれのいろいろな分野があるのですが、そこのところを見学をさせていただいて、学生さんと話合いをさせていただいたら、やはり日本にうんと興味を持っていました。私もいつかは日本に行って、日本の文化を学びたいというような話をしていただきました。やっぱり原沢議員も40か国を回っていらっしゃるので、十分分かると思うのですが、異文化、そして相手の国を知りたいという、そういう好奇心を持って、世界が広いようで狭くなっていますから、やはり中之条のお子さんたち、子どもさんたちも含めて、青少年の方々もそういったところに目を向けていただけるのも非常にありがたいかなと、こんなふうに思っております。そういう事業展開を今後少しずつ進めていければと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）今後の訪問や連携の構成をお話しいただきました。本当に相手の国を知りたい、その原動力になるには、やはり直接やり取りをして、お互いの国に行き来して、状況を知っていく、

肌で感じていく、これ本当に大事だと私も強く感じているのですが、一方ではブルガリアは英語圏の国ではなくて、必ず通訳が必要になってくると、また町長たちも片道17時間という本当に大変な旅路だったと思うのですが、日本との直航便の運行もなく、交流の持続には本当に時間、経費等も相当の資源を投入していかなければいけないという面は率直に指摘しなければいけません。円安も物価高も止まらず、町民の生活はさらにこれからゆとりがない状況になっていくことが容易に想像されます。実際にこの間対話した複数の町民からは、「町民の暮らしがこれだけ大変なときに海外に行くなんて、ちょっと信じられない」とか、「外国のことより町のことをしっかり考えてほしい」、そういう声も伺っております。耳の痛い意見だと思いますが、それほど町民の暮らしは大変だという貴重な声として紹介をさせていただきます。海外旅行に出られる町民の数もこれから簡単に増えることはないと思います。そんな中で、海外の国と恒常的に行き来を重ねることはこれからの町の財政にも、行政運営にも大きな負担を強いることが予想されます。

ここで伺いますが、ヤンボル市と連携することで事業化を計画、検討していることはありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）まず、いろいろなご意見があるというのはどんな事業をするにあたっても100人が100人、みなさんご理解をしていただくということはなかなか難しいことだろうと思いますが、やはり丁寧にその趣旨を理解していただく努めはあるのだろうと思います。

外国のことではなくて、日本の中之条町の今後の観光も含めて、そういったインバウンド、あるいはさっき原沢議員からご指摘あった日本の風潮として、今外国人を排除するということでなく、中之条町にも英語圏でなくても、ヨーロッパ圏であっても、距離は近くともお互いがお互いを尊敬し合い、信頼し合うことで心の距離は縮まると、私は、実はヤンボル市へ行って、スピーチの中でこういう話をさせていただきました。それは遠いですから、これ実際距離は縮められませんけれども、お互いの気持ちを理解するということは、心の距離は必ず縮まるのだろうと、そういった中で我々、中之条町に住む子どもさんたちも中之条町から都会へ出ていく方もいらっしゃいますし、海外へ出る方もいらっしゃいます。実際に、今中之条町から、伊参の方ですけれども、アフリカのほうへ、海外青年協力隊でいらっしゃっています。今一年すると帰ってきますかね。

やはり海外に目を向けるのだという話は以前からありまして、昔は町民海外派遣団というのが平成２年から平成６年までございました。これは調べさせてもらいますと、ちょっと説明が長くなってすみませんけれども、５回に分けて訪問団をヨーロッパのドイツ、イギリス、フランスとオーストリア、スペイン、このへんのところを随行員が役場の職員が１人ということで、大体11人から15名の方が５回に分けて、海外の場所を見学しようというのが平成２年から６年に実施されました。行った方のいろんな話を聞きますと、やはり海外行って、非常に勉強になったと、確かに15人から、職員も連れていけば、15人ぐらいいるわけですから、費用がかかったのでしょうけれども、成果と

いうのはすぐすぐ行ったから、あした特効薬のように表れるというものではなく、やはり人間の生活していく上においてはそういうことにも少しずつよそを知ることにおいて、時間はかかってもいつかは成果が出てくるのだろうというふうに思います。物を建てるのであれば、建て上がれば、すぐにできますけれども、やはりソフト事業、あるいはそういう教育的事業、それから文化の伝承、こういったものについては時間もかかりますし、しかし成果は必ず出るのだろうという考え方の中で、今回の研鑽をさせていただいたということであります。確かに議会にお認めいただいて、渡航費用を出していただいたので、我々も真剣にヤンボル市、ブルガリアをつぶさに見学をさせていただきました。こういったことをこれからの機会で、いろんな機会を設けて説明をしていく、それは私にあるのだろうと思います。それは、私の責任だと思いますので、私の責任の中でしっかりとみなさんに説明をしていきたいと、このように思っております。

具体的に話をさせていただきますが、今回の訪問では、交流に向けて連携する事業、こういうところまで至っておりませんけれども、やはりいろんな分野でこれから交流をしていこうという確認をさせていただきました。まずはお互いに始めるところからということでありますけれども、６月に中之条町にお越しいただいてから、交流事業の推進がだんだんに図られていくものだと思っております。

このたびのブルガリア共和国の訪問に際しまして､在ブルガリア日本大使館の鷲見特命全権大使、この方からも日本の大使館に寄ってくれと直接いただいて、お寄りをさせていただきました。鷲見大使からは､「ブルガリア共和国のヤンボル市に、中之条町が目を向けていただいたことをうれしく思います」と､「今回の交流のスタートを心から歓迎いたします。そして、日本大使館として協力をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします」と､「また、在ブルガリア日本国大使館へもご意見を賜りたい」というようなお言葉もいただきました。

会談の中で、ブルガリアの首都であるソフィア市にあるソフィア大学には日本語学科というのがあります。この日本語学科が極めて人気があって、レベルが高いのだそうであります。そこに通っている学生さんが私の通訳をしていただきました。日本語、英語、ブルガリア語、全部話せる。この方は､1 年前に国立の日本の大学に留学をされて､来年は日本の私立の大学院に留学をしたいと、この方が「何で日本に興味を持ったんですか」という問いをしてみました。もう私にはちょっと考えられないです｡「枕草子の訳したものを見て、非常に日本に感激をした」と、誠に申し訳ないのですが、私、枕草子読んだことがないのです。読んだ方がいたら、後で教えてください。でも、そのぐらい日本の文化に、ブルガリアの23歳の女子学生ですけれども、興味持っていただいているのです。

いま一人は副市長のお子さんで、女性の方、13歳ということです。どうしても日本の文化、日本語勉強したい､「私にせがむので」と、副市長が言うのです､「来年は日本に行くようになりますので、中之条に行かせます」と。私どももやはりそういう興味を持つ、ブルガリアも日本に対してそ

ういう好感度を持っていただく。その話聞いたとき、いや、その１つだけでも、来て、日本に対するブルガリアの人たちのほんの一部かもしれませんけれども、感じ取れたなと、私は、後で、またちょっと長くなりますけど、ちょっとこの話になると長くなるのですが、開会式に約２、３万人の前でスピーチを３分間するといって、どきどきしながらさせていただきました。でも、おかげさまで通訳の方がみんな訳していただいたのです。下りたときに、ブルガリアの方が、私はあまり英語得意ではなくて、「スピーチ、グッド。スピーチ、グッド」と、こういうふうに私たちを励ましてくれたり、迎え入れてくれました。私たちもやっぱりそういう気持ちを持たないと、観光で中之条町に来ていただいた方を温かく迎え入れるのだ、外国の方が外国人を温かく迎え入れてくれるのだ、日本も、やっぱり中之条もそういう気持ちを持って迎え入れるのだろうというようなこと、本当につくづく感じました。これで、この学生さんなんかはいずれ日本語を生かせるような仕事に就きたいという話も伺いました。

この訪問の中でも四万温泉のおかみさんからは、「旅館は、友達言葉だけでなく、正しい日本語を使っていますので、学んだ日本と生きた日本語と体験していただければありがたいと思います」、こんなような発言がありまして、大使から、日本の大使ですけれども、鷲見大使からは、「布団の敷き方や掃除の仕方、日本の作法を体験し、学んでいただければ、さらによいので、温泉留学なども考えていきたい」、これ実は私のほうで、鷲見大使との会談の中で、「温泉留学考えてみませんか」と大使に提案したのです。そうしたら、大使のほうで、「そうですね。ブルガリアの文化と日本の文化は違うので、そういったことも我々大使館のほうで少し検討してみます」と、是非検討したら、それを地域共創課長のところへ連絡をして、すぐすぐではないと、時間かかってもいいですから、そういう交流もぜひ日本大使館として進めてもらいたいという要望をさせていただきました。そうすれば、例えば四万温泉にブルガリアの学生が来て、温泉文化を学びながら、四万温泉を勉強していただいて、１週間か10日ぐらい仕事をして、そして日本を、中之条を散策していただき、日本の文化により一層気持ちを深めていただこうというような提案を大使にさせていただいた。今後、すぐすぐではないかもしれませんけれども、そういうことを大使館として内部で検討するというような話がありました。そういったことも非常にこれから事業としては中之条町に関わる事業も少しずつアイデアとみなさん方のご意見をお寄せいただければ、事業化が少しずつ進んでいくのかなと、こんなふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）私も先ほどの質問で、町民の声なのですけれども、やっぱり町長に耳の痛いことを言うのって本当に緊張するのです。できれば、これ言わないでおいたほうがいいのかなというのをずっとこの質問の直前まで悩んでおりましたが、率直に町民の声としてお伝えしたところ、やはり説明責任は私にあるということで力強くお話しいただきましたし、そういった姿勢が本当にこの一般質問で示されたということに、まず私は感謝を申し上げたいと思いますし、町民の声をしっか

り届けることで、それに答えてくださる、そういった姿勢がこの質問で気づけたこと、緊張はしましたが、本当によかったと思っております。

内容ですけれども、これからの事業展開として、その四万温泉という中之条町の本当に大事な資源を活用し、そのことで仕事体験をしてもらったりですとか、温泉文化をブルガリアの若い人たちに勧めてもらう。これ本当に大切な研修といいますか、事業に発展し得る可能性を持っていると思いますので、ぜひ在ブルガリア日本国大使館、また在日ブルガリア大使館も含めて、いろんなやり方を検討していたければというふうに思っております。

次の質問に移るのですけれども、やはり大事になるのが自治体の首長同士の交流だけではなく、そこに住む住民同士の交流、これをどう進めていけるのか、住民同士の交流があって、初めて真の交流が始まると考えております。連携事業を検討しているのであれば、町民の参画、これどのように図っていきますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）少し今、長々と答弁させてもらって、すみませんでした。今回の訪問にあたりましては、先ほども話をさせていただきました。職業高等学校の教育現場、あるいは先ほど言った極真空手の演舞の披露、こういった多くの現地からの団体からの歓迎をいただきました。来年度は、ヤンボル市から来町いただく訪問団をお迎えすることとなると思います。是非対応も町民の方々にお願いする部分も必要になってくると思います。

連携といたしましては、温泉を中心とした観光の分野、バラやチーズなどの農業に関する分野等の産業分野をはじめ、小学校、中学校、高校による子どもたちの教育分野、お祭りなどの伝統芸能、文化に関する分野、町の美しい自然の景観を管理する団体等、町民の参画なくしては交流が続いていきません。町民のみなさんがヤンボル市を訪れ、ヤンボル市民が中之条町へお越しいただく。交流を深めていただくことが現在のスタートの時点だと考えておりますし、おいでいただいたときに中之条町をより深く知っていただくには、ブルガリア大使からは、２日間ぐらい同行してくると、マリエタ大使が、そういった中で中之条町のまずは温泉、それから私どもの歴史もありますから、博物館、あるいはガーデンズ、そういったところをしっかり見ていただいて、それでその中で中之条町を知っていただくということでありますので、そういったときにやはり町民の方々に協力していただいて。一つ考えているのは、例えば郷土芸能の発表なんかも今やっていますけれども、例えば場所のところへ郷土芸能の方に来ていただいて、郷土芸能を踊っていただいて、これはこういう意味のあるお祭りなのですよというのを説明、私どもがお伺いしたクケルランディアというお祭りもやはり秋田のなまはげのような感じの衣装をまとって、健康で暮らして、作物がうんと取れるようにというような、うちのほうでは鳥追い祭みたいなものですけれども、そういった歴史の重なる部分もありますし、あるいは一つ考えるとすれば、神社、仏閣なんていうのは向こうにありませんから、そういうところを訪れていただくとか、そういうことがやっぱり必要であろうと、こんなふ

うに思っております。実は、スピーチした中におきましては、中之条町は本当に自然が豊かだと、歴史もあると、皆様が関心を持てるような町ですと、特に四万温泉をはじめとする温泉もある。ぜひ中之条町に興味を持ってください、これを主に観光的なものをＰＲしながらスピーチをさせていただいて、やはり来たときには我々がヤンボル市の人に感動、あるいは興味を持っていただくような、町民の方々に協力をしていただいて、それぞれの分野でお手伝いをいただくことをこれから考えていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）今日は、本当にいろんな町長の経験のもとにお話しいただきまして、私自身も現地の様子ですとか、訪問して、町長はじめ訪問団のみなさんの感想をぜひ詳しく聞きたいというふうに思っています。この60分の質問の中で全て時間使うわけにいかないので、ぜひ「広報なかのじょう」を活用してですとか、町民対象の報告会なんかも検討していただきたいというふうに思っています。直接町長の今のようなお話ですとか写真なんかも撮ってきていると思いますので、ブルガリアの魅力をまずは訪問されたみなさんから町民に伝えていただく、そういったことをご尽力いただければというふうに要望いたします。

この質問の最後に、今後のヤンボル市との関係の持ち方について、もうずいぶん話はいただいたかと思うのですが、町長の思いお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今お話しさせていただきましたように、やはり行ってきた報告をぜひ、私も時間はもっとかかるかもしれませんけれども。ただ、議員の皆様方には、今日一般質問終わった後、私が帰ってきてすぐ取りまとめて、自分で報告書を作ってあります。それと併せて写真をお配りさせていただいて、御覧になっていただきたい。そして、広報にはもう載せる準備をしておりまして、４月号に今載せる準備をしていただきます。私の書いたものを写真と貼り付けながら、みなさんに分かっていただくような､やっぱり報告は団長としてすぐしなければならないだろうということで、あまり冷めてしまうとうまくないので。

６月に来ていただきますものですから､やはりその報告を議員のみなさんにもさせていただいて、町民のみなさんには広報でお知らせさせていただいて、そうすればまたいろんなところで、例えば区長会なんかもありますから、区長会のときにも話をさせていただいたり、老人大学でいつも毎年講演を１時間、時間をもらったものですから、そういうところでお話をさせていただいたり、この間は中学校１年生のところで話をさせていただく機会が持てるかなと思ったら、ちょっとインフルエンザでできなくなってしまったものですから、そんな機会も設けてもらったり、いろんなところでお話をさせていただくと思います。いずれにいたしましてもやはり今徐々にスタートを始めようというときでありますので、お互いをやっぱり尊敬し、感謝をしながら、信頼関係を築いていくということで、町民のみなさん方にもご理解をいただき、議員のみなさん方にも応援していただける

ように、私として一生懸命努めてまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございました。本当に町長の経験をもとに、今日はいろいろとお話をしていただきまして、大変、本当にいい交流ができたのだなということを確認させていただきました。本当に国際交流、再三申し上げたように、大変重要な事業だと思っております。

一方で、重要だからこそ進め方には慎重を期する必要があると思っています。果たしてヤンボル市が交流相手として最適なところなのか、ほかの交流のパートナーとしてもっとふさわしい場所がないかなど、しっかり検討を重ねていった上でこの関係性を判断すべきだというふうに考えています。あらゆる可能性を精査して、これからの中之条町としての国際交流のあるべき姿を一緒に模索していければと思っております。

今後の中之条町の国際交流事業が他国との平和、世界の平和を構築するための有効な手段になるよう、私も議会の一員として、これからも意見を述べ、行動してまいりたいと思います。

以上でヤンボル市との関係についての質問を終え、次に移ります。

ここから自治体行財政について質問をいたします。１月19日に高市首相が会見で表明し、２月８日に衆議院の解散総選挙が行われました。衆議院議員の任期が３分の１にも満たず、そもそも解散権は首相の専権事項であるなどということは憲法に規定がない下で行われた、本当にむちゃくちゃな選挙だったというふうに思います。特に、自治体にとっては予算編成の時期にあたり、急遽生じた選挙事務には多くの職員のみなさんが関わらざるを得ず､現場は本当に大変であったと思います。まずは、無事に選挙事務を終えた職員のみなさんに感謝の気持ちを述べるものです。

しかし、本来であれば、次年度の町民生活をどうやって守り、よりよきものにしていくかを考える予算編成の時間が急に降って湧いた選挙によって奪われてしまった、この事実は大変重いものだと私は考えます。本来地域住民のために働く地方公務員のみなさんの役割が最も大切な予算編成の時期に、地域住民のために割けなくなる、本当にゆゆしき事態だと思います。この事態に対して、東京や神奈川などの自治体首長が連名で緊急の声明を出しました。以下は、１月19日付の朝日新聞の報道です。「「選挙までの日程が短く、自治体の選挙事務は翻弄されている」と指摘、「投票所、入場整理券をいつ住民へ届けられるのかなど、きわめて綱渡りの調整を続けている」と記した、その上で「国の経済対策への対応や選挙事務が短期間に集中することは今後の行政運営や職員の働き方に深刻な影響を及ぼしかねない」と主張、自治体責任者として強い問題意識を抱かざるを得ないとして､「今回の選挙を機に、政権による解散権の行使の在り方、乱用を防ぐための制度や議論を社会全体で改めて行うことを強く求める」と訴えた」、以上が記事の中身です。恐らく外丸町長も思いを同じくされていることと想います。今後は、このような事態が生じることのないように、地方自治体としても国に声を上げていくことが極めて重要だと思います。このように異常なやり方の選挙で

したが、中身も極めて異常でした。政策の中身が語られるのではなく、首相は高市早苗が内閣総理大臣でよいのか、国民の皆様に決めていただく選挙だと、大統領制でもないこの国で自身の信任が争点であるかのように描き、選挙中に行われた唯一の党首討論にも出ることなく、投票が行われました。選挙結果で圧倒的多数の議席を得ると、自身の都合で開会が遅れたのに、年度内の予算成立を急がせ、性急な議会運営を国会に強いています。これには当然のことながら、野党が一致して慎重な審議を求めています。今国会審議の中で、徐々に政府の施政運営の方針が見えつつあるのが現状だと思いますが、ここで伺います。総選挙の結果発足した政府の施政方針、特に責任ある積極財政を受け、中之条町の行財政運営の今後の見通しをどう考えますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員のご質問にお答えする前に、論評は差し控えますけれども、今回の衆議院の解散につきましては、我々地方自治体を預かる者としては非常に厳しいものがございました。年度末を控え、そして選挙事務が入ってくるということで、我が中之条町の職員も本当に大変な苦労をしていただきました。これは、有権者である皆様方にご迷惑をおかけしないように総力を挙げて総務課長を先頭に取り組ませていただきました。しかし、時期的に今の時期というのが、論評は控えますけども非常に自治体にとっては大きなプレッシャーがあったということは言わざるを得ません。結果は、私どもは言う立場にありませんので。ただ、これは正直今回の衆議院にあたってはそういう感じがいたしました。

それでは、答弁をさせていただきます。去る衆議院選挙では、解散から投票まで非常に短い期間でしたので、各自治体とも混乱が相次ぎました。選挙結果については既にもうご承知のとおりだと思います。この結果を受け、新たに発足した政府の施政方針の中で、「責任ある積極財政」が示されております。資料等を拝見しますと、「財政の持続可能性」を確保しつつ、大胆な投資により経済成長や税収の増加を図りつつ、さらなる投資を可能とすることや政府債務残高を縮小し、歳出・歳入の改革に取り組み、また補正予算を前提とした予算編成ではなく、必要な予算は当初予算で措置していくなど、「強い経済」を構築するための考えを示したものと認識をしております。

あわせて、財政の持続可能性やマーケットの信任確保に向けた財政運営なども強調されております。不安定な政治による混乱は住民生活に直接な影響を及ぼすため、当初予算の提案説明で申し上げましたが、新政権の下、安定感のある政治体制を期待しているところでございます。

国においては、年度内の予算成立を目指しているとの報道もございますが、具体的な予算案も不明確であり、「責任ある積極財政」の理念は分かりますが、どのように地方行財政に影響を及ぼすかなど、詳細については現段階では捉え切れておりません。今後の見通しも非常に不透明であり、突発的な事業が短期間の中で決定し、予算その他市町村に配分される結果としては、住民をはじめ、行政の混乱を招くことがないよう願っておるものでございます。

これから各政策の中身が具体化され、方針案等が提示されてくると思いますので、そうしたもの

を勘案しながら、当町でも事務を進めていくことになりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。国の動向も気になるところでありますが、本町におきましては、令和８年度当初予算でもお示ししたとおり、住民福祉のさらなる増進を図るという地方自治の根幹に即し、必要や重要性を勘案し、各種事業を粛々と遂行してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）本当に不安定な政権だと、国会を見ていても思っています。予算案の中身ですとか論戦の中身を見て、今明らかになってきているのは、積極財政の中身が国民生活を守るために積極的なのではないということだと思っています。この４月から実施が決まっているのは、防衛特別法人税の創設とたばこ税の増税です。さらに、政府は2027年１月から防衛特別所得税を創設、１％を課す増税法案が既に今国会で審議入りしています。法人税では約8,600億円、たばこ税では約2,100億円、所得税約2,500億円の増税が見込まれています。ただでさえ物価高が続き、国民の消費が冷え込んでいる中、この増税です。なぜ増税が必要なのか。安保三文書、これは日本の防衛政策の指針となる国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の３つの文書の総称です。2022年11月に閣議決定され、攻撃能力、敵基地攻撃能力の保有や防衛費の増額など、日本の安全保障政策を抜本的に転換する内容となっています。その下で、日本は軍事費を大きく拡大する道を進んでいます。2023年度からの５年間の軍事費を43兆円として、最終年度にＧＤＰ費２％にすることを目標としました。高市政権は、それを前倒しして、2025年度補正予算で達成するなど、軍事費の拡大に大変積極的です。物価高で苦しむ国民から増税して集めて整備するのは、敵基地攻撃ミサイルの配備などです。国民に重い負担を強いる軍事費は、防衛という名目で他国を攻撃することに利用されてしまうわけです。

熊本県熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地には、県にも市にも事前説明なく、敵基地攻撃能力を有する長射程ミサイル12式地対艦誘導弾能力向上型を配備することが３月９日に発表されました。同駐屯地の周辺住民と県民は繰り返し大規模な抗議行動を行い、世論調査でも県民の多数が配備に反対していると報道でも指摘されています。長射程ミサイルは、さらに静岡県や北海道、宮崎県などにも配備されることが発表されました。町長が答弁の中で、国の動向も気になるが、住民福祉の増進を図るために事業を遂行していくと語られました。今国の動向は、国際法が禁止する先制攻撃ができる状況を現実につくってしまっています。専守防衛を掲げてきた戦後日本の安全保障政策の転換点となる極めて重要な状況にあるということはぜひ認識を共有していただきたいというふうに思っています。このように本当に先行きが不安視される状況ですが、町民の生活は続き、行政がやらなければいけないことは継続していきます。

次に伺いますが、少子化、高齢化、地域の力が減少するなど、行政需要が増加する中、10年単位で財政収支の過不足の予測を立てていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）将来を見据えた財政推計は、経済などの景気動向や国内外の社会情勢なども左右され、また時代の流れも非常に速くなってきており、昔と現在では同じ10年でありましても比較にならないほどの速さと痛感いたしております。

そのため、長期的な財政予測は難しい面もあり、行財政運営も流動的でございますので、可能な限り不確定要素を取り除き、国の財政計画等も参考にしつつ、人口形態や高齢化などを加味した中で推計を試みております。最新の推計では、１月議会でご議決をいただきました中之条町総合計画第７次構想基本構想に基づき、現在制作中のなかのじょうまちづくりビジョン2026へ掲載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。その中でも触れておりますが、人口減少、少子高齢化が見込まれる中で歳入の増加は厳しい状況で、一方で歳出では社会保障関係など、経常経費の増加は避けられないものと考えております。物価高騰も一段と進み、また町有施設の老朽化に伴う費用も今後増加していくことが予想されます。さらに、現在吾妻環境施設組合を中心に整備を進めておりますごみ処理施設の建設負担金も多額になることが見込まれており、今後の財政運営に大きく影響してまいります。なかのじょうまちづくりビジョン2026の中で、財政収支の過不足の予想とは趣旨が異なる部分もございますが、今後10年ほどを見通した地方債残高や財政調整基金、借入額及び元金償還額を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

いずれにいたしましてもあまりにも、十年一昔という言葉が遥か向こうに行ってしまいまして、今一年一昔ぐらい、世界情勢、あるいは日本の景気動向、いろいろものが急激に、急速に変わる時代でありますので、そういったことを踏まえて、副町長以下、職員としっかり情報収集しながら、議員のみなさん方のご指導いただきながら、あるから、大丈夫だということでなく、あるときだからこそ、しっかり将来に向けてのお金の使い方を考えていく、そして大きな大きな吾妻環境というごみ処理施設の問題が先に見えておりますので、そこのところをしっかりと見据えて、そして中之条町は吾妻郡内でも群を抜いて、公共施設、あるいは町道がよく言いますけれども、700キロメートルございます。そうしたインフラ整備、水道、下水道、そういったことも計画的にやはり立てていかないといけないのだろうと思っておりますので、今からそういうことも踏まえて、しっかりと情報収集しながら、先を見通した、そういったことにも力を注いでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）質問で、将来に関わるということを質問しているわけなのですけれども、本当に今町長おっしゃるとおり、将来の見通し立てるには困難に過ぎる状況に面していると、しみじみ感じています。今年に入って、まずベネズエラの大統領がアメリカによる軍事行動により拉致されてしまいました。そして、イランではイスラエルとアメリカによって、最高指導者が殺されてしまいました。気に入らないからといって、他国の指導者を殺してよいなどということは絶対にありませ

ん。これは、明らかに国際法にも国連憲章にも違反をしています。ルールを破ってもよいという状況が国際状況でつくられてしまっているわけです。今ＷＢＣやっていますけれども、ルールが同じだから、違う国が戦えるわけです。ルール守らずに、先にホームラン打ったから、自分たちの勝ちだということは絶対にないわけで、試合のルールがしっかりしているからこそ、違う国同士が正々堂々と戦うことができるわけです。こういうルールを守らない、また国際ルールは要らない、そんな国が出てきてしまう、そういうことは本当予想できなかった状況だと思いますし、こういった事態ですから、国際政治の変化、本当に私たちの生活に影響を及ぼしています。午前中の議論でもありましたけれども、ガソリン税の暫定税率が昨年末に廃止され、少しガソリンが楽になったというか、安くなったなと思ったら、もう中東における軍事侵攻の影響でまた大変な値上がりしておりますし、液化天然ガスの値上がりで電気代やガス代もこれから大幅に値上がりすることが予測されます。原油高は、輸送コスト、物流費を直撃しますから、さらなるあらゆるものへの値上げ、また肥料やプラスチック原料の価格も上がるため、本当にあらゆるものの価格がこれから転嫁されてくるというふうに思います。物価が上がる一方で、世界経済の不透明感から企業の賃上げ意欲がそがれれば、物価高と不況が同時に来るスタグフレーションという最も家計が苦しい状況に陥る可能性もあります。このように国際ルールを守らない一部の指導者の言動が大変大きな影響を与える状況になっています。これからさらに混迷した時代を私たちは生きていかなければいけない状況も十分に予想されます。こうなったときに自治体財政では大事になってくるのがやはり自由に使える財源、しっかり確保しておくことだと考えます。

ここで伺います。財政調整基金の今後の推移をどのように考えますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほども申し上げましたけれども、財政調整基金の推移につきましても、なかのじょうまちづくりビジョン2026におきましてお示しをさせていただいております。また、令和８年度当初予算の提案にありました参考資料として「主要事業一覧」の中でも「当初予算額・町債現在高・基金額の推移」として掲載をさせていただいております。将来に向けた予算編成にあたり、少子高齢化や物価変動、施設の老朽化など、課題が山積しておりますが、住民サービスの維持を図るために、基金の取崩しはやむを得ない状況でございます。あくまでも推計でございますが、今後10年で大きく減額となる見込みとなっております。

歳入では、地方交付税に一定程度依存しながらも、自主財源の確保はもちろん、補助金や交付金、有利な起債など、あらゆる財源確保を模索する必要がございます。

歳出では、施設管理や事務事業など、総体的な見直しも視野に入れながら、持続可能な財政の構築に向け、効率的かつ効果的な施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、あまりにも急速な変化が毎日毎日日々続いておりますので、こういったことも踏まえて、財政調整基金を取り崩さないと、恐らく大きく減ってきますけれども、ごみの

問題、社会保障の問題、そういうものに対処していくには先人の方々がしっかりと基金を積み立てていただいたものを計画的に、有効的に取崩しをしながら計画的な予算編成をしていくということであろうと思いますので､今後ともそういうことについては努力をしていきたいと考えております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）答弁ありがとうございました。今日の一般質問、町政の運営を超えて、国政の課題や国際情勢に多く触れてしまいました。これは、一つの自治体で行えることに限界がある一方、国の政治や国際政治の動向がいや応なく住民の暮らしに多大な影響をもたらすからです。本当にかじ取りが大変な情勢ですが、町長には今日答弁いただいたように、住民福祉の増進を図る、そういう地方自治の根幹に即し、町政を運営し続けていただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

――――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

３日目の25日は定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後２時２４分）

令和8年第1回中之条町議会定例会　3月　　定例会議　　会議録　　第3日

招集年月日（会議）	令　和　8　年　3　月　25　日								
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂								
開　議　日時	開　議	令和8年3月25日　午前9　時　33　分							
閉　会	閉　会	令和8年3月25日　午前2　時　28　分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	8番　大場　壯次			9番　冨沢　重典			10番　関　常明		
職務のため出席した者の氏名	事務局長	田村　深雪	書記	山田　和弥					
	議事書記	小板橋　千晶	書記	木暮　駿希					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	飯塚　和子
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	本多　宏幸
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	山田　秀樹
	防災安全課長	篠原　　充	六合支所長	油井　文男
	税務課長	齊藤　泰典	会計管理者	安原　隆一
	地域共創課長	湯本　文雄	こども未来課長	山本　伸一
	住民福祉課長	山田　行徳	生涯学習課長	劔持　和美
	保健環境課長	小池　宏之	教習所長	橋爪　　勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議　事　日　程　　第３号

（令和８年３月２５日午前９時３０分開議）

第１	議案第　１号	令和８年度中之条町一般会計予算
	議案第　２号	令和８年度中之条町国民健康保険特別会計予算
	議案第　３号	令和８年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第　４号	令和８年度中之条町介護保険特別会計予算
	議案第　５号	令和８年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
	議案第　６号	令和８年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計予算
	議案第　７号	令和８年度中之条町発電事業特別会計予算
	議案第　８号	令和８年度中之条町自動車教習所事業会計予算
	議案第　９号	令和８年度中之条町上水道事業会計予算
	議案第１０号	令和８年度中之条町簡易水道事業会計予算
	議案第１１号	令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計予算
	議案第１２号	令和８年度中之条町下水道事業会計予算
	議案第１３号	令和８年度中之条町農業集落排水事業会計予算
第２	議案第２４号	中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について
	議案第２５号	中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	議案第２６号	中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第２７号	中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第２８号	中之条町行政手続条例の一部改正について
	議案第２９号	中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
	議案第３０号	中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
	議案第３１号	中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について
	議案第３２号	中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第３３号	中之条町出産祝金支給条例の一部改正について
	議案第３４号	中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について
	議案第３５号	中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第３６号	野反湖区画漁場の管理に関する条例の一部改正について
	議案第３７号	中之条町奨学金条例の一部改正について

議案第３８号　中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第３９号　中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４０号　中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第４１号　中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第４２号　中之条町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第４３号　中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第４４号　中之条町上水道事業給水条例等の一部改正について

第３　議案第４７号　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について

第４　議第１号議案　中之条町議会委員会条例の一部改正について

第５　陳情第１号・第２号

第６　議員派遣の件

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会３月定例会議の本会議も本日で３日目となりました。慎重審議をお願いいたします。

各常任委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

また、教育長から「令和７年度中之条町教育委員会点検・評価報告書」が提出されています。事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようにマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されたりしますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いします。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　発言の訂正

○議長（安原賢一）ここで、町長より議案書の訂正の発言の申出がありましたので、許可します。町

長

○町長（外丸茂樹）議長のお許しをいただきましたので、議会初日に提案させていただきました議案第30号　中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定につきまして一部訂正をお願いいたしたいと思います。

第13条第１項第２号アに規定しております「家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合」としておりますが、「家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合」にご訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）続いて、６番、佐藤力也さんより一般質問の発言の訂正の申出がありましたので、許可します。６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）おはようございます。議長の許可をいただきましたので、令和８年３月定例会議一般質問における私の質問の文言の訂正というところで１点訂正をお願いいたします。

場所は、質問の中の「群馬リハビリテーションセンター」という文言でございます。正式には「群馬リハビリテーション病院」というのが正式名称ということでございまして、県内には群馬県立障害者リハビリテーションセンターという施設もございます。そこと混同される可能性もあるということでございますので、「センター」というところを「病院」に訂正をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）以上で訂正の発言を終了します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第　１号　　令和８年度中之条町一般会計予算
◎　議案第　２号　　令和８年度中之条町国民健康保険特別会計予算
◎　議案第　３号　　令和８年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算
◎　議案第　４号　　令和８年度中之条町介護保険特別会計予算
◎　議案第　５号　　令和８年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算
◎　議案第　６号　　令和８年度中之条町介護老人保険施設ゆうあい荘事業特別会計予算
◎　議案第　７号　　令和８年度中之条町発電事業特別会計予算
◎　議案第　８号　　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計予算
◎　議案第　９号　　令和８年度中之条町上水道事業会計予算
◎　議案第１０号　　令和８年度中之条町簡易水道事業会計予算
◎　議案第１１号　　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計予算
◎　議案第１２号　　令和８年度中之条町下水道事業会計予算

◎　議案第１３号　　令和８年度中之条町農業集落排水事業会計予算

○議長（安原賢一）日程第１、議案第１号から第13号まで一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る11日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑をされる方にお願いしておきますが、議会基本条例第６条に、「本会議における質疑質問は論点を明確にするため、一問一答方式で行う」と規定されていますので、一問一答方式でお願いします。できるだけ内容をまとめ、簡潔にお願いします。

それでは、ご質疑願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）そうしましたら、議案第１号　令和８年度中之条町一般会計予算、こちらの予算の質疑はあらかじめ送っておりますので、それに基づいて質問させていただきます。まず、予算書59ページ、未来ビジョン・総合戦略事業について伺います。こちらの事業ですけれども、主要事業一覧の６ページにて詳しく説明されております。その中に「未来戦略ミーティングを継続する。公募型の実施方式から共創プラットフォーム「ＳＡＮＫＡＫＵ」と連携したタウンミーティング型へとブラッシュアップを図る」という説明があります。今般こちらの事業をタウンミーティング型にするということですけれども、具体的にどのような形で開催を図るのか、これまでの未来戦略ミーティングの成果及び事業の検証と併せて伺います。お願いします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）地域共創課長、湯本でございます。新年度の未来戦略ミーティングにつきましては、通年の公募委員形式からテーマを決めて委員を募集し、意見や提案などを話し合うタウンミーティング形式で想定しております。年間ではテーマを３つぐらいで、その都度委員を募集して開催したい予定でございます。場所につきましては、参加人数にもよりますが、少人数でしたらＳＡＮＫＡＫＵとして使っている伊勢町の旧芳桂堂薬局を、人数が多ければ役場会議室を会場として考えております。

また、成果と検証ですが、町に対していろいろな分野で様々な提言がございました。草刈り補助金や小型犬専用ドッグラン設置などは事業実施いたしました。中之条駅前の活性化につきましては、総合計画のビジョンにも取り入れさせていただきました。

また、情報発信につきましては、役場からの情報だけでなく、民間の様々なイベントや町の魅力など、情報を発信する必要があるとのことから、未来戦略ミーティングＯＢの町民が集まり、共創のまちづくり補助金を申請して、住民参加型地域ポータルサイトの新たな立ち上げを目指して、共創の取組が進んでおります。このように中之条町の町づくりを考えている町民が動き始めておりますので、未来戦略ミーティングの効果をこれから期待したいところでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）具体的な回答、ありがとうございました。本当にこのミーティングを通して、各

種の事業が町民の声によって動いているということが実感できる状況になってきていると思いますので、引き続き町民の行政の参画、こちらを強めていただくよう、このタウンミーティング型というのは非常にいいやり方だと思いますので、ぜひ引き続きの事業をよろしくお願いをいたします。

関連がなければ、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）では、次が予算書の61ページから記載がございますふるさと移住・定住促進事業についてです。予算書の同じく62ページのほうに特定地域づくり事業推進補助金が計上されております。こちらの特定地域づくりにつきましては、ホームページによると、令和７年の10月22日に中之条町特定地域づくり事業協同組合が認定されているということなのですけれども、こちらの事業協同組合の活動実施状況を伺います。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）中之条町特定地域づくり事業協同組合は、令和７年10月22日に認定され、派遣事業の開始に向けて職員の募集を始めました。しかし、現在まで職員の採用には至っておりません。このため、職員の派遣につきましては実績ゼロでございます。認定後、継続して現在の職員を募集しており、問合せは数件あったようでございます。そのうちの１名は派遣の体験まで実際に行ったようでございます。この事業協同組合の新年度の計画では２名の職員を派遣する予定になっておりますので、新年度予算に補助金を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）具体的に伺えました。次年度も引き続きということで始まったところだと思いますので、引き続きこちらの事業も今後の町づくりには欠かせない事業だと思いますので、引き続きの支援強化していただければと思います。

関連なければ、次の質問よろしいでしょうか。続きまして、予算書71ページでございます。地域振興事業の中の地域づくり推進事業について伺います。こちら地域づくり企画業務委託料が計上されておりますが、具体的にどんな企画を行う予定なのか伺います。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）原沢議員のご質問にお答えをいたします。

地域づくり企画業務委託料でございますが、こちらにつきましては、ビエンナーレの企画等の予算になる予定でございます。令和８年度ビエンナーレの準備年ということになりますので、会場の設定、それから作家さんの選定等々、業務として委託をする予定でございます。３月の４日にビエンナーレの運営委員会が開催されました。その中でも今年度開催の2025につきましては、50会場147組ということでお世話になりましたが、次回のこの準備年の委託の中では30会場100組程度の、ちょっと規模のほうを適正化させていただくような形の企画運営ということになります。よろしく

お願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ビエンナーレの準備に当てる事業ということで理解をいたしました。ありがとうございます。規模が少し縮小されるという話でございますが、10回迎えて、ますますビエンナーレの注目集まっていると思いますので、準備年でございますが、しっかりとこちらの業務も支援していただければと思います。

関連なければ、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）続きまして、予算書75ページです。こちらふるさと納税事業について伺います。ポータルサイト掲載料がかなり多額の計上されているわけですけれども、次年度、こちら幾つのポータルサイトにふるさと納税の事業掲載の予定か伺います。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）掲載予定のふるさと納税ポータルサイトは５つでございます。まず、ふるさとチョイス、２つ目がふるなび、３点目が楽天、４つ目がＪＲＥ　ＭＡＬＬ、それと最後に令和７年度の年度途中にさとふるも令和７年11月４日から開始いたしました。この５つでございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。一般質問でもこちらふるさと納税の基本的な在り方みたいなことを少し触れたのですけれども、やはりどちらかというと企業が大変利益を持っていってしまうような仕組みにあるということはちょっと問題だなというふうに思っています。ただ、すぐにふるさと納税を事業としてやめる検討というわけにはいかないと思いますが、なるべく中之条町に寄附してくれた方の寄附額がしっかり町に生かしてもらいたいというのが納税される方の思いでもあると思いますので、引き続きこのポータルサイトが昨年度１件増えたということですが、さらにふるさと納税ビジネスというのはちょっと進捗が進んでいるようにも見受けられますので、こちらのポータルサイトの掲載などは慎重を期していただくことをお願いいたします。

関連なければ、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）続きまして、予算書の155ページです。一般行政経費の観光事務費の12目の委託料、四万温泉観光資源調査研究業務委託料、こちら数年事業開始から経過していると思うのですけれども、現在までの成果、状況と次年度の事業展開の状況を伺います。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）ご質問にお答えをいたします。

これまでの状況でございますが、ご承知のとおり、令和６年度から予算をご議決いただきまして、調査を開始しております。四万地区の清流をイメージした四万温泉観光資源調査でございます。令

和６年度は、四万の甌穴の上流、嘉満ヶ淵と言われる国道353号線下の約300メートルにつきまして、遊歩道の可能性調査として実施をいたしました。令和７年度、今年度におきましては、四万温泉協会からの要望を受けまして、四万月見橋周辺から上流の落合橋周辺までの約950メートルの区間につきまして、前年度と同様の調査を実施しております。次年度以降につきましては、この２か所を当面は基本といたしまして、追加調査も念頭に全体的なイメージを検討してまいります。また、１級河川四万川における整備となることから、群馬県、それから国等々の協議も視野に業務を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）地元の四万温泉協会からの要望も受けて、調査継続されているということで確認をさせていただきました。やはり地元の事業者さんですとか協会の意向は非常に大事になってくると思いますので、引き続き次年度も地元のみなさんとの協議重ねて、こちらの事業を進めていただければと思います。

関連なければ、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）続けて、同じく155ページの委託料で、観光計画策定調査委託料計上されておりますが、こちらの事業について伺います。委託先の選定方法や仕様の中身、目的とする事業の成果について伺います。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）ご質問にお答えをいたします。

委託先の選定方法につきましては、今回初めての計画策定ということになりますので、専門的知見や地域の特定の理解が求められることから、計画策定の実績、実施体制、地域への理解度等を総合的に評価し、委託先を決定させていただきたいというふうに考えております。

仕様書の作成につきましては、町観光協会や四万温泉協会等々からの要望もございますので、関係団体との意向も考慮した上で仕様書の作成をしてまいりたいというふうに考えております。実効性のある計画となるよう、内容の精査を検討してまいります。

目的とする事業の成果でございますが、まずは持続可能な観光振興、実現するための指針の明確化、今後10年間を見据えた実行可能な計画策定、観光誘客の拡大、それから地域経済の活性につなげてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。こちらの観光計画、10年ほどを見越してということでございますが、本当に大事な計画になると思います。やはり観光のトレンドも大分変わってきておりますし、海外からのお客様の動向も変わってきております。また、物価高や燃油等の上昇もかなり観光にも影響してきている。本当に先が見えない状況ではありますが、やはり今後中之条町の観光

をどうやって持続可能なものにしていくか、この視点、本当に大事になるとので、ぜひ地元観光協会、温泉協会からも意見伺うということで答弁いただきましたので、計画の策定に至るまでのプロセスがすごく大事になると思いますので、ワークショップのような形がいいのか、検討していただいて、しっかり地元のみなさんの意向を酌んだ形で、こちらの事業を進めていただくことを要望いたします。ありがとうございます。

関連なければ、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）続いて、予算書の160ページです。野反湖観光施設管理事業の中で、印刷製本費が計上をされております。予算書の収入の31ページに野反湖ガイドブック販売収入という項目があるのですが、こちらが予算の上の印刷製本費と収入の上での販売収入と、こちらが符合しているものかどうか伺います。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（油井文男）六合振興課、油井でございます。よろしくお願いします。

野反湖観光施設管理事業について､原沢議員の質問にお答えいたします｡野反湖ガイドブックは、野反湖植生調査の３年計画の３年目で作成するガイドブックでございます。印刷部数は2、000冊を予定しており、そのうち約900冊を町内の中学生と中学校へ無償配布する予定でございます｡残りのガイドブックは､町内の観光施設を中心に販売する予定であり、令和８年度は約200冊程度を販売できればと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）回答ありがとうございました。事業を進められていたものがいよいよ成果として大成されるということでございます。私もどんなガイドブックができるのか、とても楽しみにしておりますので、ぜひ中学生の配布と、あとは訪れてくれた方への販売に力を入れていただくことをお願いいたします。

関連なければ、次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）そうしましたら、予算案の全体について伺います。

町が発注、または委託する事業の全体についてなのですけれども、今般の原材料や燃料などの価格高騰、本当に著しいものがあるわけなのですけれども、こちらの事業を行う上での事業者への契約金額において、こういった価格高騰を考慮した予算額になっているかどうか伺います。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）予算全体にかかることなので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

令和８年度当初予算におきましても、予算の大小あるのですけれども、工事等を予定してござい

ます。町では、設計等におきまして、群馬県の設計金額を基本といたしまして、また参考にもしておるところでございます。また、事業によっては関係機関等から専門的な助言を依頼する場合もございます。このため、実際に設計等が行われる際には、原材料費などの価格変化、こういったものを考慮いたしまして、単価計算を行っているところでございます。しかしながら、昨今の報道のとおり、現在中東情勢も極めて不安定でございます。原油価格も世界情勢ですとか、また日本政府の政策等により価格も上下しておるところでございます。今後についても極めて流動的でございますので、各事業でも見積もり等を徴する中で一定の価格高騰分は考慮しているものと推測いたしますけれども、繰り返しになりますけれども、世界情勢が日々変化して、あまりにも激しいものですから、非常に困難を要しているところでございます。いずれにいたしましてもそのしわ寄せが受注業者へ向かわないような、こういった配慮は必要であると感じておるところでございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。本当に先行きが全く見えない状況での新年度予算組まれたご苦労、本当拝察するのですけれども、これが今後どうなるかというのはまさに誰にも分からない状況です。町にお願いしたいのは、本当に課長の答弁にありましたとおり、事業者が町の事業を受けて、経営が大変になったというような状況はやっぱり防ぐ必要があると思いますので、今後の物価や原油価格の推移見ながら、ぜひ事業のほう、途中で補正予算でこの金額見直したりですとかそういった柔軟な対応をお願いいたしまして、私からの質問を以上といたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）続きまして、３番、山本さん、お願いします。３番、山本さん

○３番（山本　修）私は、大きく３点質問がありますが、まず最初に一般会計予算書の143ページ、主要事業一覧では13ページになりますが、有害鳥獣対策事業費で、中に昨年かなりクマの問題をはじめ、有害鳥獣の問題が全国的にニュースになりまして、中之条町もいち早くクマに対しては緊急銃猟の設置なり取組をしていただいたので、非常に町民としては心強いところもありますし、また柿の木等の伐採補助金等も早期に設置していただいたので、非常に迅速に対応していただいているなと思いましたので、本年度もまた引き続き事業費を拡大して対策を行っていただいているということで、農林課の担当のみなさんとか関係するみなさんは大変だったと思いますが、本年度もまた引き続きぜひよろしくお願いしたいなと思うのですが、私の質問ですが、町民へのオリの貸出しのための用意ができているというふうな予算書の内容なのですが、オリの予定数の数とその種類及びサイズ、特徴などをもし詳しく教えていただければと思うのですが、状況によってはちょっとオリよりもワナのほうがいい場合もありますし、そういったところで町民も非常にワナに関しては、私も回っているうちに関心がありますので、ぜひワナを利用したいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）ご質問にお答えいたします。

すみません。オリの関係なのですが、金属製のオリが９基ございます。内訳は、小型のものが６基、縦のサイズが26センチ、横23センチ、奥行きが66センチでございます。また、中型のものが３基ございます。縦37センチ、横34センチ、奥行きが93センチでございます。それぞれサイズに合った小動物の捕獲が可能となります。こちらの仕様に当たりましては、届出が必要になりますので、農林課のほうにご相談いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。本年度は９基、中と小を含めて設置していただくのですが、これは町民が使用したい場合は、例えば広報とかでそういった申請ができるような形でお知らせはされるのでしょうか、それとも猟友会を通じて、そういった利用したい人がそれの情報を得るということになるのでしょうか。ちょっとそれだけお聞きできればと思うのですが。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）そちらにつきましては、まず農林課の窓口のほうでご相談いただければ対応できると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。そのほかに拡充事業として、ドラム缶の捕獲も４基購入していただいていますし、柿の木等の伐採事業もまた引き続き継続して計上されていますので、ぜひ今後町民も含めて、全体でやっぱり安心していく必要があると思いますので、私も一応猟友会のメンバーではありますので､町民と一緒に捕獲を一生懸命頑張っていきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、関連した質問があればと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。次は、予算書の148ページ、野反湖区画漁場管理事業の中で、10の需用費なのですが、これ野反湖は非常に釣りをする方の人気が高い釣りスポットとしても知られておりますので、放流用の魚代として569万8,000円が計上されていますが、令和７年度の当初予算では526万9,000円でしたので、42万9,000円が増額になっております。

そこで質問なのですが、この放流用の魚代は全て魚代に使われていくのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）山本議員の質問にお答えいたします。

野反湖区画漁場管理事業なのですけれども、こちらの放流用の魚代の増額はニジマス成魚の放流回数を１回増やしたことと魚代の値上げがあったためで増額になっております。全て放流用の魚代として使用しています。

よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。では、昨年と比べて１回放流回数を増やしたということで、全て魚の放流代に使用されるということで理解いたしましたので、そこで次にシーズンに何回放流するのか、そして放流時期がそれぞれ決まっていらっしゃるのか、あるいは何月何月というふうな形になるのか、そのへんお伺いしたいのですが。

以前、放流の日時を事前にお知らせすると、やっぱりそれを目がけて一気に来てしまうということで事前に知らせなかったというか、知らさないように放流したということもちょっと聞いたものですから、答えられる範囲でよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）令和８年度なのですけれども、令和８年度はニジマスの生魚を10回、ハコスチを６回、ニジマスの稚魚を２回放流予定でございます。放流時期は５月から10月となっておりまして、やっぱり日時につきましては非公開と、混乱を防ぐために非公開とさせていただいております。令和７年度の放流実績は、町のホームページで公開しています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。やはり時期的なものが非常に気になる人もいるのですが、時期が分かってしまうと一気に釣りの方が来て全て持っていくということではないのですが、そのへんも非常に配慮されて放流されているということがよく分かりましたので、そのへんをぜひまたご検討いただいて、いろいろ策を練っていただけると思うのですが。

それで、放流する魚種というふうにちょっと質問の中にあったのですが、これはハコスチとか大きな魚種が多かったというふうに言っている釣りの方もいらっしゃるので、特に今回そのへんを踏まえて大きく変更があったのか、またその理由等がもしあれば教えていただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）放流の関係なのですけれども、こちら放流する魚種については変更はございません。今までどおりの魚をと考えております。数量については、どうしても魚が釣れないとか少ないとかとのご意見をいただいておりますので、ニジマスの生後の放流回数を９回から10回に増やしたということで対応する予定でいます。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。では、基本的には昨年と変わらないというふうな形で認識していればいいということで理解いたしました。ただ、やっぱり釣れないということになります

と、やっぱりせっかく来たのに、野反湖はちょっと遠いものですから、若干苦情があったりとか、いろいろ釣れないよりは釣れたほうがいいということで、今後もいろいろ考え、検討していただければと思いますので、ありがとうございます。

それで、引き続いて役務費の釣り券売機の設定変更作業について９万6,000円が計上されておりますが、どのような変更作業がなされているのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）設定変更の関係なのですけれども、券売機のほうが今野反峠、展望台、キャンプ場に設置してあります。令和９年度から釣り券の価格の変更を予定していることから、令和８年度のシーズン終了後に券売機３台の価格の設定変更作業及びその機械のレイアウト変更の作業費となっております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。令和８年度は基本的に現在の料金等で、令和９年度から３台、展望台にあるやつなり、そのほかの券売機を変更するということで理解いたしました。これからもよろしくお願いいたします。

関連がありましたらいかがですか。大丈夫でしょうか。では、次の質問をいたします。予算書の198ページのスクールバス運営事業に関して質問させていただきます。運営事業全体１億170万6,000円の予算を計上する中で、12の委託料の六合地区スクールバス運行事業委託料3,888万8,000円が計上されていますが、これについてちょっとお伺いいたします。いよいよ令和８年度から六合中学校は長野原町への教育事務委託が始まります。そこに今回そこに至るまでに町長をはじめ、教育長、またこども未来課の課長より、職員のみなさんには大変ご尽力いただきまして、六合地区のほうもいろいろ意見があったのですが、それをまとめていただいて、今回長野原に通学するということになりましたので、感謝とともに労をねぎらいたいと思います。

そして、４月から六合中学校の生徒のみなさんはスクールバス、これまでの通学のスクールバスに加えて、新たにタクシーを利用するということの通学スタイルになるのですが、そこで質問させていただきます。令和７年度の当初予算では、六合スクールバス運行業務委託料は3,287万5,000円でしたが、令和８年度は3,808万8,000円と、613万円と増額されてます。委託料が増額となった内訳を教えていただけましょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。議員のお尋ねにお答えいたします。

六合地区のスクールバスにつきましては、現在令和７年度まではマイクロバスが３台、それと15人乗りのコミューターバスが１台、計４台で運行しております。令和８年度からにつきましては、マイクロバス１台と15人乗りのコミューター１台、それとタクシー２台を使って運行します。この点、タクシー２台に変更することによりまして、経費のほうは少し削減できると考えてはいるのですが、

今回予算が大きくなった部分につきましては、まず長野原中学校まで運行するための距離が延びてしまうということが１点あります。それと、もう１点が現在六合中学校では部活動に入っていない生徒が下校する際のスクールバスというのが運行していません。ですので、みなさん部活動が終わったら一斉に帰るというような考えの中で運行しているのですが、長野原中学校ではこの部活動に入っていない生徒に対するスクールバスも運行しているということになります。ですので、六合地区の生徒の中にも部活動に入らない生徒が数名おりますので、そのためのバスを１便増便する必要があるというところで、大きくその２点でこの金額が増えることになります。タクシーを利用することで減る部分もあるのですが、そういった距離と増便の関係で金額が増えているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。先ほどクラブ活動についてお答えがありました。これ、クラブ活動に参加する生徒と参加しない生徒がいて、その参加した生徒の分はまた遅く、また移動というか、最初にクラブ活動しない生徒がスクールバスへ行って、また、する、してある生徒がまた迎えに行くということで、２度の便の増便というか、２回にわたるということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）はい、おっしゃるとおりでございます。毎日２便出るような形になるということです。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。このスクールバスを運行する運行業者がローズクィーンでありまして、新たにタクシーを利用して、ローズクィーンさんにお聞きしますと、３か所で乗り換えるというか、今まではスクールバスなりマイクロバスで一度に中学校に送り迎えをしていたのですが、今回は一旦タクシーに乗って、所定の停留所でスクールバスに乗り換えるというような形で運行するというふうにお伺いしたのですが、そういったところでタクシーの利用は非常に安価で経費を削るような形で考えていただいていたのですが、長野原分の距離が長いということで予算が若干増額になったということの理解でよろしいでしょうか。

それで、ローズクィーンさんが、すみません、３月に全てその通学路を一応自主点検というか、事前走行されまして、見たときに、やっぱりちょっと残雪とか路面の凍結があって、一部ガードレールがなかったりして、それが非常に運転していて危険を感じるということなのですが、そのへんのことについてちょっとお伺いしたいのですが、質問で除雪業務委託料と道路砂まき業務委託料が令和７年度の当初予算と同額になっていますが、ちょっと通学スタイルが変わっているということと、一部高間から広池で乗り換える際に、山道に非常に雪が残っていたり、凍結があったり、ガー

ドレールがなかったりということの危険性も踏まえて、除雪がされていなかったり、砂がちゃんとまいていないというところも感じるようなローズクィーンさん側の意見があったものですから、そのへんの砂まきの状態なり、除雪の状態はどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きできればと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）六合地区のスクールバス運行に関わる通学路に関しまして、主に国道であったり、県道であったり、あとは町道であったりというところを通行して来ます。この路線につきましては、建設課のほうからの依頼で除雪を行っていただく形になりますので、ガードレールがないところも含めて、建設課のほうとも、また県の土木事務所のほうとも協議をしながら危険なところについてはなるべく対処していただくようにお願いをしていきたいと考えております。

今回議員のご質問の中にございました除雪業務委託料13万2,000円につきましては、これは六合地区ではなくて、中之条地区の旧西中のところにスクールバスの車庫があるのですけれども、そこに入る進入路の除雪を行う費用でございます。また、道路砂まき業務委託料30万円につきましては、これは中之条中学校周辺の坂道に対して、降雪があった場合に砂まき等を行うための費用になってございます。これは、六合地区の費用ではございません。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。すみません。私が、六合地区のスクールバスの流れでそのような予算が計上されているかと思いましたので、私の認識の違いで申し訳ありませんでした。

このスクールバスの通学路については、やっぱり建設課のほうも引き続きいろいろ協力していただいて、安全面を非常に大事にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（安原賢一）続きまして、４番、割田三喜男さん

○４番（割田三喜男）それでは、私から大きく６点にわたって質問させていただきます。

まず、予算書の13ページ、歳入予算でございますが、森林環境譲与税についてお伺いいたします。令和６年度から個人住民税の均等割に1,000円上乗せしまして、国の森林環境税が賦課徴収され、譲与税として、その５年前から国から配分を受けているものです。森林環境保全や森林資源の有効活用等に使われていますが、当町のこの歳入予算4,682万5,000円はどのような事業に充てられているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）ご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税は、市町村による森林整備のための安定財源として国から譲与されているものでございます。町はこの税を活用し、森林経営管理制度では管理できない箇所を整備するために、放

置山林整備事業を計画しております。具体的には放置された山林によって日陰ができ、道路の雪が溶けない、作物が育たない、木がかぶさって電線が切れそう、そのような悪影響を軽減するために立木の伐採をいたします。令和８年度におきましては、町内２か所を整備する予定でございます。そのほか、森林整備を行っている林業事業体を支援するために補助金を交付しております。

なお、身近なものとしましては、薪ストーブなどの購入費の補助金や刈り払い機やチェーンソーの講習会の実施経費などもこちらを活用させていただいております。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）具体的に答弁いただきまして、誠にありがとうございます。自分は、実はこの制度の導入時に携わったことがありまして、特に注目しているところであります。町の森林環境税の徴収額は約800万円だと思います。

一方、この譲与税はここにありますとおり、５倍以上の額となっていますので、川下の国民のためにもより有益な事業執行を期待しているところでございます。

続きまして、次の質問に移ってよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○４番（割田三喜男）続きまして、予算書35ページの過疎対策事業債についてお伺いいたします。

今回今議会で配付された中之条町過疎地域持続発展計画では、各種計画が記載されていますが、町でのハード分３億4,610万円とかソフト分7,170万円でありますが、主な事業はどのようなものかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）議員ご質問の過疎対策事業費でございます。特にハードのほうにつきましては多岐にわたりますので、少し列記させてもらえればと思っております。まず、林業関係でございます。林業改良といたしまして４件を予定しております。

それから、四万清流の湯関係でございますけれども、浴槽の改修、それから六合の道の駅の雨漏りの修繕、それからつむじの板塀の更新、こういったものが観光施設の整備に当たるものでございます。

また、道路関係でございますけれども、橋梁やトンネルの長寿命化、また除雪車両の購入費用、こういったものが道路関係になります。

また、医療、それから福祉、教育関係でございますけれども、伊勢町の保育所の暗渠排水の整備、それから四万へき地診療所の往診用の車両の購入、中小、六合小の校舎の整備、それから中中の校舎の体育館整備も含めてになります。また、中小の給食センターや中之条幼稚園の整備についても予定しておるところでございます。

また、名久田第２体育館の雨漏り修繕ですとか伊参公民館の空調関係、こちらについても予算の

予定をしておるものでございます。

また、ソフト関係でございます。ソフト関係では行政区の活動補助の事業に係るものですとか、また六合地区のごみ処理の委託事業、それから給食の無償化に伴います事業、こういったものに事業の財源として予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。具体的に多方面で学校の事業債を活用しているという答弁をいただきました。ありがとうございました。

郡内のある町村では、移住対策等の効果もあり、過疎地域から除外されました。過疎、今まで過疎起債に頼っていたこれまでとは違う対応に苦慮していることです。中之条町においても同様なことも考えられますし、この過疎債も限度額あると思うので、あまり過疎債に頼り過ぎないようにしたらということで個人的には感じておるところであります。

また、先の一般質問で申し上げたように、人口減少が著しく進む中で縮充社会の対応策、例えば村じまいの対策も必要ではないかと思いますので、対応策の検討をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、よろしいでしょうか。

続いて、予算書の76ページ、防災対策事業、避難行動要支援者個別計画作成補助金についてお伺いいたします。この計画については、令和３年の災害対策基本法の改正で市町村の策定努力義務になったと思います。昨年の11月時点、町全体では伊参地区の２件の策定数でありましたが、現在当該計画の策定数は幾つであるか。令和８年度で計画数の目標は、目標達成のためにどのように進めているかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）防災安全課長

○防災安全課長（篠原　充）防災安全課、篠原です。よろしくお願いいたします。

議員お尋ねの避難行動要支援者個別計画の作成の補助の関係でございます。現在の策定数は２件となっております。また、８年度の計画の目標数でございますけれども、予算に計上してあります50件を予定しております。また、目標達成のためにどのように進めていくかということでございますけれども、現在各地区の防災訓練等におきまして、個別避難計画の作成のほうを依頼をさせていただいております。引き続き、行政区等でも依頼をさせていただきまして、また今後は福祉部門との連携の強化をいたしまして、作成を進めてまいりたいふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）具体的な数値も含めていただきまして、ありがとうございます。やはり地域にあっては福祉面、特に民生委員さんとぜひ連携を取っていただいて、区長さんはじめ、地元で進め

ていく必要があるかなと思っております。当町は、県下でも策定率は非常に低い状態でありまして、策定がなかなか進まない状況だと思います。支援する側の過度な負担にはせずに、集落全体で取り組む必要があると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）大丈夫です。

○４番（割田三喜男）続いて、予算書144ページ、木材活用センター運営管理事業に関してお伺いいたします。平成５年に改修をしまして、改修をしてから３年が経過しますが、ソフト事業を中心にさきの産業経済常任委員会で質問がありました。ここでは、ハード事業、校庭利用の事業効果はどうかお伺いいたします。

町のホームページで、ハード事業は製材事業と木質チップ製造事業を実施していると紹介されております。具体的に数値目標に対しての実績とか、国庫補助事業の活用の効果とか、林業振興に寄与している点など、現時点での効果を分かる範囲でお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）ご質問にお答えいたします。

木材活用センターについてですが、事業としましては令和６年度を初年度というふうに捉えます。原木購入量の目標値から107％、製品出荷量は122％、木質チップは166％ということで順調に推移しております。

なお、令和７年度につきましては現在継続中でございます。

議員お尋ねの電気料などについてでございますが、一旦町で支出をいたします。その後使用量の割合で指定管理者から納入をいただいております。おおむね全体の電気料の約95％くらいを納入していただいているような状況でございます。水道料につきましても同様でございまして、一旦町が支払った後、施設全体の水道料は学校校舎については占有割合で、製材所、加工所につきましては、上水道従量料金というのは負担していただいているような状況でございます。おおむね約４割程度町に入金していただいているということでございます。

なお、施設の使用料につきましては、今後指定管理者と提携している木材活用センター管理に関する基本協定におきまして、令和８年７月までは免除しているというような土地建物貸付料なのですけれども、令和８年８月から徴収することとなっております。年額につきましては241万5,000円でございますが、令和８年度につきましては、年度途中でございますので、月割りの８か月分、161万円の納入が見込まれているような状況でございます。

木材活用センターなのですが、中之条町の森林整備に関しまして大きく寄与していると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。当該製材業者の電気料や設備とかそのへんの施設等の使用料も併せて答弁いただきまして、誠にありがとうございます。具体的な数値として目標数値にそれぞれ100％以上ということでありますし、いろいろ町の林業振興の活性化に役立っているとのご答弁いただきまして、ありがとうございます。

いずれにしてもソフト、ハード面で町の林業振興や活性化に結びつく、ご期待申し上げておりますので、よろしくお願いします。

続いて、よろしいでしょうか。続いて、予算書146ページの森林環境整備事業についてお伺いいたします。ここに、森林整備補助金1,212万円という計上されております。先ほど森林環境譲与税の使い道でもご答弁いただいたとおり、いろんな補助金でも使っていただくと思うのですが、人工林をはじめ、樹齢40年を越えるものがほとんどでありまして、保育の時期から木材資源を有効活用する時期となったと思います。県費補助金は、ぐんまの森林づくり推進事業や造林推進対策事業費補助金などがあります。森林整備補助金に係る予算額が令和７年度当初予算額対比３倍以上と令和８年度はなっていますが、これは事業量が増えたのか、補助率がアップしたのか、そのへんのところをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）ご質問にお答えいたします。

当補助金は、造林に関する補助金でございまして、中之条町民有林造林事業補助金交付要綱で定めているものでございます。私どもは造林補助金と呼んでおります。造林は、皆伐が関係しております。皆伐をした木を売って、その利益で木の苗を植えて再造林という流れになりますが、しかしながら定められた事業費、いわゆる標準単価でございますが、事業体の経営努力ではその事業費が賄えなくなってきているような状況ございます。そのため、その分を町が補填することで森林整備を少しでも前に進めていきたいということで、令和７年度に新設させていただいたものでございます。令和７年度は、再造林のみを補助対象としておりましたが、補助額は県標準単価で積算した額から国､県の補助金を差し引いた残りの50％を補助しておりました｡令和８年度からは補助率を50％から60％に引き上げまして、間伐も補助対象に加えて、間伐につきましては50％補助したいというふうに予算を計上させていただきました。改めて整理いたしますと、令和８年度予算につきましては、昨年度より予算が増えたのは事業量や補助率の大幅な飛躍ではなく、間伐も補助対象に加えたためでございます。

そして、近隣の町村にも同様の補助金がございます。確かに補助率を比べますと、当町の補助率は低いのは事実でございますが、様々な情勢を勘案しながら検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）間伐事業を新たに補助の対象にしたとか、補助率を50％から60％に引き上げたというご答弁をいただきまして、ありがとうございます。この補助率なのですが、先ほども答弁の中でおっしゃっていたのですが、近隣市町村は100％、または75％を出しているところがあります。この補助の助成については、当初林野庁は森林環境譲与税の活用は難色を示しておりましたが、森林環境整備を進める上で必要であるという見解になったようでございます。自分の山であるが、収益が見込めず、１割の負担もできないという人が多いことなどから、ぜひ町の補助金の補助率のアップも今後また要望させていただきたいと思います。よろしくお願いします。いずれにしても森林環境整備は森林資源の有効が進むように期待しております。よろしくお願いします。

次に移ってよろしいでしょうか。続きまして、146ページの森林経営管理制度事業です。森林環境譲与税が創設され、開始した事業ですが、この制度に期待している人が大勢いらっしゃると感じております。山を持っていても自分では管理できない、役場で経営管理してもらえばありがたいなどという人が多いと思っております。そこで、全体のこの事業の進捗状況はどうか、アンケート調査はどこの地区まで進んでいるのか、令和８年度の委託予定の団地等はありますでしょうか、そのへんをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）お答えいたします。

森林経営管理制度は、森林を自ら管理できない所有者から町が管理する権利を集めて、林業事業者へ委託する事業でございます。令和３年から令和６年で約84ヘクタールを預かっております。令和３年から令和５年にかけまして、約58ヘクタールを林業事業者に委託することができました。この事業は、令和４年度までには順調に進捗しておりましたが、林業事業者の人手不足などが深刻、そういったことが影響していることによりまして、現在は停滞しているような状況でございます。令和８年度には、林業事業者に委託できなかった山林を、森林環境譲与税を活用した市町村経営管理事業で整備できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。具体的な数値、令和３年か６年までは84ヘクありまして、そのうち54ヘク、林業事業体に委託したというご回答いただきまして、ありがとうございます。いずれにしても「山を持っていても、今はマイナス財産で負担である。国や県や町に寄附したい」との声を多く聞くところでございます。兵庫県佐用町ですとか長野県の中川村や大鹿村など、全国の自治体では山林の寄附を受け入れているところも多くあると聞いております。耕作放棄地などの適正な林地化も必要と考えます。

国土交通省では、地域管理構想、地域管理計画を策定し、地域の土地、そして地域の管理を適切にしていくことという構想を打ち出しております。町もこれらの検討を進めていただくようお願い

しまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）すみません。議長の許しを得ましたので、先ほどの割田さんの答弁について、ちょっと追加させていただいてよろしいでしょうか。先ほどご質問の件でアンケートのことをご質問されたと思いますが、すみません、飛ばしてしまって申し訳ございませんでした。

こちらの森林所有者へのアンケートでございますが、令和元年から令和６年度にかけて行っております。地区は、西中之条、中之条、山田、上沢渡、下沢渡、四万、岩本、大道、五反田、平の約1,100人、約1,025ヘクタールについて実施をいたしました。

なお、また令和８年度の委託団地の予定でございますが、８年度につきましては、アンケート調査を行う予定はございません。現在町が管理している権利を集めているのですが、それを委託してくれるような林業業者が今見つかりにくいような状況でございます。まずは、既に預かっている森林を整備すること、森林を切って、植林をすることを進めてから次のアンケートに行きたいというふうに考えております。失礼しました。すみません。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）すみません。ありがとうございました。私もアンケート調査を聞こうと思ったのですけれども、ちょっと失念しまして、申し訳ありません。

うちもちょっと山持っているのですが、まだ来ていないなと思ったところです。そんなことで、いろいろご答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（安原賢一）続きまして、５番、山田みどり議員の質問を許可します。５番、山田さん

○５番（山田みどり）質疑申出書のとおり質問させていただきます。

最初の質問は予算の全体にかかるところなのですけれども、今世界情勢が非常に混乱している中、この間は高市首相が訪米して、トランプ大統領との会談もありましたけれども、なかなかいろいろ賛否ある会談だったのかなというふうにあるのですけれども、いずれにしてもこの戦争が起こって、物価がとにかく高騰しているという段階で、この令和８年度の予算を組むときにはこの状況は全く想定していなかったと思いますし、ましてや高市政権が選挙を行って、また第２弾の高市政権が発足して、こういうような予算を強硬な形でやっていくというところで、非常に町行政としてもこの予算を組むのに大変ご苦労なさったのではないかなというふうに考えます。その中で、今石油由来のものというのが本当にこれだけ生活の中にあって、この戦争が今いろいろ交渉に入っているような段階ですけれども、先行きが本当に見えない。国は200日ほどの原油があって、一応今現在で非常に混乱を来すかというところはまだ分からないのですけれども、それでもこの先行きの見えない中で、やはり今の予算の計上においては、やっぱり今後見込まれるであろう過不足が生じる可能性が多いにあるのではないかなというふうに感じます。その場合に、やっぱり町民の生活をしっかり守っていく上で必要な予算を組んでいただく、補正予算を組んでいただいて、しっかり町民生活を守

っていただきたいというふうに考えるのですけれども、原沢議員、同僚議員も事業者についての物価高騰に対しての対応とかということで質問が及びましたけれども、私はやっぱり町民生活全ての生活全般、農業も含め、観光も全てやっぱり関わってくることなので、そこにおいてどのような決意でこの予算を組まれたか､町長の姿勢を伺えればというふうに思います｡よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本当に難しく、先行きが誰にも分からない暗いトンネルに入ったような状況であります。これはもう国民も含めて、全世界の人類が経験したことのないような状況に陥っていくのかなと、そんな不安も感じる状況であります。

去る衆議院選挙の結果を受けて、新しい政府から責任ある積極財政の政策方針が示されました。本議会におきましても同僚議員からも一般質問ございましたし、先ほどの原沢議員のご質問もございました。国の施策の具体的な中身も不透明でありますので、国の動向は注視しつつも、町としては住民福祉のさらなる増進を図るため、町議会、町民、そして関係機関との連携により共創の町づくりにさらに邁進していかなければならないだろうと考えております。

令和８年度の当初予算では、既に提案のとおり、109億3,300万円で必要や需要性を勘案し、本議会への提案をいたしております。しかしながら、12月より予算編成を開始、重点事項など、ヒアリング等を積み重ねてまいりましたが、予算確定後にあまりにも大きな国内外での状況が変わってしまっております。アメリカやイスラエルによるイランとの紛争は中東諸国を巻き込み、結果原油などの資源をめぐる混乱は報道のとおりでございます。正直なところ、予算編成時にこの混乱を予測してはいなかったため、議員おっしゃるとおり、今後の状況次第では本予算にも大きな影響が及ぶことも想定をされます。そうでなくてもここ数年物価高騰ということで、住民の生活は本当に厳しくなっておると思っております。物品や光熱費の値上がりが続いている中で、住民生活への進行はさらに深刻な状況であるというふうにも捉えております。財政的には大変な状況であっても、やはり町行政が停滞するようなことがあってはならないと考えておりますので、適正、的確な補正予算も状況によってはやむを得ないと考えておりますし、一方で非常に難しい選択を迫られる場面もあるかと考えております。繰り返しになりますけれども、町だけでは乗り越えられない課題も山積しておりますので、引き続き町議会のみなさん、町民のみなさん、そして関係機関のみなさんとも連携に努めて、一丸となって難局を乗り越えていきたいと考えております。この問題は、もう日替わりではなくて、時間が変わることに世界の情勢、あるいは世界の情報があまりにも混乱していて、どれが本当のことか分からないような、そういったニュースが流れておりまして、本当先ほど申し上げましたけれども、全世界の人類が本当に不安の中に陥っているというふうに考えております。とりわけ中之条町の町民のみなさん、本当に燃料も含めて、物価高騰には大変でありますし、この燃料の問題、これはもう生活にも密着しておりますので、こういうことについては、やはり６月、９月、12月とありますけれども、そういった中において、必要ということになれば、みなさん方に

ご理解をいただきながら、町としてもできる限りの支援をしていかなければならないと思っていますし、やはり国が責任をしっかり取っていただかないと、私どものような小さい地方自治体だけではとても対処しきれないので、やはりそのへんのところは国が積極財政というものもありますけれども、国民のまず安心を確保できるような、そういったことを私としては国には求めていきたいと、こんなふうにも思っておりますので、ぜひまたこれからもご指導いただければ、大変有り難いと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ありがとうございます。本当にこの状況の中で非常に厳しい経済状況になっているところで、やっぱり町民の暮らしをしっかり守っていくためにも町長がそういった考えでおられるということを確認させていただきました。ありがとうございます。非常に全世界での影響があるということで、国のほうでも、政府のほうでも緊急的な臨時の交付金などももしかしたら今後はあるかもしれません。それは、有効的に使っていただいて、しっかりとそのへんのところをやっていただければと思います。積極財政と言いながら、やっぱり地方の財政というのは本当に厳しくて、いろいろなメニューがあっても、今の現状の中で地方の行政というのは本当に厳しい状況にある、置かれているというふうに思いますので、適切なところで予算を執行していただければというふうに思います。

続いて、質問をしたいと思います。役場庁舎の管理事業について、これはページ数ですみません、予算書の50ページ、役場庁舎管理事業を開いていただきまして、役場庁舎で使用している木質バイオマスボイラーについて質問をさせていただきたいと思います。安全面を考慮していただいて、再稼働を果たしているのですけれども、今の運転の状況、またほかの施設の運用状況も併せて伺いたいと思います。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）木質バイオマスボイラーの関係でございますけれども、役場、それから六合支所、この木質バイオマスボイラーにつきましては、燃焼灰の調査、こういったものの対策の結果を踏まえまして、一般廃棄物等で処理できる数値まで改善いたしました。また、安全性も確認されたことから、令和５年12月から再稼働をしております。当初の目的でありました山林資源の有効活用、それから二酸化炭素低減の推進、これらを図るために稼働しております施設につきましては、現在でも燃焼灰、それからばい煙調査等は定期的に実施しておるところでございます。また、施設の適正な管理についても努めておるところでございます。

一方で、定期的な部品交換、それからメンテナンス、こういったものはどうしても必要なことから、維持に係る経費につきましては、本予算の中でもお願いしているところでございます。役場庁舎では、猛暑の影響や暖房等の使用状況によりまして、現在Ａ重油との併用も行っておりますし、また六合支所等におきましては、他の暖房器具との併用もする場合もございます。そういった状況

でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）自分の所管の事業等も一体化している木材活用センターのチップのところ等もやっているので、そこのところあまり言及しないようにはするのですけれども、やっぱりここのところで今そのチップを使っているのは役場庁舎の中の木質バイオマスボイラーとしてこのチップが使用されているというところなのですけれども、それ以降今役場の本庁舎と、あと六合支所のほうに使われていますけれども、もう１つ清流の湯のところですか、診療所のところですか、は今稼働はできないというような状況で、今後はたぶん稼働は無理なのではないかなというような見込みだと思うのですけれども、そうなるとやっぱりチップを製造していても、そこに運用するというような形ではなかなか販路が、いろんな使用の目的が広がっていかないというところで、今後この木質バイオマスボイラーをどのように、やっぱり環境とかという意味では、山林資源の有効活用ということで非常に有効的な事業ではあるかなと思うのですけれども、なかなかここのところがうまく回っていないのでないかなというのが今の現状にあると思います。六価クロムの問題があって、町長、本当にこのところではすごくいろいろ迅速な対応をしていただいて、各方面での説明もしていただいて、やっと再稼働に結びついたのですけれども、なかなかこの事業のところで難しさはあると思うのですが、町長も思いとして伺えればと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員おっしゃるように、このバイオマスボイラー、恐らく前任の伊能町長のときに、まず中之条町には87％の森林があると、この森林活用、林業活用をしなければいけないだろうというところから始まったのだと思うのです。チップを作るにはやはりいろいろなお金もかかります。国のいろんな制度を利用しながら、木質バイオマスボイラーを稼働しながら、ちょっと関連もしますが、木材活用センターをしたのだと思うのです。恐らく重油、あるいはチップと比べるとそのときそのときのいろんな変動もありますけれども、チップのほうがやはり重油より高い、そういうときもあったのだと思うのです。ただ、今般の世界情勢の状況を見ますと、逆にまた重油がという、これが世界情勢がもうすぐに日本の経済に敏感に反応してしまうという状況でありますので、それだけの費用を投じた施設でありますから、できる限り有効的に活用できればということは考えております。そして、またそのチップを製造するにもやはり物価高騰の状況もあります。そして、また今般のイスラエルとアメリカとイランとの紛争、こういったことがまた重油、あるいは世界の石油関連にも大きく影響ありますので、そういったものをしっかり注視しながら、やっぱりかけたお金ですから、有効に活用できるように、そして森林活用というのが大前提にありますから、これはもう森林を育てているみなさん、それから森林組合、そういったところともやっぱり連携を取りながら、今後引き続き木質バイオマスボイラーをうまく利用できればというように考えており

ますけれども、なかなか先ほどの答弁にもありましたけれども、先行きがあまりにも見えないものですから、なかなか厳しい状況にあるかなと、なかなか難しい状況にあるかなということは認識をいたしております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ご答弁いただき、ありがとうございます。本当にこの有効活用というのが非常に難しいところではありますけれども、ぜひ今の現状、やっぱり原油が高くなっているところもありますので、有効的に今年度事業実施ができるよう、またいろいろな活用の方法も検討いただきながら、事業を継続していただければというふうに思います。

通告というか、申出には２つだったのですけれども、もう一点質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）いいです。

○５番（山田みどり）いいですか。

○議長（安原賢一）はい。

○５番（山田みどり）ありがとうございます。すみません。一般会計予算ではなくて、第２号、第３号のほうなのですけれども、特別会計のところです。中之条町国民健康保険特別会計、それから後期高齢者医療特別会計予算について質問というか、自分の意見を申し述べたいと思います。

これは、今子ども・子育て支援ということで、政府は現役世代の負担軽減として子ども・子育て支援金をということでこの中に計上されているのですけれども、事もあろうに国民健康保険、それから後期高齢者医療保険というところ、そのほかにも全ての保険制度に医療保険を上乗せして徴収をしています。財源として、なぜこの脆弱な保険制度を通じて国民に徴収して、押しつけるのかというところで、非常にこのへんのところが理解ができないというところです。医療保険という目的で徴収しているのに、少子化対策という、また違う、別のものを流用するということ自体が非常に間違っているのでないかなというふうに思います。また、これがすごく危惧されるのは、この流用が可能であれば、保険制度を違う、様々な形のここのところが足りていないから、この国保から流用しようと、そういうようなことも可能にさせてしまうようなことになるのではないかなと、本来すべきはやっぱり国保とか後期高齢者医療保険って非常にやっぱり今、制度的にも非常に不安定だというか、今制度的にも見直しが必要なのではないかなと、しっかりこの制度のところを再構築して、制度の見直しをすることのほうが最優先事項であるのにもかかわらず、こういう国民に負担を押しつけるというのが非常に私としてはなかなか理解できないところであり、こういう国の方針に対しては反対の立場なのですけれども、前提としては、この事業は本当に職員のみなさんが、保険事業としては本当にご苦労されて、いろいろやっていただいているということは大前提です。保険事業に対してのそういう職員のみなさんの取組に対しては感謝と敬意を申し上げるところなのですけれども、本当に国がこういうふうな形で押しつけをしてくるというところでは非常にこういう流用がさらに広がっていく可能性の危惧を覚えるのですけれども、答弁をするというのがなかなか難

しいかもしれませんが、町長のお考えを伺えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）山田議員もご存じのように、これ地方自治体、特に中之条町のような自治体とすれば、もうこの状況は本当に職員も町民のみなさんの状況を見ながら、一生懸命予算をつくっているということはもう本当にご理解いただいて、本当にありがとうございます。これはあくまでも国のことでありますので、どうしてもやはり単独の町でできる事業ではありませんので、国の状況というのはそういう状況なので、なかなか地方自治体の予算の中からすれば非常に厳しい状況の中にありながらも国も厳しい状況にあるのでしょうけれども、ぜひ地方の状況というのを、国としても見ながらやっていただければありがたいというような気持ちは持っております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）すみません。答弁いただき、ありがとうございます。本当に国のやっていることなので、この職員のみなさん、また町長におかれましては非常に苦慮しながら予算を組まれているというところは重々承知をしております。ただ、一方でやっぱりこういうことが広がっていけば、本当に町民生活にも影響が出ますし、ましてややっぱり職員のみなさんの事業実施に対しても非常にご苦労なされることにつながるのではないかなというふうに思いますので、このところではちょっとこの予算編成については非常に疑問を感じているところではありますけれども、全体の予算としましては、一般会計予算としましては、町長とやっぱり町民の生活に寄り添った予算が組まれているということは重々承知しています。様々な施策、拡充、また新規の事業においても非常に町民の生活にしっかり耳を傾けていただいている予算の計上に立っているなというふうに感じています。引き続き、町民の生活にしっかり寄り添い、そして持続的な町の予算はずっと継続、町事業は継続していきますので、そういったことを考えて、私どもも一緒に知恵を出しながら頑張っていきたいと思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

（休憩　　自午前１０時５８分　至午前１１時１４分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）６番、佐藤力也さんの質問を許可します。６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）それでは、通告では３つ質問をしたのですけれども、２点については担当課との話合いで取下げということと、あともう一点は原沢議員のほうで一般行政経費、観光事務費のほうをやっていただいたので、そこも削除ということで、１点、原沢議員がやりました観光事務費の委託料というところで確認だけ１点させていただいて、終わりにしたいと思います。

課長の答弁では、10年間というところを目安に考えていくということでしたが、まずこの計画の期間というところは、今日朝来たら、この中之条町のまちづくりビジョン、中之条町総合計画の第

７次構想という冊子を頂きましたけれども、この中の重点目標を想定するところの個別計画というところの位置づけということでよろしいのかなと思うのですが、それでよいかというのが確認と、あとはこれ10年間のスパンでこの計画をやっていると思うのですが、この個別計画もそれに従っての令和８年度の計画策定でそこから10年ということなのか、これは調査委託費なので、調査が始まって策定してからの10年なのかといったところ、そういった策定期間の確認をしたいと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

最後に、それでその策定をするということになるときに、調査して、策定するにあたっては、策定委員会みたいな、そういった組織づくりがあるのかというところをもしお考えがあれば、お聞かせいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

上位計画としますと当然総合計画ということになりますので、こちらの個別計画の中に観光振興計画が入ってくるというふうに思っております。

期間につきましては、単年度でいけるか、２年にまたがってしまうか、それはまだちょっと未定でございますので、10年の期間ということで考えさせてもらっている開始につきましては、計画が策定された年度ということで今考えております。委員会につきましては、当然委員会のほうは立ち上げをさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）続きまして、７番、関美香議員の質問を許可します。７番、関さん

○７番（関　美香）そうしましたら、申出書に従いまして４点質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、予算書117ページ、帯状疱疹予防接種補助金についてお伺いをいたします。県内の任意接種に対する補助金額の状況を見てみますと、生ワクチン１回4,000円、不活化ワクチン１回当たり１万円の補助を出している市や町も見られますが、中之条町においては、今年度と同様生ワクチン１回3,000円、不活化ワクチン１回当たり5,000円の補助金額を計上された経緯についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）保健環境課長の小池です。議員のご質問にお答えいたします。

現在帯状疱疹ワクチンの定期接種は、国の制度として65歳から100歳までの５歳刻みの方を対象に実施しております。生ワクチンについては4,500円、不活化ワクチンにつきましては１回につき１万1,100円の補助を行っており、これにつきましては、国からの費用に対する補填もいただいている状況です。

議員お尋ねのワクチン接種、町単独のもの、こちらにつきましては、主に50歳以上の町民に対し、任意でワクチン接種を行った方に町が独自の補助をしているものです。基本的には、先ほど申しました65歳から100歳までの５歳刻みで実施している定期接種のご利用をお願いしているところでは

ございます。しかし、少しでも早く受けたいとか、該当の５歳刻みの年齢になるまで待てないという方がいらっしゃいますので、そういった方につきましては、生ワクチンで3,000円、不活化ワクチンで１回5,000円の補助を用意しているものです。

なお、この補助は定期接種が始まる前から任意の接種に対して、中之条町では生涯に１度の補助ということで実施してきておりますので、ある年度から急に補助率等を大きく変えると、既にご利用された方との間に不均衡が生じてしまいます。

また、接種が利便性を優先するような形になり、町単独事業の任意接種にのみの接種が偏ってしまいますと、こちらには国からも補助もいただけず、町からだけの負担となってしまいますので、こうした状況から令和８年度予算は令和７年度と同額にしたような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）経緯についてご答弁をいただき、来年度の任意接種の補助金額については理解をいたします。しかしながら、一般的に生ワクチンの費用は4,000円から9,000円程度、不活化ワクチンの費用は１万円から２万2,000円程度で、２回接種が必要なため、高額となります。先の見えない物価高騰の中、高額の費用を捻出するのは容易ではないと考えます。不活化ワクチンは高額でありますが、安価の生ワクチンと比べると発症予防率が非常に高く、10年後も効果が持続するとのことであります。そして、50歳以上発症率が急増するとのことからも任意接種に対する補助金額については、今後拡充を望むところであります。また、郡内の町村とも連携を取って、連携を図っていただき、この件について調査研究していただくようお願いをいたします。

続きまして、質問させていただきます。予算書127ページ、塵芥処理事業に関連し、使用済みリチウムイオン電池の回収についてお伺いをいたします。来年度から塵芥処理事業が住民課へ移管されますが、それに伴い、これまで保健センターに設置されていた使用済みリチウムイオン電池回収ボックスの設置は来年度どのようになるのか、お伺いをいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）お尋ねいただきましたリチウムイオンバッテリーなのですけれども、こちらのリチウムイオンバッテリーをはじめとした小型の充電式バッテリーにつきましては、現在基本的には製品を購入したお店に引き取っていただくよう町民のみなさんにお願いしております。ただし、議員おっしゃるように、町でもリサイクルマークつきの小型の充電式電池、こちらにつきましては回収している状況でございます。回収したものにつきましては、一般社団法人ＪＢＲＣという引取りをしてくださる業者に有償で引き取っていただけるような状況でございます。この仕組みにつきましては、令和８年度におきましても現在の窓口の保健環境課から新たに設置されます住民課に移して、変わらずに実施する予定でおります。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）この使用済みリチウムイオン電池回収ボックスの保健センター設置について、これまで町民への周知が十分ではなかったと感じております。来年度から住民課への設置についてはこれ周知が必要だと思いますが、その点についての見解をお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（小池宏之）ちょっとご質問の部分からはずれてしまうのですが、つい最近各家庭に３月の全戸の回覧でお知らせさせていただいたのですが、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、こちらにつきましては、吾妻東部衛生センターに平日の９時から16時半まで、それから第１、第３日曜日の午前中９時から12時にお持ち込みいただければ引き取っていただけるようになりましたので、こちらもぜひご利用していただきたいと思います。また、電池だけ取り外しづらいではないかというようなものもあるかと思うのですが、そちらにつきましては、通常の燃えないごみとしてごみステーションに出していただけるということも併せてご案内していますので、こちらの方法もぜひご利用いただければと思います。そして、こうした新たな回収の方法と併せまして、町での住民課での新しい窓口になること等のことに関しましても広報等で今後ご案内させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）近年ですねリチウムイオン電池による火災事故が全国的に多発をしております。東部衛生センターに確認をしたところ、東部衛生センターではまだこのリチウムイオン電池が原因の火災はないとのことでありますが、事故を未然に防ぐため、中之条町においても町民のみなさんがリチウムイオン電池を適正に処分することが必要と考えております。使用済みリチウムイオン電池の回収ボックスについて、住民課設置の周知をぜひよろしくお願いをいたします。

　続きまして、予算書159ページ、四万清流の湯運営管理事業についてお伺いをいたします。女湯浴槽改修工事費が247万5,000円計上されておりますが、工事の時期と工事期間はどれくらい予定しているのか、お伺いをいたします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）関議員のご質問にお答えをいたします。

　改修工事の工事時期でございますが、前後はあるかと思いますが、閑散期と言われる６月から７月を予定しております。工事の期間におきましては、おおむね２か月程度を予定をしております。いずれにいたしましても、委託先であります四万温泉協会と調整を行いながら、工事の準備を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）工事の予定について確認をさせていただきました。今年度は、１月13日からやはり２か月間をかけてろ過装置の更新工事が行われております。この工事について、来年度の運営において、どういった効果が現れるのかお伺いをしたいと思います。このろ過装置の更新工事につい

ては、産業建設常任委員会の中でも少し触れた部分あると思うのですけれども、確認の意味を含め、ご答弁をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）ろ過器の更新における８年度以降の効果でございます。更新前は２台のろ過器で、４か所の浴槽を管理しておりました。事故がありますとどうしてもどちらかを止めざるを得ないということで、臨時休館ということが多くありました。今回の更新工事でろ過器を４台、４系統の更新工事をさせていただきましたので、４か所が単独で管理可能ということになりますので、事故や故障等発生した場合にその浴槽のみ止められるということが可能となっておりますので、今までよりは休館のですね日数を抑えることが可能になるのではないかというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ろ過装置を改修したことにより、今年度よりは来年度に向けて休館が減るのではないかというところを確認をさせていただきました。清流の湯は、設備の経年劣化と課題を抱えていると認識をしております。また、町民の方から「休館が多い」とのお声も頂戴をしていることから、さらに先ほども同僚議員からもございましたが、本当に世界的な情勢が大変不安定で、燃油、また電気料とも今後高騰も考えられますので、四万清流の湯の運営については今後も注視をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になります。予算書169ページ、中之条ガーデンズ運営管理事業についてお伺いをいたします。今年度１月14日から３月27日まで美野原食堂においてアフタヌーンティーが提供されていると認識をしておりますが、来年度の提供についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課長（山本嘉光）ご質問にお答えをいたします。

今年度５周年記念の新たな取組といたしまして、冬季における集客の確保等も併せまして、初のアフタヌーンティーということで、１月の14日から３月の27日まで美野原食堂にて実施をしております。

今回の販売実績でございますが、昨日までで合計81点、売上金額は多くありませんが、12万1,500円ということでございます。令和８年度におきましても冬季の期間におきまして、同様のケーキを予定させていただく予定でございます。

２年目の目標といたしましては、今年度１月からということでございましたので、12月中から提供できるような準備を整えたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）このアフタヌーンティーの提供については、私も12月定例会議の一般質問において提案をさせていただきましたので、３月初旬にアフタヌーンティーを実際味わってまいりました。

リンゴのスイーツを使ったスイーツをおいしくいただき、コーヒーもお代わり自由で、これ最高でした。早速町内に住む友人たちにＳＮＳで写真を送ると、「素敵なカフェが自宅の近くにあってうれしい」との返事をみなさんから頂戴しております。このように女性はカフェを好む傾向があります。中之条ガーデンズの集客アップにおいては、カフェという視点は重要であり、アフタヌーンティーの提供、大変有効であります。先ほど課長から今年度は１月からだったけれども、12月からの開催を考えているというところで、本当に来年度の取組に期待をしているところでおります。このカフェの視点というところで、町長、何か見解をいただけたらお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）喜んでいただいて、本当にありがたいと思います。職員もガーデンズの集客について、本当にアイデアを出して頑張っていただいておるところであります。

今課長のほうから話がございましたが、今回これ初めての事業でありますし、12月、１月、２月、３月というのがなかなか閑散期で、お客様がおいでにならない。けれども、それをまた活用するのも一つのアイデアだろうという形で、町長就任してからその12、１、２、３、ここの集客を何とか上げるような、そういった事業を考えていこうではないかという話をさせていただきました。職員もそういったことに目を向けていただいて、今回そのアフタヌーンティーをやっていただいたり、あるいは冬のときには薪を燃しながら、あそこで少しお茶を飲むような、いろんなことをして、ガーデンズにみなさん、町民の方も含めてそうですけれども、おいでいただくと、とにかく閑散期に人を寄せなければ、これからの来園者が増えていかないだろうと、夏がまた７月、８月、極端に落ちるのです、暑くて。ここは、逆に花みどり館を使って、子ども縁日なんていうのを考えていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんとお孫さんが来て楽しんでいただけると、年間を通して、やはり少しでも集客アップ、特に閑散期の集客をアップしようということで考えさせていただきました。これ本当に職員の努力だと思っておりますので、議員にお褒めの言葉いただいて、私の方からも職員を励ましていきたいと思います。それだけ女性の方が好んでいるということは、これからまだまだ伸び代があるのかなと、こんなふうに思っておりますので、これからも一生懸命鋭意努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）これ、３月27日で終了してしまうということで、私、これ予約が必要ということで、４月に行きたいなと思って予約したのです。そうしたら、３月27日で終わりだということで、大変残念だななんて思っていたのですけれども、そのところは本当にやっぱりこれから集客がどんどん花の時期によって上がってくるので、そこの整合性というのはやっぱりあるのかなと、また町長がおっしゃったように、閑散時期の集客アップというところで、本当に職員のみなさん、鋭意努力されているところ、本当に敬意を表したいと思います。

今後の中之条ガーデンズ集客アップに対する取組、私も期待をしておりますので、今後も見守っ

てまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）何点かお伺いいたします。

予算書の30ページに入る前に、なかなか100億を超えてからの予算が100億切れないと、外丸町長の思いとすれば、100億切りたいのかなという感じもしますけれども、繰入金も若干増えておりますし、難しい運営かなというふうに思います。内容については、９月の決算でまた機会があればやらせていただきたいというふうに思います。

また、長年にわたり議会でお世話になった課長さん方、今日で最後の方々の全課に質問したかったのですけれども、なかなか時間もないので、集約して何点か質問させていただきます。

それでは、まず30ページの、非常に金額少なくて申し訳ないのですけれども、昨年も同額入っています。木質バイオマスボイラー代替燃料費負担金2,000円、内容を教えていただけますか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）金額は少額なのですけれども、こちら先ほど同僚議員からも出ました四万のバイオマスボイラーがまだ稼働できないということでありましたので、もしそれが生じた場合には相手方の企業から補償ではないですけれども、代替の燃料代ということでいただくような、そんな計上になっております。それはケース・バイ・ケースで、あくまでも2,000円で計上してあるのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）恐らく2,000円ということはなくなるのかなというふうに思いますけれども。

続いて、その下のほうにチャツボミゴケ公園直売所収入で10万円計上されているのですけれども、初日に指定管理の採決をしたと思うのですけれども、そのへんとの整合性でちょっと説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）冨沢議員のご質問にお答えいたします。

チャツボミゴケ公園の直売所の収入10万円なのですけれども、今現在チャツボミゴケ公園のグッズを作ったものがございまして、かばんとか冊子、そういった以前ちょっと作らせてもらったものの販売を一応お願いもしているところもありますので、そちらのほうもし売れた場合には収入になるということで10万円入れさせていただきました。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）理解できました。

続いて、56ページ、また金額が非常に少なくて申し訳ないのですけれども、委託料の中で、駅前作品銘板制作業務委託料とその下に渋川市境界看板撤去業務委託料、内容を教えてください。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）ご質問にお答えいたします。

まず、駅前作品銘板制作業務委託料につきましては、本年度中之条駅前の北側ロータリーの部分にアート作品を制作、設置させていただく事業がございます。昨日完成となりまして、町長検査がありました。検査合格ということで、御覧になっていただければと思います。その作品には作品名や作者名が今現在表示されておりません。予算で発注した中では、その銘板については、仕様書の中に入っておりませんでしたので、新年度におきまして、作品名、作者名を表示したものをそのアート作品の部分に設置したいというものでございます。

それから、２番目の渋川市境界看板撤去業務委託料につきましては、小野上地区から中之条町に入って、昔の風景、ともいき、今うた種というお店があると思うのですけれども、その手前の本当に中之条町に入ってすぐの山側に花の写真の看板がございます。その看板が少し腐食してきておりまして、ちょっと斜面にもなっているところですので、職員が年間何回か草刈りにも行っているのですけれども、腐食もしておるし、ちょっと危険な場所、また沢がありまして、蛇もいるということで、いっそのこと撤去したいということで今回予算計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）あの看板って逆側なので、もともと設置したときから有効利用されていないような場所ですよね。何であそこにつけたのか、ちょっと私も不思議だったのですけれども、蛇がいるのでは気をつけて撤去してもらうようにお願いします。

続いて、62ページ、これ何度か私質問させてもらっているのですけれども、いまいちちょっと理解できないので､質問させてもらうのですけれども､六合ケーブルテレビの関係なのですけれども、たしか何年か前に六合のみなさんにご負担いただいて、光ケーブルを入れて、ひかりＴＶで受信できるようにしたと思うのです。六合ケーブルテレビのこういうお金がなくなるのかなと思って質問させてもらったら、何か説明受けた記憶があるのですけれども、また毎年のように上がっているのですけれども、これずっと上がってくるものなのでしょうか。もうやめようとか発想がないのか。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）六合ケーブルテレビの関係でお答えいたします。

今現在くにっこチャンネルという六合ケーブルテレビのチャンネルを運営していますものですから、どうしてもその関係でテレビのほうの機器の入替えや修繕やらが出てしまうということで、こちらのほうの予算のほうを入れさせていただいているものになります。こちらのほうのくにっこチャンネルのほうも今後いろんな面から検討していかなければならない。いつまで続けるのだというような声もございますので、検討させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）くにっこチャンネルやめろとかそういうことではないのだけれども、六合全体に光ケーブルが引かれましたよね、何年か前に。六合の方々だけ見られるではないですか、今って。何でユーチューブとかそういうところでアップして、中之条の町民みんな見られるようにしないのか、無理にお金ばかりかけて、六合の人だけのテレビにしているのか、不思議なのですけれども、そのへんどうなのでしょう。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）一応くにっこチャンネルだけではないのですけれども、六合地区のほう、テレビの受信がなかなか難しい難視聴地域みたいな形で運営させていただいておるものですから、アンテナを１つ、正確に言うと２つなのですけれども、暮坂と田代原の、そちらのほうで受信して、民放のほうもそちらのほうを使って、六合地区の皆様に提供しているものですから、どうしてもそちらのほうの費用はかかってしまうということになります。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）やっぱり分からない。光ケーブルをそのために入れて、ひかりＴＶに切り替えたわけですよね、何年か前に。切り替えないで、今までの受信方法で見ている方が何人かいるから、どうしても残るのだ。その方々にほかの方々と一緒のようにひかりＴＶで受信してもらうことはできないのですか。

○議長（安原賢一）六合支所長

○六合支所長（油井文男）今のご質問のほうの回答なのですけれども、私のほうもちょっと違う認識で申し訳ございません。インターネット回線のほうと現在使用している通常の回線のほうですか、通常というか、アナログ回線のほうの２つ、流すことで今運用しているところです。それなので、インターネット回線を使って、テレビを見られる環境も整えてはあるのでしょうけれども、またそちらのほうに移行していない……すみません、訂正します。両方とも光回線でした。すみません。その光回線のほうを使用するための機器ですか、そちらの方のどうしても維持管理に必要な経費がかかってしまうので、こちらのほうの金額で載せていただいておるところでございます。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）よく分かりました。後でもう一回説明しておいてください。

次に行きます。71ページ、美しい村連合の関係なのですけれども、当時入内島町長時代に思い入れがあって始めたのかなというふうに思うのですけれども、最初の頃は結構実績とか交流したとかいろいろ報告あったのですけれども、ここ何年かもう何をしているかも分からないような状態で、果たしてまだこのビレッジ協議会に、中之条町としては２か所残しておく意味があるのかどうなのか、そのへんちょっと説明をお願いします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）まず、伊参ビレッジ協議会につきましては、野反湖の笹刈りに伊参地区の方が協力で事業として行っております。また、伊参地区におきましては、沿線の幹線道路の枝落としというのですか、枝切りというのですか、も行っているようでございます。伊参地区、六合地区とも、美しい村連合につきまして更新をしておりますので、次回の更新までにはまたいろいろ考えなければならないかと思うのですが、今現在は協議会は活動している状況でございます。

活動の内容につきましては、年１回、年度が終わった段階で報告をいただいております。六合ビレッジ協議会におきましても野反湖の笹刈りを中心に活動しておりますので、例年同様の補助金を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）そういう細かな活動は私も地元なので、把握はできているのですけれども、昔はもっと世界中の協議会のところに、会議に行ったとか、いろいろ報告あったのですけれども、交流していないのかしているのか知らないけれども、そういう報告が全くないような気がするのです。中之条町として、この美しい村連合に加入していてメリットがあるのかどうなのか、随分抜けている町も出てきていると思うのです。番号が大分飛んできていますから。例えば両方のビレッジ協議会が残っていて、例えば野反湖の笹狩り行ったり、支障木の伐採したり、そういう活動は別に自由なのですけれども、この美しい村連合に加入して金を払う意味があるのかなというのがすごく意味が分からないです。活動自体はいいのですけれども、そのへん世界中で今ちゃんと活動しているのかどうなのか。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）美しい村連合として、本部のほうでは全国のいろんな事業、東京ですとかいろんな地区で事業を開催しております。ただ、伊参ビレッジ協議会、六合ビレッジ協議会のほうでそういった交流事業に参加していない状況でございます。年１回の通常の総会、定期総会につきましては出席をしておる状況ではございますが、そういった交流事業については今現在参加していない状況ではございますが、令和10年、11年度と、中之条町が関東中部ブロックということで、長野県、岐阜県、静岡県と、あと栃木県ですか、そういったブロックの県の事務局を輪番制で引き受けることになっております。この10年、11年は率先して、町としてもいろんな物販といいますか、そういったイベントに参加して、町の特産品を販売するようなことにはなると思いますので、また令和10年度、11年度に向けて、そのような準備を進めなければならないとは思っておりますが、今現在は交流事業は特に行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）分かりました。どうせやるのならしっかりＰＲしてもらって、やらないのならや

めてもらって、お願いします。

最後、予算書の141ページ、どうせ質問するだろうなと思っていたらしいけれども、ぼうけん砦の関係なのですけれども、委員会報告見させてもらいました。若干滑り台を修復する、アスレチック部分は壊して運用するような説明があるのですけれども、予算的に1,800万ですよね。何も造らないのですか。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）この1,800万の経費は撤去に係る経費でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）1,800万です。建設課長、ちょっとお伺いしたいのですけれども、空き家の解体補助金出していると思うのですけれども、大きさによっていろいろ違うでしょうけれども、例えば50坪ぐらいで総額幾らぐらいの解体費用で上がりますか。

○議長（安原賢一）防災安全課長

○防災安全課長（篠原　充）今こちらのほうで細かい資料がないので、正確な金額は答えられないのですけれども、坪５万とか６万とか７万とかという形にはなろうかと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）そうですよね。大体50坪ぐらいで300万ですよね。1,800万です。何軒分壊したらいいのか。解体費用って大体重機とか、あと産廃料と、大方が人件費だと思うのです。例えば年収600万の人が１年間３人かけて壊しても1,800万なのです。異常な数字だと思うのです、私、これ。これ壊さないで修繕した場合、幾らの見積もりで上がってきていますか。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（飯塚和子）修繕についての見積もりは今手元に資料がございません。

以上です。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）公園法で年１回以上の点検しろというのはもう義務になっている。私も承知しているのですけれども、その点検業者が修理しなければいけないということはないですよね。どこでも修理はいいと思うのです、ここは直しなさいというところ直す場合。1,800万の予算を持っていることは非常にありがたいので、持っていてもらっていいのですけれども、例えば地元の職工組合とか大工さんとか、これ1,800万で直してくれと言ったら直してくれるのではないかなと、私勝手に思うのですけれども。今日は、すみません、勝手に朝、あそこ立入禁止のところ入らせてもらって、随分草波つけてしまって大変なことになったのですけれども、柱何本か立っていて、大型のフレームが鉄骨でつながっているような、非常に複雑な、直すには大金かかる。壊すにはそんなに金かか

らないようなものなのですけれども、町長、これ壊す前提でいかないで、地元で直せるかどうかの検討、まず予算持ってもらって結構ですから、ちょっと検討してもらいたいのですけれども。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）正確な数字は農林課長持ってないようですし、私も持っていないのですけれども、修繕をしたらどのぐらいかかるだろうという安全点検をさせていただいたときに、修繕のほうがやっぱりかかるのです。あそこの場所、やっぱり有効活用するのに、まずはどうしようというので、少しずつ直したのです、何年か。あまりにもお金がかかってしまうので、全体的にどのぐらいかかるのだよという話したときに、少しずつ、やっぱり木造なものですから、あれガット・ウルグアイ・ラウンドで造ったやつなので、もうかなり古いのです。木造のところがみんな下のほうが腐食してしまっていて、もし子どもさんの事故があったら困るという話の中で、では修繕できないかというので、調査したら、とても修繕には莫大なお金がかかると、だとすれば滑り台は残して、使えるものは残しながら、やっぱり撤去するものは撤去したほういいだろうという見積もりの中で、修繕のほうがやっぱりお金がかかるという、そういう状況が出てきたものですから、今回はあそこのところ撤去しようということで予算計上させていただいたという経緯もあります。数字的には持っていないので、幾ら幾らと言えないのですけれども、そんなことがありました。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）恐らく遊具業者に見積もり取れば、そういう多額な金額になると思うのです。私は、地元の大工さんにお願いしてみたらもうちょっと安くできるのではないかなという発想なのです。確かに、ちょこちょこ、ちょこちょこ直した跡があるのです。こんなに、こんなに金かかったのかなというような修理の仕方しているのですけれども。今現在使うには非常に危険な遊具かなというふうに私も感じます。高山村の道の駅に遊具ができましたよね。あの遊具が目標にしたのがたけやま公園なのです。中之条に負けない公園を造ってやろうという公園を高山は造ったのです。その模範的なシンボルが壊されてしまうのは、私本当に地元として悲しくて、何とか使える方法を模索していただきたいのと、もし壊してしまうのだったら、町長知っていますか、傾斜に人工芝敷いて、夏でもそりができるようなのがあるのです。ああいう金がかからないのでもいいので、あそこ更地にするのだったら、子どもがちょっと寄っていけるような施設にしていただきたいなと思うのですけれども、そのへん最後にお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるとおりだと思うのです。壊したままで、泥のままおいてというのは、私なんかもやっぱりあそこは伊参のシンボル以上に中之条のシンボルという場所なので、子どもさんもいらっしゃったりしますし、今回指定管理でお世話になるのですけれども、滑り台は残せるだろうという話の中で、壊したらそのまんまって、やっぱり壊した跡地も考えていかなければならないと思うのですよね。とにかく木造で造ったというのが今のいろんなところ遊具をちょっと見させ

てもらって、藤岡のほうを見に行ったことがあるのですけれども、今部材が木造ではなくて、割合さびに強いような、そういうものを使っているものが多いのです。ですので、そういうことも踏まえながら、今いいご意見いただいたので、仮に撤去した場合、その後の利用もやっぱりこれ検討していかないと、ますますその道の駅の利用が減ってきてしまうと思いますので、そのへんは冨沢議員にまた、専門家ですから、いろいろご指導いただきながら、検討していくことはこれからも進めていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）９番、冨沢さん

○９番（冨沢重典）ぜひ以前のように子どもたちがたくさん集まるような施設にしていただきたいのと、実はこれ中之条幼稚園なんか、所管だから、別にというわけではないのですけれども、遠足で楽しみにしている場所なのです。今遊び場所がなくて困っているのですけれども、ぜひガーデンズに行ってもらえばいいと思うのですけれども、是非またそういう中之条の子どもたちが集まれるような施設にしていただくことをお願いして終わりにします。

○議長（安原賢一）ほかに質問。10番、関さん、途中でお昼で切ってしまってもいいですか。

○10番（関　常明）そんなに長くやりません。

委員会でもちょっと話をさせてもらったのですが、同僚議員も話をしているのですが、地方財政を取り巻く状況というのは厳しくなっているという話は全員の認識だというふうに思います。これ地方財政だけではなくて､国の財政もちょっと間違うとえらいことになるのかなという､たぶん10年前だとかそういう時代のことを考えると、こういう状況というのは想定できなかったのだというふうに思っています。みなさんの議論聞かせていただくと、外丸町政に対して、みなさん好意的ですよね。町長はどう思っているのか知りませんけれども、そういう印象を受けるのですけれども、今まではそうではなかった町長もいたので。それはどっちでもいい話ですけれども。

まず、１点目は今の１次産業。１次産業の話をすると、町長、長くなるのですが、農業、林業、これやっぱり補助金がなくなると、その中身の話はちょっと置いておきますけれども、えらいことになるのかなという感じもします｡やっぱりここを基盤に考えて､予算編成もしていただかないと、将来的にちょっと立ち行かなくなるし、農業についてはもう本当にぎりぎりの状態、それから林業はもう森林所有者が忘れてしまっていると、自分の山があるという意味でというようなこともあるのですが、外丸町政、最終任期という意味、最終年ですので、まずそのへんの１次産業に対する思いを、予算編成にあたって、どういうふうに考えたのかというのをまず１点、最初に伺いたいというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）長くなったら、すみません。私も１次産業の従事者で、ずっと二十歳のときから生業をしてきたものですから、特に１次産業がここ20年、30年、40年と10年置きがもっと短くなるぐらい１次産業が厳しい状況になっております。特に世界情勢の話をさせていただきますと、いろ

んなものの購入、それから生産原価が上がってきているという状況にあります。加えて、もう私が申すまでもなく、令和の米騒動、そこに物価高騰が加わり、戦争が加わったということでありますので、１次産業のみならず、大変な状況であるということは産業界全部だと思うのですけれども、特に１次産業の場合、農業ということを捉えますと、これは食生活ですから、人間のまず第一歩の食を守るということから考えますと、やはりそこのところは確かに補助金を国からいただいてやらなければ、なかなか農業というのは立ち行かない、さりとてその農業が衰退していってしまうと、間接的には地域の災害も発生するということもありますので、やっぱり農地をしっかり保全しなければいけない、そして生産を高めていかなければいけない、食物自給率は40％穀物は切っていますから、そういう状況を国全体でやっていてもなかなかうまくいかないわけですけれども、町の行政を我々預かる身とすれば、少しでも認定農業者、あるいは小規模農家がいろんな制度を使えるように新しい補助金も創設をさせていただきました。拡充をさせていただいたり、運用できるような、そういう補助制度をさせていただいたり、耕作放棄地をなくそうと、これは未来戦略ミーティングの若い方々からいただいた意見でありますけれども、そういう形で農地を少しでも保全をしていこう、それが地域を守る原点にあるのだと、農業の場合は例えば田んぼの場合はミニダムの役目を果たしていますから、田んぼがなくなれなくなるほど災害が増えます。これは昔から分かっていることです。これが下流の地域にもやはり山手の方々が水田を確保して耕作をしていることによって、大雨が降っても一時は田んぼで、それからだんだん流れるということがありますので、農業の場合は食を守るのと地域を守ると、この２つの大きな役割を果たしているのだと思うのです。そこに加えて、木です。林業の場合は水源涵養林ということがありますから、これが丸坊主になってしまいますと、水が出なくなります。今回一番心配されるのは、これだけの小雨で、それで雪が降らない、恐らく４月、５月の水がなくなるだろうということが想定されます。これは、人間にとって、農業、あるいは林業というのは生活をしていく上で非常に大切なことなのです。この林業を今回補助金も３倍アップさせていただきましたけれども、こういったことの中で皆伐した後、しっかり植林をして、林業を回していく、これは組合長さんに対して言う話は本当に申し訳ないのですが、そういった形で山を回転させていくと、古い杉林ならいいですけれども、杉やぶにしないで、杉林を造成して、そして水源涵養、それから二酸化炭素のCO_2もありますから、そういった面からすると、人間の生活にとって１次産業って極めて大事だというふうに思っています。ちょっと声が大きくなって申し訳ないのですが、やっぱりそれだけ町としても今回業者に対しての３倍増で一気に上げさせていただきました。これもやはり中之条に住んでいらっしゃる方の生活を守るには大切なのだと、林業者に対しても大切なのだろうということも考えました。木材活用センター、これにつきましてもやはり林業実践学を、あるいは森の学校、それと北区との森も、これも都会の方が田舎の山がどのくらい私たちにとって生活を支えてくれのだということを教育するのも、やはりこれは教育にも１次産業が関わってくるものです。そういった思いが強いですから、やはりいろんな面で予算編成の

中で金額は些少かもしれませんけれども、少しでも農業者の方が少しでも希望を持てるような、そういった形をやはり考えていかなければいけないなと、おととし国からの交付金を使いまして、農業者の方に少し補助をさせていただきました。そういった事業をやって、中之条は農業者の方に農業を守っていただいて、地域の原動力だと、地域の自然も守っていただくのだ、災害を防いでいただくのだ、嫌になって、俺は米作るのをはあよすべえやという気持ちにならないように、町としてはこれからも支援をしていければと、そんなふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ここで休憩にしていいですか。

（「ああ、いいです」の声）

○議長（安原賢一）それでは、ここで暫時休憩とします。再開は１時とします。

（休憩　　自午後零時０３分　至午後１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）10番、関さん、お願いします。

○10番（関　常明）なかなか訳の分からないこと言っているということで評判がよくないので、手短に終わらせていきます。

そういうことでお辞めになる課長さんもいるということで、課長のところの直接的な話は避けて、外丸町政のある意味最終回で、事務的にはもう一回予算編成をさせていただくのですが、いいや、その話は。中身に入ります。３年、実質４年間になるわけですが、町長として目玉という、もちろん予算が限定になりますから、そういうことなのですが、目玉となる事業というのはどういうふうに考えているのかということで、もう１つ。

それから、総務課長を辞めた課長さんに私、聞くのですよね。「中之条レベルの町村の総体予算ってどのくらいがあれだと思う」と、辞めてしまうから、言いますよね。そうすると、70とか80ぐらいが適切なのではないですかと、もちろん自分の考えですよね。それは、もちろん地域の近隣のエリアの町村も含めて考えているということだというふうに思います。これから厳しくなって、そういう時代が必ず来るというふうに思っていますので、そのへんを目玉の問題と、それから予算総額の問題、区切りですから、そのへんをどう考えているのかというのを聞いて終わりにします。

以上です。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）就任したときがコロナが入ってきたというときでありまして、先ほどの答弁にもさせていただきましたが、就任当時、すぐ前任の方が本当に努力されたのですが、六価クロムの問題があって、木質の関係もあったということも踏まえながら、私のやりたいというか、考えた方とすれば、まず子育て支援を充実しようということで、子育て支援の支援策、これについては拡充し

たり、あるいは新設をさせていただきました。その後起きてきたのが予想もしていなかったのですが、私、危機管理室というのを先につくらせていただきました。危機管理室をつくりたいというのは、やっぱり安心して暮らせる町づくりを、これは基本だろうと、特に中之条町は面積が広うございますので、そういうインフラ整備も含めて、住んでいらっしゃる方が安心して暮らせるような町づくり、これを目指そうという形で危機管理室をつくった、もうその翌年に能登の大震災ということで、防災安全課を設置させていただきました。基本的には、先ほどの関議員にいろいろご意見いただきました１次産業、食べること、飲むこと、飲むというのは水のことですけれども、そういうことは大切ですけれども、やはり安心して安全に暮らせる、そういう町づくりを一つは掲げ、あるいはいま一つは少子高齢化、特に少子化でありますから、子育て支援をして、中之条町なら安心して暮らせるねと、学校教育、地域教育、それから家庭教育、みんなで子どもを育てる、そんな環境ができればいいなと、こんなふうに思いながら、子育て支援と安全、それと併せてはやはり地域が人口減少ですから、衰退していく中にあって、地域をいかに支えていけるかということで、すぐ補助金をつくらせていただいたのが県のクリーン作戦と同じような町のクリーン作戦版、これで少しでもみなさん方を応援して、燃料代の足しにでもしてもらおうということで、地域を地域で守るのだと、我々の地域は我々の地域で守るのだというものを行政として後押ししていく、そういった施策を考えていければという、そんな形の中で４年間歩んできましたけれども、そこへ何しろ予想もできないような物価高騰が来ましたので、この物価高騰に応じて、これは後の話にもしますけれども、予算がどんどん、どんどん膨れ上がってくると、町の交付金は入れなければいけませんから、入れれば、当然支出をする、そうすると自然に予算的に上がってきてしまうと、これが後々は国の予算を受け入れて出すには、町の財政調整基金も少しずつ崩さなければならないというようなことも加えてきました。そこへ来て、また紛争が起こりましたので、予想もできない。先ほど答弁に真っ暗な闇のトンネルに入って、明かりが全然見えないところに入ってしまったと、そういうような状況、こういうことを考えると、これから先は予測はできないけれども、いつもそういうことを念頭に置きながら、町民のみなさんに山田議員のお話もありましたけれども、いざというときには議員のみなさんにお力をいただいて、補正予算を組んで、少しでも町民生活を守れるような、そんな形で住む人にやっぱり優しく、そして昔の話ではありませんけれども、訪れる人にはやはり中之条はいいところなのだと、観光業をやはりしっかり支えて、私が議員になったときは45万人が四万を訪れていましたから、今32万人ぐらいですけれども、その観光業もしっかり支えて、お客さんに来ていただいて、中之条行ったら優しいよと、いいよというような観光、そして農業、建設もそうですけれども、あらゆる分野の産業を我々地方自治体が少しでも応援して、中之条でいろんな業務を営んでいただけるように企業も支援していきたいというふうに考えています。

それから、予算の話ですけれども、私議員になったときのやつをちょっとこの間見てみました。そうすると、80億切っているのです。あのときの人口は恐らく１万8,000人か9,000人いると思うの

です。当時の宮崎町長とちょっと話したときに、「どのくらいが適正なんでしょうかね」と言ったら、あの頃は80億ぐらいのところであれするのがということは人口がやっぱり違いましたから、あのときで80億を切っていました。ただ、ここのところでやはり冨沢議員にも指摘いただきましたけれども、100億超えてくると、なるべく少しでも歳出を抑えよう、だけど使わなければならないお金もありますから、そこへ国からの交付金が来てしまいますから、それを支出していくと、どうしても必然的に予算ですから、歳入歳出がそれぞれ一緒になってしまいますから。ただ、これから一番になってくるのは、やっぱり生活していく人をやっぱり守れるような、そういう国からの交付金をしっかり活用して、農業もそうでしょうけど、産業もそうですが、そういう方たちに交付金を活用した中で支援をしていきたいと、ただそれだけでは町づくりというのはなかなかうまく前へ進まないと思うので、やはり人を育成して、人材を交流して、人を育成する、子どもを育成する、そして観光業にも力を入れ、農業に力を入れて、相場的な話しているのですけれども、やっぱり町づくりというのは総体的に多方面でアンテナを張りながら情報を得ながらやっていかなければならないと、基本的には共創のまちづくりというのが私の基本的な考え方で予算編成をさせていただいております。４回させていただきましたけれども、これからも恐らくその予算ができれば、少しでも歳出を抑えていければいいのでしょうけれども、国の状況というのがなかなか想像つきませんので、思うような予算編成がなかなかできないかもしれませんけれども、やはり多方面にわたって町づくりに、これ町づくりというのは完成はありませんから、その状況に鑑みながらやっていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。12番、福田さん

○12番（福田弘明）今同僚議員に対しての答弁に聞き入ってしまっていて、同僚議員、いい質問してくれたなと思っております。たしか私が最初の外丸町政１年目のときだったか、私は積極財政やれと、「100億どうのこうのじゃなくて、町のためになるんだから、もっと積極財政して組んでくれ」と言ったことを思い出しました。私はですね、あっ、ちょっと横道それるのですが、確かに物価高騰といいますけれども、外国からお見えになった方々、開口一番、日本は物価が安いですね、円安、経済学者の中にはもう円安で日本は駄目になるなんて言う人もいたのですけれども、たしか私がもう二、三十年前は急激な円高で、日本の産業が一斉に中国とか海外に出ていきました。これでもう日本は終わりだと言う人もいて、円安になったのだから、そういう企業戻ってきているし、いいのではないのかななんて、いろいろ経済は見る人によっていろんな解釈があるので、そのへん難しいなと思っております。

横道の話はこれまでとして、同僚議員がいろいろ質疑をしていただいたので、１点だけ、町長のお考えをお尋ねさせていただきます。先ほど町長、子育て支援については重点的に取り組んだという話をなされておりました。今期におきましても住民福祉の分野で子育て支援事業というところで、入学準備応援費支給事業、これを今まで小中入学生は２万円とありましたが、高校等入学について

は２万円から４万円に上げていただいたということで、２万が４万になると非常にインパクトありますよね。町にお住まいの保護者の方やお子さんも非常にこれでうれしく思っている方がいらっしゃるななんて思っています。町長、これは恒常的に、今年だけではなくて、していくというお考えなのでしょうか、そのへんをお尋ねします。

○議長（安原賢一）ありがとうございます。私就任したときには、この準備金１万円だったのです。それをすぐ次年度の予算のときに２万円にしようと、やっぱり物価高騰でもありましたし、今若い人たちの給料がなかなか上がらないと、少しでも町は子育てに応援するのだよという話をさせていただいて、２万に上げさせていただきました。今回２万円を４万円にという話ですけれども、これは国のほうも今高校の授業料無償化とかそういうふうに踏み込んでいっております。高校生になりますと、小学校、中学もお金はかかるのですけれども、高校生になるとより一層遠くへ通ったり、近くへ通っていても、制服から始まって、いろんなものにお金がかかるということで、やはり地域で吾妻中央高校もあります。地域に通っているお子さんも外へ出て、他町村にお通いになる高校生さんも含めて、やはり費用はかかりますから、それで商品券を倍にさせていただいて、その商品券は町内で使っていただくのですが、その浮いたお金をできれば高校生の方たちの費用に、各家庭で考えてお使いになっていただければということで､やっぱり物価高騰というのもありますけれども、高校の授業料無償化という動きもありますので、高校生はお金かかるということから、こういった形で支援の拡充をさせていただいたところであります。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）私が何でこれからも恒常的になさるのですかと聞いたのは、高校入学というのは本人におきましても入学試験もありますし、小学校から中学校に上がるのとはまた別な世界へ踏み込むということで、非常に人生にとっても一つのポイントの時期かなんて思っておりまして、そういったところでこういった費用をつけていただけるのは大変ありがたいのですが、ただ私はこの４万円という結構大きな数字になったことで、もし仮に中之条町で中学で進学をしないという、社会に出るという方がいらっしゃった場合に、そのお子様や保護者はどういう気持ちをお持ちになるかなと、私はそのへんをちょっともう少し気配りをしていただいて、高校入学でなくて、例えば中学卒業というような形で町民の方全員に一つの節目としてやっていただけたらよろしいのではないかなと思いました。ただ、こども未来課長にお尋ねしましたら、今期102名の卒業生全員進学ということで漏れなくこの恩恵に預かるということなのですが、もし仮に恒常的になさるといったときに、そういった方が出たときに非常に張り合いの悪い印象を持ってしまうのではないか。私は、社会に出るのも非常に準備は要だと思います、高校入学するのと同じぐらいに。そのへん、町長どうお考えでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）そういったご心配もあろうかと思いますが、年齢ということで支給をさせていた

だくというふうな設定になっておりますので、どの世代になっても年齢で支給ということでありますので、そのへんはご理解いただければと思います。

それと併せて、やっぱり30，議員に言うのはおかしいのですけれども、出生率はもう今年は32名ですから、今群馬県でどんな動きがあるかというと、30日にあるのですが、今群馬県の知事が先頭に高校の在り方再編、こういったことがもう議題に上ってきております。一回会議したのですが、30日にまた吾妻郡の会議をするようになっています。やっぱり高校の在り方もうんと変わってくるのだと思うのです。おっしゃるように、進学する方もいれば、大学へ行く方もいれば、中学校から社会に出られる方もいる、それはこれからの時代、うんと変わってくると思うのです。今福田議員のおっしゃるように、住民福祉課長のほうからも細かく話はさせますけれども、一応年齢ということで支給ということですので、そのへんはご理解いただければと思います。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）年齢により支給というのでは、最初からそこに書いていただければ。たしか本会議冒頭でも高校に入学するというのはお金がかかるのでということを町長自らの言葉で述べていただいたので、てっきりここに書いてあるように、高校等入学というところを私は高校に入った方全員のみと解釈して質問させていただきました。

では、確認いたしますが、これは年ということは18歳ですか、18歳になられた方全てに行き渡るという制度であるということで解釈してよろしいでしょうか。

（「18じゃ高校卒業しちゃいますよ」の声）

○12番（福田弘明）そうですね。失礼しました。18では高校卒業してしまうということなので、では幾つになるでしょうか。

（「16じゃない」の声）

○12番（福田弘明）16ですか、15ですか。

（「15、16だよ」の声）

○12番（福田弘明）では、そのへんを詳しく課長のほうから答弁お願いします。

○議長（安原賢一）住民福祉課長

○住民福祉課長（山田行徳）すみません。名前がこういう名前なものですから、ちょっと誤解されるところもあるかもしれません。実際にはその年齢層の方、住民票で当たりまして、住所がある方、12月１日現在で住所がある方なのですけれども、全員の方に支給させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それを聞いて安心いたしました。町長の言うとおり、令和７年出生数30人台だということ、例年なら50人程度、それでも驚いてしまう出生数なのですが、まあ、それを聞いて安心

しました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）なければ、先ほどの答弁の中で、六合支所長と農林課長から説明がありますので、六合支所長からお願いします。

○六合支所長（油井文男）議長のお許しをいただきましたので、先ほどのケーブルテレビの関係の説明をさせていただきます。

ケーブルテレビ、まず最初になぜケーブルテレビが必要かとなると、六合地区、難視聴地域でということになるのですけれども、ＮＨＫ、民放を見るために、地上デジタル送信をしなくてはいけないということで、光ケーブルの維持管理をするために必要な費用ということになります。

それと、もう一点、インターネットを契約して、ＮＴＴの回線を使ってひかりＴＶが見られるのではないかというお話だったのですけれども、確かにひかりＴＶを見るオプションはございますが、今現在吾妻地域ですから、エリアはサービスの提供エリア対象外となっているために、そちらのプロバイダー契約をしてもテレビを見ることが今現在はできない。順次拡大していきますよということでお話はありますが、今現在はエリア対象外ということで、今の設備がどうしてもやっぱり必要になってくるということになります。

先ほどアナログと言ったのですけれども、アナログと同じように今現在地上デジタルの受信を行っているということの説明を私アナログと言ってしまったので、すみません。そちらのほうを訂正します。

以上になります。

○議長（安原賢一）また、後でよく課長に聞いてください。

（「はい。議長」の声）

○議長（安原賢一）いいですか。

（「はい、大丈夫です」の声）

○議長（安原賢一）農林課長、お願いします。

○農林課長（飯塚和子）議長のお許しをいただきましたので、ぼうけん砦の撤去の予算について補足の説明をさせていただきます。

まず、初めにぼうけん砦の概要についてお話をいたします。こちらのぼうけん砦ですが、平成14年に設置いたしました。当時の建設費は約6,800万円ということでございます。既に建設から20年以上経過しております。そして、構造につきましては、木造部分と鉄筋部分でできているような状況でございます。もしこれを修繕するとなると、幾らかかるかという問題でございますが、平成30年に遊具会社から見積もりをいただいているのですけれども、約4,100万円を超えた金額でございまし

た。

なお、この金額につきましては、重機の使用料や現場管理などのそういった経費が含まれない、そういった経費を含めない直接工事費ということでございます。この見積もりを参考にいたしまして、再度町のほうで計算し想定しましたところ、物価高騰もございますので、今建設するとなると１億2,000万円ぐらいかかるのではないかというふうに考えました。

なお、1,800万円の撤去の費用でございますが、設置した箇所が傾斜地であるため、重機が入らないということと、あと木造部分が腐らないように特殊な処理をした木でございまして、別途処理料が必要であるということ、また木造部分と鉄筋部分のつなぎがボルトなどでしてございますので、どうしても機械だけではできない、解体できない箇所があるということでございます。そのため、経費が上がったということでございます。

いずれにしましても、執行につきましては十分注意をして行いたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

（「議長、本会議でやることだから訂正しておいた方がいいと思うけれど、鉄筋ではなくて鉄骨だと思うのだけれど」の声）

○議長（安原賢一）鉄骨だよね、たぶん。

（「鉄筋と違うから」「すみません。ありがとうございます」の声）

○議長（安原賢一）よろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）それでは、別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第１号　令和８年度中之条町一般会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　令和８年度中之条町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号　令和８年度中之条町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　令和８年度中之条町介護保険特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　令和８年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　令和８年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号　令和８年度中之条町発電事業特別会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号　令和８年度中之条町上水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号　令和８年度中之条町下水道事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号　令和８年度中之条町農業集落排水事業会計予算について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第２４号　　中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎　議案第２５号　　中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

◎　議案第２６号　　中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎　議案第２７号　　中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

について

◎　議案第２８号　　中之条町行政手続条例の一部改正について

◎　議案第２９号　　中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

◎　議案第３０号　　中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

◎　議案第３１号　　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

◎　議案第３２号　　中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎　議案第３３号　　中之条町出産祝金支給条例の一部改正について

◎　議案第３４号　　中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について

◎　議案第３５号　　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎　議案第３６号　　野反湖区画漁場の管理に関する条例の一部改正について

◎　議案第３７号　　中之条町奨学金条例の一部改正について

◎　議案第３８号　　中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎　議案第３９号　　中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◎　議案第４０号　　中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎　議案第４１号　　中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎　議案第４２号　　中之条町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎　議案第４３号　　中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について

◎　議案第４４号　　中之条町上水道事業給水条例等の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第２、議案第24号から第44号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る11日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）議案第31号　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について質問をいたします。

こちらの条例につきましては、昨年の12月定例会の一般質問で制定求めたところ、早速このように条例の案として上程いただいたこと、迅速な対応に感謝を申し上げます。

こちらの条例の中身なのですけれども、周辺住民への配慮がいろいろとなされるような中身と拝

察するのですけれども、具体的にこの周辺住民の方が事業者の説明などを受けて、意見を述べたい、また町に事実関係を伺いたい、そういった動きが取れるのかどうか、そこをまず伺いたいと思います。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）お答えいたします。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、こちら再エネ特措法という法律がございまして、こちらのほうで2024年に改正がありまして、地域住民へのコミュニケーションの効果、強化、また事業規律の強化ということで説明会の開催を強化されております。この事業の実施にあたっては、開始前に地域住民向けの説明会を開催し、計画の内容や影響について詳しく説明することが義務づけられております。

また、住民から意見や懸念があった際には、その事業の計画に反映させる仕組みを整えなければならないということで、この法律が強化されておりますので、そのように地域住民の周知、説明があった際には、その意見も盛り込むことと法律で強化されておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。安堵いたしました。

続いて、こちらの条例が施行の期日が７月の１日からということで、４月から７月までが周知期間ということで事業説明も伺ったところなのですけれども、具体的にどのように７月１日の施行まで周知を図る予定かお聞かせください。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）ご質問にお答えいたします。

まず、周知の方法としては、４つの周知方法を考えております。まず、１つが「広報なかのじょう」に掲載するという予定でございます。５月号、または６月号で７月１日の施行に向けて、事前に掲載したいと思っております。また、町のホームページに掲載し、条例の概要ですとか、また町への事前協議、また説明会等の報告につきましての様式等も、こちら町のホームページで公表したいと思っております。

それと、役場の担当課の窓口へ町民ですとか事業者が問合せに来たときのために、概略をまとめた資料を窓口に用意して、そちらを手渡しながら説明し、理解が求められるよう、配慮したいと思っております。

それと、今回発電出力か10キロワット以上ということで、小さなものも該当になってきますので、例えば農地転用によって、田んぼだった農地、畑だった農地に太陽光発電を設置する町民、事業者もいると思いますので、農業委員会の窓口にもこの条例、規則の概要をまとめたものを窓口に準備したいと考えております。この４つを考えておりますし、あと役場の１階の総合窓口にも準備でき

ればと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）周知についてもしっかりと計画されていることで、こちらも安心いたしました。「再生可能エネルギーのまち」宣言で、中之条町、この間やってきておりますし、今日の議論でも物価の高騰や原材料、また原油価格、本当に大変な状況がさらに激化する中で、再生可能エネルギーの活用というのはまた今後もさらに求められることと思います。この両立、再生可能エネルギーの促進、そして過度な設備などは防いでいく、このバランス、本当大変になってくると思いますけれども、しっかりと今回の条例制定でもって、その両方がなされるように期待するものです。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）ほかに質疑はございませんか。４番、割田さん

○４番（割田三喜男）先ほどの同僚議員の同じ31号についてご質問いたします。

やっぱり自分もこのような設置をある程度規制する特化条例ですか、それは制定する必要があると思っております。地元住民の説明会の開催や同意とか、先ほど来話がありましたが、やっぱりそれと自治体の協議、事前協議などを義務付ける必要があるかなと強く思っております。

一方、この目的にもあるとおり、再生可能エネルギー電気の調達に関する特措法や条例等の規制と推進のバランスが取れた取扱いが必要だと思っております。全国的に太陽光発電施設、メガソーラー施設の建設計画についてはだんだん少なくなっていますが、地元とのトラブルになっている事例が多く見られます。法令で直ちに規制できない難しい面もあるようです。北海道釧路湿原の鶴居村、この村はタンチョウヅルが有名なのですが、日本で最も美しい村連合に加盟しており、大石村長さんは、この鶴居村ではこのメガソーラーの建設予定地を村で買い取ったということも聞いております。一方で、千葉県、たしか鴨川市だと思うのですが、大規模工事造成が進んでいるようです。地元の反対があるのですが、進んでいるようです。法令は、この特化条例とか、さらに特措法に基づく規制、同法の施行規則第５条の２第３項が重要な規制となっていると思います、ちょっと前置きが長くなったのですが。

そこで、先ほども出たのですが、施行日が７月１日なのですが、それまでに駆け込みで施工工事があった場合について、特措法で縛れる、規制できるのかなと思いますが、改めてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）ご質問にお答えいたします。

法律に基づきまして､地域住民への説明責任もあるということで法律のほうでうたってあります。町の条例の施行日は７月１日ですが、それまでの、例えば４月から、４、５、６と３か月間、駆け込みのそういった設置があることも想定はされます。ただ、上位法令であります法律に基づいて説明会ですとかそういったものの強化がされておりますので、そういったものを法律を無視して設置

するということは私どもは想定しておりませんので、町との事前協議はもちろんありません。そして、説明会の報告についても町にはないのですけれども、法令に基づいて事業を進めていくと見込んでおりますので、町への報告、事前協議がないだけであって、実施事業者につきましては、法令に基づいてやるものと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）大変ありがとうございました。地元として反対するとすれば、反対理由を具体的にする。ただ景観が悪いだけではなくて、例えば周辺の観光資源に対して景観が悪くなってしまうとか、土砂災害とかの災害のリスクがあるとか、反射光などによって生活被害を及ぼすとか、それらをいろいろ具体的に言えば､事業者がより真剣に向き合ってもらいやすくなることと思います。また、組織的な活動により、社会に対する影響力を高めることはできると思います。

そして、地元としては初動が大事だと思っておりますし、町行政と連携して、事業者に対して、住民の思いなり意見を伝えることが現実的な対応となると思いますので、町の伴走支援をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質疑はございませんか。12番、福田さん

○12番（福田弘明）関連してお尋ねいたします。

これ所管の委員会でお尋ねして、明快な答えがなかったのですが、10キロワットというのは面積的にはどのぐらいの面積になるのか。そのへんでないと、私ちょっとイメージがつかめないのですけれども。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）すみません。手元に資料がございません。申し訳ございません。

一般的に農地転用をして太陽光事業につきましては、大体50キロ以下が一般的でございます。ですので、10キロといいますと、比較的小さな農地転用といいますか、1,000平米以下のものが50キロ以下ぐらいのものではないかと想定はされます。一般的に町内を見てもらって、小さな規模のものは大体49キロ以下で設置しているものがほとんどでございますので、10キロということになりますと比較的小さなものまで該当ということで、町のほうでは把握したいということで７月１日から施行したいというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）50キロワット級で１反歩、1,000平米程度だというお話なのですが、そうしますと10キロワットとなると５分の１ですよね。200平米ですよね。すごい面積。小さなところでもこの規制の対象になってしまうのかななんて思っておるのですが、この意図は再生可能エネルギーを規制するというわけではないのですよね。これに伴う災害を予防するという観点ですよね。ですから、

厳しいハードルをつけるのは再生可能エネルギーの道を塞ぐ道にもなるのかななんて思うのですが。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）設置を規制するものではございません。上位法令の再エネ措置法においても50キロ未満のものについては説明会以外の手法での事前周知を求めると、法律でなっております。こちら、例えば自宅のポストとかにこういった事業をしますというような周知も該当になるかと思います。50キロ未満のものについてはそういった周知の方法でもいいことにはなっておりますので。ただし、住民からの意見や懸念があった場合には事業計画に反映するようにという上位法令がありますので、その部分に合わせて、比較的小さなものまで、町のほうで事前協議をしてほしくて、このような設定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん、一応番号言ってください。

○12番（福田弘明）失礼いたしました。12番、よろしいですか。

○議長（安原賢一）はい。

○12番（福田弘明）国のほうの基準が50キロワットだというのでしたら、これあえてこの10キロにする必要もないのではないのですか。50でよろしいのではないのですか。どうなのでしょう。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）説明が下手ですみません。国の法律におきましても50キロ以上のものは説明会の開催を求めるということになっております。50キロ未満のものに関しては、地域に影響を及ぼさないものに関しましては、説明会以外の手法で事前周知を求めるということで、事前周知はしなければならないことになっておりますので、50キロ未満のものも事前周知は必要ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）地域に影響を与えないという判断はどういうことなのですか、具体的に。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）この法律のほうを読みますと、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に係るもの、また災害が発生した場合に再エネ発生設備が損壊するリスクの高いエリア、また条例において、自然環境、景観の保護を目的として保護エリアを定めている場合、こういったものが影響を及ぼすが及ぼさないかの判断になるものと思われます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それがこの禁止区域という箱の中に明示されている場所だということですね。分かりました。

以上です。

○議長（安原賢一）ほかに質問のある方。５番、山田さん

○５番（山田みどり）議案の第40号と41号に係る質問をします。

中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、あとは中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例と、２つなのですけれども、すみません、自分、説明を伺ったと思うのですけれども、特定乳児と乳児等のこの違いというのが再度説明をいただければと思います。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。

なかなか文言の整理というのは、私もなかなか把握するのが難しいのですけれども、乳児等通園支援事業というのは町が認可するための条例になります。基準を定める条例です。要は施設に対する条例、施設の設備等を町が認可するための条例になっています。特定乳児等という特定が頭につきますと、これは国からの給付を受けるための事業を行うために給付を受けるために必要な、これは町のほうがまた確認行為というのをするのですけれども、その確認行為をするための基準になります。ですので、施設を設置するための、認可をするための基準と、あとは国から給付を受けるための確認行為に関する基準という、そういった違いがございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）分かりました。すみません。いろいろ調べて読み込んだのですけれども、この違いがなかなか理解ができなかったものですから、こども誰でも通園制度ということで、この２つの条例が一体となって、このこども誰でも通園制度が可能になるというようなことの理解でよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）特に国からの給付を求めないのであれば、その施設の設置をするための認可を受ければ、事業は運営ができます。ただ、やはりその運営をしていくにあたって、国からの給付を受けるためにはまたその確認という行為が必要になりますので、その両方の条例に基づいた認可と確認を受ける必要があります。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）すみません。ちょっと給付について質問なのですけれども、国からの給付というのはその設置に対しての施設ですとか人件費だとか、その他もろもろかかる経費に対して給付が受けられるということでよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）国のほうで定めている１人当たりに対する運営経費とかいろいろもろもろを含めた国のほうで定めている基準がございますけれども、その基準に基づいた給付を受けるためにはその確認が必要ということで、その給付が受けられなければ、結局は利用者が全額負担し

なければいけない、そういった形になります。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）これに伴って、予算のほうにはこども誰でも通園制度のために職員２名配置ということで２名配置して、その準備をすることにはなっているのですけれども、結局新たな職員というよりは今いる職員を充てて対応するということで、この制度は、私も働く親としてはそういうときに預かってくれるというのはすごく助かるところではあるのですけれども、じゃあ現場はどうかというところを考えたときに、もちろん登録制度ではありますけれども、誰でもが通園できるということでは、小さな自治体、例えば小さな保育所とかというところはもうキャパが決まっています。その施設というのもある程度支援はあったとしても、その施設を本当に観光地なんかは特にだったりとか、そういうところはもしかしたらかなり増える可能性も出てくるのかなと、また全くこの制度が始まってみないと何とも言いようがないけれども、非常にいろんな影響が出てくるのではないかなという懸念があるのです。今の２人体制というところでは果たしてまだ始まってもないから、取りあえず２人、今いる職員のみなさんにお願いをして、２人ということになっていますけれども、状況に鑑みて、やっぱりその職員の体制だとかその状況を変えなければいけないと、そういったときに町が給付だけでは全くたぶん賄えなくて、それだけ整備をしなければいけないことが起こるのかどうかというところを想定しているかどうかお聞きします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）今回提案させていただいている条例につきましては、これは国や地方自治体以外の方がこの事業を運営する場合に、町のほうが認可であったり確認であったりという、するために必要な基準になります。町が運営するためには、町がこの誰でも通園制度を行うには、県からの認可を受けた施設という形にはなるのですけれども、今回この誰でも通園制度の民間事業者はまだ猶予があるのですが、各地方自治体はもう必ず１か所はそういった施設を設置しなさいという、これはこども家庭庁からの指導になっております。この事業を行うのにあたっては、また条例とは別に町のほうは規則でその利用定員というのを決めております。この利用定員については、６か月以上になるのですけれども、ゼロ歳児は３人、１歳児は１人、２歳児は１人、事業はゼロ歳児から２歳児までに対応する事業ですので、こういった定員を設けておりますので、応募者がたくさんいるからといって、それを全て受け入れるというものではございません。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）定員が定められているというところでは、今いる、通園させている、通所されているお子さんに影響がないということ、これが確認できないと、誰でも通園制度という、非常にいいようには聞こえるのですけれども、やっぱり受け入れる側の自治体にとっては非常に負担になるし、例えば子どもの安全面に関しても責任を持たなければいけないというところでは、常に通園、通所してくれているお子さんというのはよく分かっているけれども、登録して、その間だけという

ふうになると、様々なお子さんを預からなければいけないということで、その準備だとかそういうこともすごくその現場で働く保育士さんにとっては負担になるのかなというふうに考えますけれども、その点について、これは制度のことなので、この制度が基準を制定すれば、その現場で働く方々はそれにきちんと対応しなければいけないと、そこについてはどのようなふうに進め方をしていくのかお聞かせいただければと。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）本町では、この誰でも通園制度、伊勢町保育所に設置をして運営していく予定でございます。そこに２名のこども誰でも通園制度に対応する職員を配置しております。

保育の基準というものの中にもゼロ歳児は３人までのお子さんを１人の保育士で見なさいという基準がありますので、そこには１人配置ができます。また、１歳児、２歳児についてもまた基準がございますけれども、１歳児が５人に１人ですか、２歳児が６人に１人という配置になっていますので、そこは１歳児１人、２歳児１人という定員にしていますので、決して手が足りないということはないのかなとは考えています。もしこのへんは保育所等もよく相談をした上で利用定員というのを決めておりますので、もしこれで手が足りないとなれば、またそこで検討して、保育士を配置するなどして対応を考えていきたいと思っております。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第24号　中之条町職員の給与に関する条例等の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号　中之条町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号　中之条町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号　中之条町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号　中之条町行政手続条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号　中之条町議会議員及び中之条町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号　中之条町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号　中之条町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号　中之条町出産祝金支給条例の一部改正ついて採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号　中之条町小口資金融資促進条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号　中之条ガーデンズ設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号　野反湖区画漁場の管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号　中之条町奨学金条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号　中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号　中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号　中之条町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号　中之条町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号　中之条町文化会館設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号　中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号　中之条町上水道事業給水条例等の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　議案第４７号　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（安原賢一）日程第３、議案第47号を議題とします。

この議案につきましても去る11日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。２番、福田さん

○２番（福田公雄）それでは、１点お伺いいたします。

中之条町過疎地域持続的発展計画（案）の33ページ、６、生活環境の整備、１、現況と問題点、（１）、水道施設、この中の一番最後の行で、「また地区で運営している水道については、公営化による運営を検討していかなければなりません」とありますが、この地区で運営している水道についてという中に、自家水道は想定に入っていますか。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（湯本文雄）こちらの過疎地域持続的発展計画につきましては、令和８年度から令和12年度までの５年間の計画ということで掲載させてもらっております。先ほど福田議員の質問にありました、「また地区で運営している水道については、公営化による運営を検討していかなければなりません」と、こちら検討していかなければならないということで、今後事業化にあたって、このようなケースが出てきて、整備をする際には過疎債という有利な起債を起こすことができるということで、具体的にどういったものが該当になるかというというのは想定はしておりません。ただ、今後５年間のうちにこのような事業の整備に着手する際には、事業の財源として過疎債が非常に有利でありますので、このように掲載をさせてもらいました。

提案理由の補足説明でも申し上げましたとおり、この計画に記載させていただきましたものが必ず事業を実施するものではございませんので、本計画の中で実施しないものも可能性として含まれておりますので、必要な施策として可能性のある事業を計画に記載するという内容でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（安原賢一）２番、福田さん

○２番（福田公雄）ありがとうございます。水道に関しては、総務課長、防災安全課長、企業課長、いろいろご相談する中で有効な公債などが現状、国・県もないということで、私も地元から相談を受けたりして、大変どうしたらいいのかと考えるところではあります。ただ、水というのは生活の重要なインフラであります。なかなか難しいところではあっても、ぜひ町執行部のみなさん、お力

をお借りして、また私なども微力ですが、力を尽くして、地元の水道がなければ、過疎がさらに進んでしまう、そういうことをやっぱり地元の方は懸念されています。そういった課題の解決に力を尽くしていきたいと思いますので、お力添えを何とぞよろしくお願いいたします。

そして、調べると、やはりこういった水道施設、この問題は中之条だけではなく、もちろん日本全国の山間部を抱える地域には共通の課題です。これは、各自治体で対処してはいますが、やはり国だとか都道府県、こういったところの大きな力がないと、根本的な課題の解決にはつながらないと思います。ぜひそういったことも国、県などに町長やみなさん通じて、働きかけ、申し出していただいて、一歩でも解決に向かうようにお力添えを重ねてお願いいたします。

それでは、もう一点確認しておきたいのですが、こちら水道だとやはり企業課というのが窓口というふうになりますが、自家水道の場合は企業課ではなくて、窓口がちょっとはっきりしないところがありますので、自家水道に関する相談などがあった場合の窓口は総務課が窓口というふうに私などはちょっとイメージしているのですが、それで間違いがないでしょうか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）地元からの自家水ということで、恐らく組合ということになるのですけれども、役場の所掌事務との兼ね合い等もあったり、また組合の性格とかも考えると、なかなかどこがということではないのですけれども。ただ、一つの例として、例えば行政区の区長さん、こういったところがまず相談なんかに来るということであれば､総務課でもいいのかなと思いますけれども、いずれにいたしましても、これ議員ご承知のとおり、非常に難しい問題ですので、総務だけで完結できる問題でもないですし、またかなり制度的にも難しい問題であります。役場全体の問題になりますけれども、例えば行政区あたりの区長さんからということになれば、一旦の相談は総務課でもいいのかなと思っております。

○議長（安原賢一）２番、福田さん

○２番（福田公雄）ありがとうございました。各戸の、各戸というか、各家庭での相談というよりもやっぱりその地域、水源を持っているのは何軒かでやはり一つの、一つの水源を何軒かの家で持っているということがほとんどだと思いますので、そういった場合は区長さんと一緒に総務課に相談など伺いたいと思いますので、そのときにはいろいろお知恵をお借りいただければ大変ありがたく思います。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（安原賢一）ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第47号　中之条町過疎地域持続的発展計画の策定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

それでは、地域共創課長のほうから答弁をお願いします。

○地域共創課長（湯本文雄）すみません。議案第31号　中之条町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定につきまして、福田議員からの説明で面積の質問がございました。正確なものが分かりましたので、お答えしたいと思います。

1,000平米と私のほうで大体で言ってしまったのですが、修正させていただきたいと思います。発電出力10キロが大体100平米から150平米、50キロワットが500平米から700平米でございます。目安となりますのが１キロ当たり10平米から15平米が１キロワットの目安ということで確認できましたので、私のほうの答弁を修正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

――――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――――

◎　議第１号議案　中之条町議会委員会条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第４、議第１号議案　中之条町議会委員会条例の一部改正について議題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、剱持秀喜さん、ご登壇願います。13番、剱持さん

○13番（剱持秀喜）議第１号議案　中之条町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今３月定例会議において可決した中之条町課設置条例の一部改正に伴い、文教民生常任委員会の所管に記載されている住民福祉課、保健環境課を新設、また名称変更された住民課、福祉課、健康子育て課に変更するものです。

施行日は、課設置条例の施行日と同じ４月１日です。

議員各位のご理解をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（安原賢一）質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案を直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議第１号議案　中之条町議会委員会条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第１号議案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　陳情第１号・２号

○議長（安原賢一）日程第５、陳情第１号・第２号を議題とします。

お手元に請願・陳情審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。陳情第１号について、文教民生常任委員長、大場壯次さん、ご登壇願います。８番、大場さん

○８番（大場壯次）陳情審査報告書。議長の命によりまして、令和８年３月定例会議において文教民生常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会の住民福祉、保健環境分野は、３月16日午前10時55分から第１委員会室において、委員５名、町長、議長、関係課長、職員出席の下開催し、陳情第１号について審査し、「不採択」と決定しました。

陳情第１号は、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書で、レプリコンワクチンを含むｍＲＮＡワクチン、新型コロナワクチンは副反応被害の報告があり、安全であるとは言えないため、接種事業の中止を求める意見書を国会及び関係機関に提出してほしいというものです。

事務局から郡内の審査状況について説明を受けた後、各委員から意見を聞きました。主な内容ですが、「私どもは、専門知識は持ち合わせていない。この手のワクチンは副反応が少なくなるように改良され、新型コロナウイルス感染症の流行を抑える効果あると思います。継続審査でお願いします」、「国は、常に事例を追っている。また、学者によって判断は分かれている。それを議会で判断して、国に上げるなどというおこがましいことはできないと思うので、不採択でお願いします」、「国でも全世界でもワクチンについては治験をしっかりして承認されているのですから、今接種反対という陳情は出せないと思う。不採択でいいと思います」、「ワクチンや薬には100％の安全というのはないので、そのリスクをどう見るかは各個人の判断に委ねられる問題だと思う。定期接種を町で呼びかける際に、しっかりと情報を提供していただくことをお願いして、こちらの陳情については不採択でいいと思います」などの意見が出されました。

採決について諮ったところ異議がなかったので、採決を行いました。その結果、「継続審査」が１

名、「不採択」が３名でしたので、当委員会では「不採択」に決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました陳情第１号の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

陳情第１号について採決します。

本件に対する委員長報告は「不採択」です。

お諮りします。

陳情第１号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書を委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第１号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第２号について、委員長から審査経過の概要について報告を求めます。産業建設常任委員長、山田みどりさん、ご登壇願います。５番、山田さん

○５番（山田みどり）議長の命によりまして、令和８年３月定例会議において文教民生常任委員会に付託された陳情の審査報告を申し上げます。

当委員会は、３月18日午前９時30分から第１委員会室において、委員５名、議長、町長、副町長、関係課長、職員出席の下に開催し、陳情第２号について審査し、「採択」と決定しました。

陳情第２号は、上沢渡地区区長会から提出された県道草津中之条線湯原地区道路改良に関する陳情のお願いで、早急に湯原地区の狭窄道路の改良要請を行ってほしいというものです。

担当課長から現在の状況の説明を受けた後に、各委員からの意見を聞いた内容ですが、「随時進行しているという話ですが、地元の人たちを含めて、我々も全く無関係ではないので、採択にしていければと思います」、「少し先になるようですけれども、ぜひとも改良していただきたいと思いますので、採択という方向でお願いできたらと思います」、「この路線については、半世紀以上にわたる地域の懸案事項でもあり、生活道路、危険な場所の要望事項などで、ぜひ前向きに検討いただけるように、議会としても、また町としても関係機関に働きかけていきたいと思います。大変危険な道路であり、一日でも早く拡幅していただけると本当に安心安全に通れる道路になると思いますので、

採択でいいのではないかと考えています」などの意見が出されました。

採決について諮ったところ異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、「採択」とすることに賛成全員であったため、当委員会では「採択」と決しました。

あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案については内容を委員長に一任するということに決定されました。作成した意見書案を委員に諮ったところ、修正点等がなかったので、この案のとおり意見書を提出することに決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第２号について採決します。

本件に対する委員長報告は「採択」です。

陳情第２号　県道草津中之条線湯原地区道路改良に関する陳情のお願いについて、委員長報告のとおり「採択」とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、陳情第２号は「採択」とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　日程の追加

○議長（安原賢一）　陳情第２号が採択となったことにより、陳情第２号の意見書の案が提出されております。

本案を、この際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、追加議案書を配付します。事務局、お願いします。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第２号議案を追加日程第１として、議事日程に加えていただきたいと思います。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議第２号議案　　「主要地方道中之条草津線湯原地区の改良整備促進を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第１、議第２号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第２号議案について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

議第２号議案　「主要地方道中之条草津線湯原地区の改良整備促進を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第２号議案は可決されました。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第６、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付した一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

なお、後日内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議がないものと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）　以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって令和８年第１回中之条町議会定例会３月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（閉会　午後２時２８分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長　　安原　賢一

中之条町議会議員　　大場　壯司

中之条町議会議員　　冨沢　重典

中之条町議会議員　　関　　常明